

令和7年度予算審査特別委員会会議録

令和7年 3 月 13 日 開会

令和7年 3 月 17 日 閉会

三川町議会事務局

予算審査特別委員会会議録

○招集場所 三川町役場議場

○開会月日 令和7年3月13日

○閉会月日 令和7年3月17日

○予算審査特別委員会委員長 鈴木重行

○予算審査特別委員会副委員長 鈴木淳士

第 1 日 3 月 1 3 日 (木)

○出席委員 (9名)

1 番 志 田 徳 久 委 員	2 番 鈴 木 淳 士 委 員	3 番 小 林 茂 吉 委 員
4 番 土 田 市 子 委 員	5 番 小 野 寺 正 樹 委 員	6 番 佐 久 間 千 佳 委 員
7 番 砂 田 茂 委 員	8 番 佐 竹 優 子 委 員	9 番 鈴 木 重 行 委 員

○欠席委員 (0名)

な し

○説明のため出席した者の職氏名

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	

粕 谷 恵	総 務 係 長	齋 藤 一 哉	総 務 課 長 補 佐 (危機管理担当)
五 十 嵐 章 浩	総 務 課 長 補 佐 (財 政 担 当)	三 船 伸 並	開 発 係 長
須 藤 崇 仁	企 画 調 整 係 長	山 本 美 鈴	住 民 主 査 兼 係 長
星 川 洋 平	税 務 主 査 兼 係 長	佐 藤 由 貴 子	国 保 係 長
五 十 嵐 ま な み	健 康 福 祉 課 長 補 佐 (福 祉 介 護 支 援 担 当)	佐 藤 千 絵	健 康 係 長
菅 原 勲	産 業 振 興 課 長 補 佐 (農 政 担 当)	高 橋 直 貴	農 政 係 長
高 橋 朋 子	商 工 観 光 係 長	菅 原 明 大	建 設 係 長
齋 藤 哲	環 境 整 備 係 長	高 橋 真 利 子	会 計 課 長 補 佐
木 村 功	教 育 課 長 補 佐 (学 校 教 育 担 当)	佐 藤 豊	教 育 課 長 補 佐 (社 会 教 育 担 当)
松 井 亜 紀 子	社 会 教 育 係 長	吉 田 直 樹	子 育 て 支 援 室 長 補 佐
真 寫 幸	子 ども 支 援 主 査 兼 係 長 併 学 校 教 育 主 査 兼 係 長	渋 谷 淳	農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐
渡 部 涼 子	農 業 委 員 会 総 務 係 長		
和 田 勉	監 査 委 員	庄 司 正 廣	農 業 委 員 会 会 長

○職務のため出席した者の職氏名

加 藤 善 幸	議 会 事 務 局 長	飯 鉢 凜 書 記
遠 渡 蓮	書 記	佐 藤 裕 太 書 記

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。これより委員会条例第8条の規定により、この場所で予算審査特別委員会を招集します。

○議長（町野昌弘議員） ただいまより予算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） 委員長がまだ決まっていますので、委員長を互選するまでの間、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が互選に関する職務を行うことになっております。出席委員中、小林茂吉委員が年長委員でありますのでご紹介申し上げます。

小林茂吉委員、登壇願います。

○臨時委員長（小林茂吉委員） ただいま紹介されました小林茂吉であります。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が決まるまでの間、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長（小林茂吉委員） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。選挙の方法については、時間の関係もありますので、地方自治法第118条第2項の規定に準拠し、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時委員長（小林茂吉委員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

○臨時委員長（小林茂吉委員） 指名の方法については、臨時委員長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時委員長（小林茂吉委員） 異議なしと認めます。したがって、臨時委員長において指名することに決定しました。

○臨時委員長（小林茂吉委員） 予算審査特別委員会委員長に9番 鈴木重行委員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました9番 鈴木重行委員を予算審査特別委員会委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時委員長（小林茂吉委員） 全員異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9番 鈴木重行委員が予算審査特別委員会委員長に当選しました。

○臨時委員長（小林茂吉委員） ただいま予算審査特別委員会委員長に当選されました鈴木重行委員が本議場におりますので、本席より告知します。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職務を退かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

鈴木重行委員、登壇願います。

○委員長（鈴木重行委員） ただいま予算審査特別委員会委員長に就任いたしました鈴木重行であります。

本委員会に与えられた時間の都合もありますので、委員各位のご協力によりまして、定め

られた時間まで審査を終わらせるよう努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。選挙の方法については、時間の関係もありますので、地方自治法第118条第2項の規定に準拠し、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（鈴木重行委員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 指名の方法については、委員長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（鈴木重行委員） 異議なしと認めます。したがって、委員長において指名することに決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 予算審査特別委員会副委員長に2番 鈴木淳士委員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました鈴木淳士委員を予算審査特別委員会副委員長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（鈴木重行委員） 全員異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました鈴木淳士委員が予算審査特別委員会副委員長に当選されました。

○委員長（鈴木重行委員） ただいま予算審査特別委員会副委員長に当選されました鈴木淳士委員が本議場におりますので、本席より告知します。

○委員長（鈴木重行委員） ただいまから令和7年度予算審査を行います。予算審査の方法は、委員全員で本議場において審査することとします。

出席要求として、町長、監査委員、教育委員会教育長及び農業委員会会長より出席の上、説明をお願いします。

なお、出席説明者の要求については急を要するものであることから、委員会条例第18条の規定により、この際、議長の了承をお願いします。

審査の期限は3月17日までであります。期限までに審査を終えるようご協力をお願いします。

なお、書記には、飯鉢 凜書記、遠渡 蓮書記、佐藤裕太書記よりお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 直ちに審査に入ります。

付託された本件の審査は能率的に、かつ、実効の上がるように進めたいと思いますので、委員各位に配付している審査日程により審査を行います。

なお、審査の状況によっては若干の時間的な伸び縮みがあると思いますが、ご了承をお願いします。

審査にあたっては、質疑者も説明者も要点を要領よく行っていただきます。

また、質疑者は、ページ数をはっきり言っていただき、1回の質疑にあまりにも多くの項目にわたりますと説明にも時間をとる結果になりますのでご留意願います。

また、会議規則第54条の規定により、質問が偏らないように、一審査区分ごとに1人3回以内としますが、各委員に対して数多くの質疑の機会を与えるということから2回にとどめ、状況を見て残り1回の質疑をするという方法で委員会の運営をいたしますので、ご協力の上、十分審査していただくようよろしくお願いします。

それでは、ただいまから第一審査区分として、一般会計歳入全般について審査を行います。

○委員長（鈴木重行委員） 質疑を許します。

7番 砂田 茂委員。

○7番（砂田 茂委員） それでは私の方から数点伺いたいと思います。初めに、18ページの15款1項1目のところの項目では7段目にあります妊婦支援給付費負担金、こちらについての説明をお願いします。

それから19ページになります。19ページの2目民生費国庫補助金のところの出産・子育て応援交付金、こちらは20万円となっております。こちらの前年度の当初予算から見ますと346万6,000円の減額となっていて、また同じく出産・子育て応援交付金では21ページにあります民生費県補助金、こちらのところの出産・子育て応援交付金、こちらでも5万円で前年度から減額となっております。この減額についての説明をお願いいたします。

続いて、26ページ、21款4項雑入のところなんですが、実はこちらには載っていないんですけれども、前年度、令和6年度の予算書にはこの雑入の項目にこどもの居場所事業利用者納入金、こちらが載っておりましたが、令和7年度の予算書には載っておりません。確かこの事業は、小学校の長期休業期間中に子どもに居場所を提供するものだったと認識しておりましたが、来年度からどうなさるのかお聞きしたいと思います。

最後に27ページになります。22款町債のところ、電気自動車等整備事業債 440万円、こちらの説明をお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまのご質問、4点だったかと思います。最初に18ページの妊婦支援給付金の関係でございます。こちらと19ページと21ページの出産・子育て応援交付金、関係がありますので併せて説明いたしたいと思います。国の制度改正に伴いまして、令和6年度出産・子育て応援交付金だったものが名称が変更されまして、令和7年度妊婦支援給付金の方になるものでございます。その内容といたしましては、出産・子育て応援交付金が残っている理由ですが、3月に出生したお子さまが事業の改編期ということで、少しばかり残した形から収入といたしまして、20万円と5万円の収入となったところでございます。4月以降につきましては、すべて18ページに記載の妊婦支援給付金の方に移行することとなります。

もう一つ、26ページの方の雑入に今年度こどもの居場所事業納入金がないということでしたけれども、こちらにつきましては委員おっしゃいますとおり、令和6年度につきましては東郷小学校をお借りしまして、長期休業のみのこどもの居場所を実施いたしました。その

利用者の方からの負担金という形で納入金をいただいたものでありますが、令和7年4月に新しい学童保育所ができることから、長期休業も含めまして、そちらで受け入れる体制を整えたことから、東郷小学校における居場所事業を行わないことになりました。それに伴いまして、収入はないということになります。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 4点目のご質問であります、来年度庁用車1台の購入を予定しているところでありますが、その購入等の起債の内容につきましては、五十嵐総務課長補佐より説明させます。

○委員長（鈴木重行委員） 五十嵐総務課長補佐。

○説明員（五十嵐章浩総務課長補佐） 私の方から、電気自動車等整備事業債の内容についてお答え申し上げます。こちらにつきましては、三川町役場として脱炭素の取り組みを行っていくというところで、来年度町としては初めて電気自動車、もう少し詳しく言うと PHEV 車の方の購入を予定しております。そちらの購入とあと充電用のコンセントの工事にかかる費用につきまして、脱炭素化推進事業債という起債の方を利用できるということで、こちらの方の事業債の方を活用して購入の方を行いたいということでの計上となっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 7番 砂田 茂委員。

○7番（砂田 茂委員） では、こどもの居場所のところをもう一度お聞きしたいと思うんですけれども、来年度から新たな学童保育所が開設されるということで、今年度までは長期休業中のみというのは利用できないということだったんですけれども、来年度からは今までのアソビバプロジェクトと今度新しくできる施設、どちらも長期休業のみという利用はできるのかもう一度確認したいと思いますし、その利用する際の保育料やおやつ代、こちらの料金は今年度までの居場所のところと変わらないものなのか再度お聞かせ願いたいと思います。

それから、電気自動車の方なんですけれども、電気自動車と言いますとすごく高価なものというイメージがあるんですけれども、この金額で賄えるものなのか、車種はどういうものなのか、その辺少し確認させてください。もう一つ、すみません。その購入予定、いつごろになるのか、その辺もお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） こどもの居場所事業に代わります新しい学童保育所での受け入れ体制のご質問かと思えます。現在、テオトルの方で行っておりますアソビバキッズ、新しくできますタイケン福祉会によりますウェルネス学童保育クラブみかわ、両方とも長期休業のみの受け入れもするというところで、説明会の後、入所の募集を行い、入所の決定をしたところでございます。保育料とおやつ代につきましては、両方とも同じになるんですが、長期休業のみの利用に当たります保育料というのを決めました。こちらにつきましては年額4万8,000円。おやつにつきましては月400円ということで、両方とも徴収をいたすところでございます。その年額につきまして、月で割りまして1/12にして毎月集金というかたちになります。長期休業、東郷小学校では行えなかったんですが、学校の振替にあたります、例えば運動会だとか学校祭とかの振替があるんですけれども、そちらの方も受け入れ

ていただくということで、事業を実施する予定でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 電気自動車、一般的なガソリン車よりも割高ということで、ただ起債の額は440万円。ただ、購入にあたっては全額充当できる事業ではございませんので、歳出については総務課の33ページの方に510万円ほどの額を計上しておりますけれども、そういった予算の中で購入をさせていただくということになります。なお、車種についてはこの予算の範囲内の国産車ということであります。時期はできるだけ早い段階で購入をしたいと考えているところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 5番 小野寺正樹委員。

○5番（小野寺正樹委員） それでは私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。まず、初めに17ページ14款1項1目農業使用料、農村環境改善センター使用料32万円といった部分で、前年同額ですけれども、こちらに関しては関連でありますけれども、文化交流館使用料の方で前年5,000円といった部分で、その説明の中では、農村環境改善センターの方に会議等を行っているとといったような話もあった部分で、増えていなかったのかなと思いつつも確認したんですけれども、あとこちらの方で関連で昨日の一般質問でもあったとおり、ホールに関しては物置に使用しているといった部分で、実際物置に関しての使用料的なものが発生しているのか。その辺、こういったものが置かれているのか、いま一つ把握していないんですけれども、そういった部分に関して料金が発生しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

あと関連で23ページの方の17款1項1目財産貸付収入。こちらに関しては、農村環境改善センター貸付料といった部分で50万7,000円。こちらに関しては、昨年と同様の数字が発生しておりますけれども、私の思うところにこれに関してはシルバー人材センターの事務所的なものの貸付料となっているのかなと感じておりますけれども、こちらに関しても前年同様の歳入ベースですけれども、こういったものに関しては、他の使用料に関してはやはり電気料とか、そういった油代の高騰とか関連して上げているようですけれども、こちらに関しては同じ額といった部分の中で、契約的なものの中で、そういった取り決めをしているのか。また、そういった部分に配慮している部分なのか、内容の方を把握できていればお願いしたいと思います。

続きまして、すみません、戻りますけれども、18ページ14款2項2目衛生手数料、こちらの中で少し前も聞いて確認したんですけれども、狂犬病予防注射済票の交付等手数料といった部分で17万1,000円。昨年に関しては14万1,000円といった部分で3万円ほど上がっているようですけれども、こちらに関しては業務手数料が上がっているといったような内容なのか、それとも、そういった犬の頭数が増えている部分といった把握なのか。あともう1点ですけれども、私は犬を飼っていないのでいま一つ分からないんですけれども、この登録をしなかった場合、これはあくまでも把握的には自己申請的なものなのか、もしそういった犬を飼っているのに、登録していない方の場合、町としてどのような注射に関しての義務づけが発生するのか、その辺も関連してお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 中條農村環境改善センター所長。

○説明員（中條一之農村環境改善センター所長） まずご質問がございました 17 ページにございます農村センターの使用料について、前年度と同額での計上をしているところでございますけれども、その中で農村センターにありますホールの物置につきましての使用料が発生するのかなというようなご質問かと思いますが、農村センターのホールの方には現在町の物品等を保管している状況でございまして、対外的には貸し出し等を行っていないことから、使用料等は発生していないというのが現在の状況でございます。

それから二つ目でございましたが、そういった貸付料、23 ページにございます貸付料についてはお見込みのとおり、シルバー人材センターの方に施設の方の事務室等々についての貸し付けについての貸付料というようになっているところでございます。こちらの金額に関しましては、やはりシルバー人材センターの方から施設の方を管理していただきながら、今利用をいただいているところでございますけれども、それと併せて施設に関しては貸付料をいただいているというような状況でございます。

そういった中で施設の貸付料を上げるかどうかというのは議論になるところかもしれませんが、令和7年度におきましてはまず同額での施設の貸付料ということで、双方との話し合いの中で、このように金額決定させていただいたところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 狂犬病予防接種に関しましてご質問数点ございました。まず、予算が増えた、増額した理由でございますが、町内にペットショップが開店したことにより、犬の登録件数が増加している状況でございます。続いて登録しなかった場合というようなご質問でございましたが、狂犬病予防法という法律がありまして、必ず犬を飼った場合は登録をしなければならないという法律がありますので、そういったことはございません。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 5 番 小野寺正樹委員。

○5 番（小野寺正樹委員） 分かりました。農村環境改善センター使用料、ホールに関して町のものを使っているの、使用料は発生していないといったような答弁だと思うんですけれども、逆に言えば町のものであれば発生しないといった部分のことも若干不思議に思った部分はあるんですけれども、逆に具体的に私も確認すればよかったんですけれども、どういったものが置かれているのか。例えば、本当の物置、例えば押切地区にある旧保育園に関して、物置的なもので利用しておるようなんですけれども、ほとんど出入りがないように感じております。そういったものの言葉の使い方は悪いんでしょうけれども、粗大ゴミ置き場的なものにならなければ私は大変それはそれで助かると思うんですけれども、やはりそういった物置に関しては使わないものをどんどん押し込める場合、粗大ゴミ化する可能性もありますので、ぜひそういった部分の配慮は願いたいと思います。

あと、そういった物置に関して、私は勉強不足で本当に申し訳ないんですけれども、施錠しているのか。一番感じるのは、子どもが例えば中に入ってしまっただけで事故があるとか、そういった部分に関しては問題ないのか。当然、鍵、施錠とかをされていけば問題はないと思う

んですけども、いま一度その辺の確認をお願いしたいと思います。

あと、先程若干触れたので、少し言葉足らずで忘れたんですけども、文化交流館の使用、会議の方も公民館の方に農村環境改善センターの方に移行しているといったような話の中で、昨年も使用料に関しては5,000円ベース、なかなかそういった使用料の目的ではないといった部分の答弁、あくまでも文化交流施設のため、そういった目的ではないんだよと言ったような話は再三聞いてはおりますけれども、なかなか伸びていない現状に対して、本当に私も三川町のホームページ等で様々な催しをしながら、これだけ年中、一生懸命文化交流施設の使用料、写真とか様々な展示もされているようですけれども、なかなか伸びていないといった部分で本当にこのままでいいのか、確かに文化目的の施設ではありながらも、やはり最低限度の維持費、人件費、そして水道光熱費もかかるわけですので、やはりそういった部分の使用料も今後最低限度の考え方もしておかないと経費ばかりかかりながら、そういった負担になると思いますので、考え方があれば再度お聞かせ願いたいと思います。

あと、狂犬病に関してはペットショップ、確かに私も最近、イオンの中にもペットショップができたようですし、あとはもう一つコメリですか、コメリの方でも何かペットショップができていますので、そういった部分が入っていると、改めてそういった頭数も入っているんだなといった部分で勉強になりました。ありがとうございました。

○委員長（鈴木重行委員） 中條農村環境改善センター所長。

○説明員（中條一之農村環境改善センター所長） 農村環境改善センターホールの使用の中でこういったものを保管しているかというお話だったかと思いますが、今現在町の方でこれまで様々な車庫等々にそれぞれ保管していた書籍関係でありますとか、常時使うような物品以外でも、年に何回か使用する様々な物品等の保管などを行っております。その施設の管理にあたりまして粗大ごみ置き場といったような表現がございましたけれども、なるべく整理をしながら活用していただくように、こちらの方では管理をしているところではございますけれども、確かに小野寺委員おっしゃいますとおり、場合によっては必要でないものというものが、そのホールの中に常時置きっぱなしのような状態になっている部分も一部あるのかなというようにも感じるところでございます。

今後につきましては、整理もしながら本当に必要なものは必要であるということで、当然保管をしていかなければならないわけでございますけれども、廃棄すべきものは廃棄するといったような形で、しっかりと整理をしながらホールの方の物置の活用をしていきたいというように感じております。施錠に関しましては、場合によっては施錠できるようにはなっているんですけども、すみません、そちらのところを今、私、少し把握していないところでございまして、この場でお答えできないことを申し訳なく思うところでございます。

それから文化交流館の使用料についてでございますけれども、確かに5,000円という年額での使用料ということで、この施設を維持するにあたっての年間の維持修繕料とか、様々なかかる消耗品等々を考えますと、その費用対効果はいかかなものかというようなお話になるのは当然のことかなというようにも思うところでございます。この文化交流館は、やはり町民の方々から、多くの方々からその施設の特長性というか、施設をうまく活用していただい

て、皆さまの様々な日頃の活動の発表の場であったり、展示の場であったりというような活動が多いように思います。その辺に関しましては、特に町の方といたしまして、使用料でありますとか、そういったものは定めていないところでございまして、今の町の文化交流館の使用にあたっての規定の中では、会議等での使用の部分だけが収入としてあるというような実態から、このような低い金額になっているということでございます。今後の維持費等を考えたときに、この使用料のあり方というのがどうということなのかということにつきましては、今後検討してまいりたいというように思っております。

○委員長（鈴木重行委員） 8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） 19ページの15款国庫支出金2項の国庫補助金、こちら1目の区分2のところですね、地方創生臨時交付金についてですけれども、こちらの臨時交付金についてはどういった目的で交付される交付金なのかということをし少し基本的なところで申し訳ございませんがお聞きします。

あと、地方創生に関わる様々な事業について、国からの交付金、様々な用意されていると思います。それらは申請をしたとしても採択されるのがとても難しいという、ハードルが高いものだというようにはお聞きしているのですが、三川町でも様々な地方創生のための事業をしておると思います。それらの事業で申請をして、少しハードルは高いと思うのですが、今後様々な事業を行っていく上では財源の確保というのが非常に大事になってくると思います。また、今後は財源の確保のために、そういった交付金を獲得する、そのために動いていくというような意向があるかどうかについてもお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 2点のご質問がございましたけれども、まず1点目についてです。当初予算に計上しております19ページの地方創生臨時交付金につきましては、こちらは低所得者対策としての交付金ということで計上しておるもので、その内容等については国がどの低所得者としての条件云々というのは、もう定まった額の中で、これまでの交付が今年度を含めてそういった実績等に基づいて国が交付を決め、追って精算ということで追加なりもしくは国の方に返還をするということで精査をするという内容のものでございます。地方創生ということで、様々な国からは社会情勢等、また経済の活動の状況等において交付金等が交付されます。

ただ、その国から示される交付金については、あらかじめこういったメニューの中で、各自治体の状況に応じてということで臨時に交付されるというものが多いというのが現状です。町で取り組む各種事業、それについては、国や県の補助メニューということもございしますが、そういったものがなくても町の重要事業というものとして位置付けられたものについては、一般財源、もしくはそれぞれ本町何本かの基金を設置しておりますけれども、その事業内容によって、例えばふるさと基金とかですね、教育施設整備基金そういったものの基金を繰り入れながら財源を充当し、実施しているところです。町の方針としまして、国や県のいわゆる国県補助金を十分活用した中で事業を展開するということを基調にしておりますので、来年度予算においても本町で行う事業の財源についてはまず100%使えるものは使うという

姿勢の中で、それぞれの予算を計上しているところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 他にございませんか。6番 佐久間千佳委員。

○6番（佐久間千佳委員） 私から数点お伺いしたいと思います。まず初めに予算書の方からお伺いします。13ページになります。町税の軽自動車税の中から種別割ということで計上されております。この種別割現年課税分ということで、昨年より増額になっておりまして、大きくは軽自動車、4輪乗用の自家用であったり、軽自動車の中でも貨物自家用というところが伸びているのかなというようにも見てとれましたし、2輪の小型自動車、その他ということでこちらも伸びているなというようには見て取れましたが、この総じての増額要因の方の説明をお願いしたいと思います。併せて少しここのどの部類に入るか分からなかったのですが、昨年からですかね、電動キックボードに関しても、軽自動車税の対象になるのではなかったかなと思ひまして、そちらの台数等ですね、どの部類に入るのかというところも併せて教えていただきたいと思ひます。

続きまして24ページになります。17款財産収入ということで、財産運用収入1項が示されておるわけでありますが、この中で利子及び配当金という部分、昨年より大幅に増額しております。この説明文で言いますと、2から10のうち7のリーディングファーマーズ銀行基金利子と8の森林環境譲与税基金利子以外は相当な増額になっておりまして、こちらの増額要因に関して、日本銀行の政策金利の緩和といいますかマイナス金利の解除の影響があるのかどうかをお伺いしたいと思います。それぞれについての増額要因をお伺いしたいというように思ひます。

この運用に関しては、それぞれの条例を少し見ますと管理に関しては有利な方法により補完しなければならないといったような文言で管理されているのかなというように思ひましたが、この中の育英奨学金の基金だけは運用に関する規定もありまして、育英奨学基金条例第3条ということで、確実かつ効率的な運用ということで、そういった文言が条例で規定されておりました。他の基金との運用の仕方に差異があるのかどうかお伺いしたいと思いますし、今までのこの基金の運用と何ら変わらない状況で、このぐらゐの増額になっているのかお伺いしたいと思います。

その育英奨学金でありますけれども、条例の第2条にはまずは500万円を目途に積むというような文言が入っておりまして、現在の育英奨学基金の残高、こちら予算説明書になりますと18ページですかね、18ページになりますと1億3,500万円ほど積んであるということで、こちらのその運用に関しての考え方も併せて説明いただければと思ひます。またすみません、この項目少し多くなってしまつて申し訳ありませんが、財政調整基金の利子であったり、ふるさと基金の利子、こちらに計上されてある数字が歳出の方にいきますと1,000円高くなつていゝと言ひますか、歳出と合わない表記と言ひますか記載になっておりまして、そのずれというのがどういゝた意味であるのかなと、その変動するからというよゝな言ひ方もあるかもしれませんが、それも含めて歳出と合わせていゝよゝなもののかなと思ひまして、それに関してもお伺いしたいと思います。

続きまして、予算書の27ページになります。21款諸収入ということで、4項雑入の中

の説明でいいますと35番地域内フィーダー系統確保維持費補助金ということで150万円計上になっております。フィーダー補助の関連で地域公共交通の関係かなというように思ったんですが、少し歳出の方でこのフィーダー補助に関する充当というのが少し見当たらなかったんで、どういったところに充当されているのかと。デマンドバスなのか、それともバスに関する補助があったので、そこに入っているのかどうか。この仕組みに関しても併せて説明いただきたいと思います。

先程も同僚委員から質問がありました、町債の中の電気自動車に関しても少しお伺いしたいんですが、こちらやはり歳出の方でなかなか探すことができなくて、先程の答弁で513万1,000円なのかなと思いますが、計上してありますという答弁でありました。備品購入費という項目になっているんだなと思ひまして、車に関して備品という取り扱いになっているのかなということで、その認識でよろしかったかどうかということと、総務課の所管といたしますか、管轄の車がこの予算説明書の22ページの方には普通乗用で3台、小型乗用で2台、一応所有しているというような説明書には書いてありますけれども、追加でその1台を所有することになるのか、その使用目的をここ歳入ではあります、起債という部分ですので教えていただければと思いますし、この440万円となった積算の根拠、何%ぐらいの借入れなのか、513万1,000円のうちの先程の車両代とコンセント整備がどれくらいなのか教えていただければと思います。歳出でお聞きすればいいとは思ひますけれども、ここで一緒にお聞きできればと思います。

先程の答弁で少し気になったのが脱炭素ということでの電気自動車の購入ということでありました。どのぐらい脱炭素に繋がるのかなと思ひまして、電気自動車の仕組みはそんなに詳しくありませんが、ガソリン車より環境負荷は高いのではないかなというようにも思ひたりですね、どのぐらいの環境負荷を考えて、電気自動車の方を購入されるような形、目的は何なのかなと思ひまして、わざわざ電気自動車にする目的は何だったのか、一番危惧されるのが庁用車で災害時、電気自動車、供給が止まった際の使用で一番使えなくなるのが、もしかしたらそういった電気自動車になってくるのかなというように思ひまして、その辺の対応も、例えばバッテリーとして目的があつて、逆にそういった目的があるんだというような目的があればいいと思ひますが、そういったまずは目的も含めて説明いただきたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 佐久間委員にお答えいたします。まずは軽自動車税の種別割の増額の理由でございます。ご指摘のとおり、こちら4輪の乗用自動車、更には4輪の貨物自動車、両方とも近年、今年度の決算見込みを見ますと、新車の購入台数が増えております。そういった部分で今回増額ということでの計上をさせていただきました。

更に、電動キックボードがどこの区分に入るのかということになりますが、こちらは原動機付自転車50cc以下、このカテゴリーに入ります。なお、税額は2,000円でございますが、登録は今のところないといった状況になっております。

それから基金の積み立ての状況についてのご説明でございます。昨年度まではやはり定期

預金を預けても 0.02%とか0.04%とか、そういったような利率しかつかなかったのですが、今はかなり増えておりまして、ものによっては 0.25%という形での利率がつくようになっておりますので、運用方法自体は変えてはいないのですが、日本銀行の政策金利の変更により、こういった利子の収入の増が見込まれるといったところでございます。また、育英奨学基金につきましても同じような形での運用、これまでと同じような積み立ての運用の方法を行っているところでございまして、特に変更はございません。以上でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それでは私の方からは、予算書上の歳入と歳出その利子の差、それと電気自動車についてお答えいたします。まず質問にありましたとおり、歳入で 1,000 円であれば歳出も 1,000 円という考え方もあるわけですが、例年の予算計上の中において利子は例えば来年度の利子の見込みが出た場合、1,200 円、極端な話を言えば 1,001 円であった場合、歳入では 1,000 円というように見ますが、歳出では 1,001 円支出しなければなりませんので、そういった場合は歳出上 2,000 円ということで計上しているところであります。

それから電気自動車についてであります、この事業の起債額の算定、そういったものについては追って五十嵐総務課長補佐より説明させますが、まずその目的、またその効果等々の質問に関してであります。まず、本町で今年度庁舎の LED 化ということに取り組みました。三川町役場という事業所として、脱炭素、二酸化炭素ゼロの社会、事業所として取り組むという計画の中で有利な起債も使える、そうしたこともあって、事業所としての計画を定め、取り組んでいるところであります。来年度、保育園・幼稚園の LED 化も、この事業所の計画によって、公共公用施設等の LED 化も進めてまいりたい。そうした中で起債が使えるメニューとして、電気自動車、この購入に対しても同様の有利な起債が活用できるということでありました。

そうした点もありまして、本町の現在抱える庁有車の経年劣化等も踏まえて、来年使い勝手については、これから様々電気自動車の走行距離等も具体的にどこまで行って帰ってこられるのかというのはありますので、その効果については今後検証ということになりますが、まず一つの取り組みとして電気自動車等、二酸化炭素等を出さない設備の整備ということで購入するものであります。震災時、電気が使えなかった場合のバッテリーということでもあります、1 台ということですので、あまりそれほど災害時に有効に活用できるというようにはならないかもしれませんが、走行といいますか、庁用車としてだけの活用ではなくて、場面によってはその購入する車種、その使用によって災害時等にも若干役立つものに使えるのかなということで見込んでいるところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 五十嵐総務課長補佐。

○説明員（五十嵐章浩総務課長補佐） 私の方から電気自動車の起債の対象になる経費の部分の歳出の部分に関わっていきますけれども、そちらのページ数であります、電源の工事につきましては 31 ページ、一般管理費の中にある 30 ページの節の部分であれば、14 節工事請負費の 35 万 2,000 円の中に入っておるという状況であります。車の購入につきましては 33 ページの方にありますけれども、こちら備品購入費の 513 万 1,000 円がこれに該当す

るということになっております。これの中で車の部分については、標準装備の部分のみ起債の対象になるということで、その額に充当率が90%、交付税措置が30%という起債の内容となっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました27ページ雑入の中の地域内フィーダー系統確保維持費補助金についてご説明申し上げます。これは国の方の地域公共交通対策の一つとして行っているものでありまして、幹線となる路線については、その事業者が国の方が補助を行っておりますが、それ以外の幹線から外れる部分、各市町村で実施している公共交通に対して国が補助を出しているものであります。山形県では、山形県地域公共交通活性化協議会という県及び県内の全市町村で構成する協議会が国の方からこの幹線以外の地域内フィーダーに該当する路線の補助を受け、それを各市町村の方に配分しているというところで、令和7年度については三川町として150万円の歳入が見込まれているというところがあります。この充当先については、委員の質問にもありましたが、デマンドタクシーの運行費用の方に充てるというところで予算を充当しています。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 6番 佐久間千佳委員。

○6番（佐久間千佳委員） それでは軽自動車税の方から再質問させていただきますが、新車の購入が増えてこういった増額見込みということで計上しているというような説明でありました。最後のキックボードに関して町としてはナンバーを取得しない限り把握できないと思うんですが、その取得しないキックボードの個体といいますか、そういったものの把握というか、そういったものはできない状況になっているのでしょうか。少し私も深くは分かりませんが、50cc以下でないようなもう少し大型のサイズのキックボードもあるようで、そういったものの町としての把握の仕方、こういったものをどのように課税対象としていくかという考え方なんですが、それをどのように見分けるかということ、手法に関して教えていただければと思います。

続きまして、財産収入の基金の関係であります。ずれというものが繰り上げ、繰り下げでの表記、計上をするというようなことで、切り上げとか切り下げですね。そういったことでのずれということで理解いたしました。昨年もそうでしたし、ずっとそのような計上だったので、なぜなのかなと思ひまして、お聞きしたんですが、先程の説明の中で日本銀行の政策金利の上昇に応じて、これだけの上昇幅を持たせているということで3.2倍というのは相当大きい額かなというように思ひて見ておりました。それぞれの運用の方法は変えていないということで、これだけの成果といいますか影響があるというのが大きいなと思ひまして。ちなみに先程0.25%というような数字もありましたが、来年の1月ぐらいには1%になるのではないかと思います報道もありまして、そういった金利の上昇に関して加味してこの数字を計上されているのかどうか再度お伺いしたいと思いますし、基金の運用に関して条例はないんですが、ある程度この一括運用というような考え方他自治体ではあるようであります。それぞれの基金をそれぞれ運用するのではなく、一括で運用するというような考え方に対して、どのような見解をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

先程の育英奨学金の基金に関しては、これまでどおりという答弁でありまして、そのこれまでどおりの経緯をもう一度お伺いできればと思います。といいますのも条例では町長が認めれば追加積み立て可能だということで書いてありますので、そんなに数字にこだわる必要はないかと思うんですが、一応その500万円という数字がありながらも、今は1億3,000万円ということで積み上がってきていますし、その奨学金の将来像を考える上でも、どのような運用をしていくのかということ、やはりいま一度確認する必要があると思いましたので、その今までの成り立ちとこれからの運用見込みに関してもお伺いできればと思います。基金の一括管理に関してもお願いいたします。

続きまして、地域内フィーダー、フィーダー補助という話でデマンドタクシーに補助するものだというものであります。支線に関する補助ということだと思いますが、私はてっきりこの歳入に乗ってきた時点で、下に電気自動車もあったので、これは町として何か独自で行うのかなと勝手に思ってしまったんですが、そういった町で運用する場合の補助には使えないものなのかどうかお伺いしたいと思います。また、この150万円の算定基礎となる金額、どのような根拠でこの150万円になっているのかということもお伺いしたいと思います。

最後に電気自動車の関係であります。先程の答弁ですと古くなってきたものもあるということで、これを見ますと平成17年がまずは総務管轄でいいですと古くなっているのかなというように思います。その交換をするという意味での購入なのか、もう1台増やしてまだ使用目的が別でもう1台増やさなければならぬという意味の、追加という意味の購入なのか、その辺の方をお伺いしたいと思います。脱炭素の考え方は確かに様々あるかと思ひまして、ここで断片的なことを一方的なことを申し上げるつもりはありません。その脱炭素に関わる電気自動車ということで、環境に負荷をかけない表面上はと思いますけれども、そういった自動車の購入に関しては何ら問題はないと思いますが、やはり使い勝手とか等ですね。冬場の運行は大丈夫なのか、例えば猛吹雪でどこかで止まった場合、山形に出張に行った場合月山道で止まってしまったと、そういった場合にやはり職員が安心して使えないような状況ではないかなと思いますので、その使用に関してどのぐらい検討されて購入に向かっているのか、有利な起債というのは十分活用するべきだと思いますけれども、それに関して再度お伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 暫時休憩します。 （午前10時31分）

○委員長（鈴木重行委員） 再開します。 （午前10時50分）

引き続き質疑を行います。

鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） お答えいたします。まずは種別割のキックボードの登録の取り締まりに関するご質問でございました。まずはキックボードに関しましては、まず販売する段階で、自賠責の保険の加入と一緒に販売店の方から登録を勧奨されます。ですので、まずはその段階でナンバープレートの取得はされるものだろうというように考えております。また、個人間の売買であっても、登録者の変更がなければ、ナンバープレートはそのままになりますので、引き続き課税対象になるという形になります。またそれでもナンバープレート

をつけていないということであれば、公道を走っている段階で警察等の取り締まりの対象になるのかなというように考えております。

続きまして、基金の今回の予算計上のやり方に関しまして、将来の利率の推計をもとに計上したのかというようなご質問でございました。こちらにつきましてはそういったところはございません。あくまでも現時点でやはり歳入ですので、堅いところを見込んだ形での予算計上ということで、現時点での利率を参考にした形での予算計上をしているところでございます。

最後に、基金の一括管理についてでございます。本町の基金につきましては、いくつかの種類がございますが、それぞれ安全かつ確実に運用できる方法として定期預金という手法を取り入れておりまして、それぞれ資金需要の状況によりましてとりくずし時期が異なったりするケースもございますので、一括管理、一括運用というやり方はとっていないところでございます。以上でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） では私からは育英奨学基金の運用、それからこれからの将来像ということでのご質問がございましたので、そちらについてのお答えをさせていただきたいと思いますが、まず三川町の育英奨学基金条例の中で定めてあります基金の額 500 万円とするということになっております。これに関しましては昭和 56 年に制定をした条例でございまして、当時その育英奨学基金を町として運営をしていくという際に、500 万円という金額を目途にしまして、この金額設定を行ったものというように思うところでございます。それ以降、町の方といたしましては、基金に企業からの様々な寄附であったりとか、個人または町の方でもこの育英奨学基金の方に造成をいたしまして、現段階といたしましては 1 億 3,500 万円ほどの育英奨学資金の金額及び貸付額がございまして、この 1 億 3,500 万円のうち、現在、貸し付けを行っている金額が令和 5 年度末の現在高といたしまして 7,300 万円ほど。また現金としてこちらの方で持っている分として 6,200 万円ほどの金額がございまして、その中で貸し付けを行い、それぞれ償還をいただきながら、更には利子等の積み立てなども行いながら運用しているという現在の状況でございまして。

今後に関しましてはこの金額について、やはり基金の方が当然大きければ大きいほど貸し出しする枠でありますとか、貸し出しする金額の額とかも様々な変更も可能になってくるのかなというように思いますので、これからの時代に合わせて進学等を望まれる学生たちの要望等を踏まえながら、今後検討してまいりたいというように思っております。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました地域内フィーダー系統確保維持費補助金、こちらの算出根拠につきましては、須藤企画調整係長が答弁いたします。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤企画調整係長。

○説明員（須藤崇仁企画調整係長） ご質問のありました地域内フィーダー系統確保維持費補助金の金額の算定につきまして、ご説明申し上げます。このフィーダー系統の補助金に関しましては、対象となる系統の実際にかかった経常費用から経常収益を控除した額、こちらが

対象費用、対象経費となります。そちらの対象経費の1／2の額が基本的な補助金の額となりますが、こちらの金額に対しまして国の示す地域ごとの標準的な費用というものが算出されているんですが、そちらを比較して低い方の額の半分というようになります。ですので、実際町でかかっている金額には到達していない状況でございますので、そういったことを加味しまして、前年度の実績等も踏まえて150万円の計上としているところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それでは最後のご質問についてであります。改めて先程説明したところで、購入を予定しております車の仕様についてはPHEVであります。ですので、ハイブリッドとは若干異なりますけれども、ガソリンでの走行の部分もありますので、当然実績のある車種といいますか車の購入ですので、どちらかで支障が出た場合、それは購入予定の車ではなくて、いずれの車に対してもまず庁舎の職員が対応するということになります。

それから、その理由について、今回の脱炭素というのが当然購入のきっかけにはなったわけですが、かねてから相当の距離を走っている車、経年等の車、それからその購入予定の車については、シャッターの下りる車庫等への駐車は現在1台空いてございます。職員に対しては、できるだけ山形等の遠方に行く場合は、現有の庁用車で乗り合い等によってということで進めており、その経費もしくは職員の運転の負担軽減というのを図っておりますが、少なからず方向、方面が違うということでの庁用車台数の増という希望もありますので、そういった点も踏まえてのこの度の購入ということになっているところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 2番 鈴木淳士委員。

○2番（鈴木淳士委員） 私からそれでは数点確認させていただきたいと思いますが、最初に1点ご教示いただきたいんですが、同僚委員から質問ありました狂犬病予防注射関係でありますけれども、聞くところ答弁でも未登録の犬は発生しないという答弁でございました。ペットショップからの購入の際には、登録が義務づけられているというようなお話も確認できたんですが、ペットショップ以外から犬を貰い受けたというような個人でのやり取りで貰い受けたという場合は、登録が漏れる危険性があるのではなかろうかと。そういった部分の防御策というようなところについて、もし分かる範囲で結構ですけれども教えていただければと思います。また、狂犬病の予防等は義務づけられていますけれども、その他、犬等が感染する病気もあるわけですが、その他の病気についても予防接種については義務化になっていないものか、併せてご教示いただければと思います。

私の方から予算関係については5点、6点ほど確認したいと思うんですが、16ページにあります減収補てん特例交付金、令和7年度は600万円の計上というようになっておりますが、令和6年については左側の比較にもありますとおり、3,950万円の予算計上で、その前の令和5年の予算では800万円というようなことで、令和7年度ベースに戻ったという状況かと思っておりますけれども、この変動幅についての内訳というところで説明をお願いできればと思います。

続いて、19ページになりますが、15款2項国庫補助金の中の最初に2目民生費国庫補

助金の中にあります保育対策総合支援事業費補助金 120 万円については新規に出てきた予算のように見受けておりましたので、この充当先、どの事業に充当なるのか教えていただきたいなと思います。

それから、同じ国庫補助金の中の 4 目になりますが土木費国庫補助金、これについては 2 番の道路メンテナンス事業費補助金、令和 7 年度は 2,500 万円ほどに膨れ上がりましたけれども、これも令和 6 年度の場合は 430 万円レベル、その前の年の令和 5 年には 2,100 万円レベルというようなことで、結局は町の道路舗装事業について充当される財源というようには認識しているんですけども、このように毎年変動するということなどところについての制度的な部分について説明をお願いできればと思います。

続いて、26 ページになりますが、21 款 4 項 1 目雑入の番号でいうと 19 番にあります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業交付金 748 万 6,000 円、昨年度も 514 万 5,000 円ほど交付になってきたわけですが、この一般会計の事業費の充当先については、今年度の予算でいきますと 49 ページにこの表題事業名で 148 万 7,000 円の事業費が計上になっている。令和 6 年度の場合は同様に 121 万 8,000 円という計上であったわけですが、交付金の方はそれを大幅に上回る交付金があるわけですので、この財源の充当先、また制度等の仕組みについて説明をお願いしたいと思います。

最後になりますが、28 ページ、先程来同僚委員からも質問ありましたとおり、今年、22 款町債、1 項町債については非常にメニュー豊富な記載内容になっています。これだけ財政需要があるということで、非常に気になりますのは、基金繰入金も相当の増額で基金繰り入れがあるわけですが、私が確認したいのはそれぞれの所管の係の方で有利な事業債というようなことで、起債を起こすものというように認識しておる中で、それぞれの起債に関しては、先程一番上の電気自動車について交付税の算入率 30% という説明があったわけですので、それぞれの事業債の交付税算入率について一通り説明をお願いできればと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それではまず最初に私の方から 18 ページ狂犬病の予防接種に関するご質問についてお答えしたいと思います。個人のやり取りでの場合はどうなるのかというようなお話でしたけれども、先程お話したように狂犬病予防法では生まれてから確か 3 ヶ月だったかと思うんですが、3 ヶ月以内に鑑札の登録をしなければならないというルールがございます。そういった中で飼い主としては責任を持って登録をしていただくということになります。ただ、万が一そういうことが漏れた場合は、広報等でもお知らせをしておりますし、狂犬病の注射をする際に必ずその鑑札、誰が持ち主かというところも確認をいたしますので、そういったところでまず漏れないように取り組んでいるということで、ご理解いただければと思います。

それから、26 ページ雑入の 19 番高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の交付金の内容ということでございました。こちらの方ですが、人件費として企画調整を担当する医療専門職ということで、こちらの方が 600 万円、それから先程ありました歳出分で見えてい

る分ということで、委員が歳出分でご説明していただいた分として地域を担当する医療専門職、これは地域に出向いて活動してくださる医療専門職員になるわけですが、こちらの分が100万5,000円分、それから需用費として48万1,000円、合計748万6,000円という歳入の内容になっている状況でございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それではまず1点目の減収補てん特例交付金についてですが、その年度その年度、国の政策等によって本来町に入ってくるべき歳入について、これが入ってこないとなった場合、国がそれを補てんするということになります、その来年度予算の内容については五十嵐総務課長補佐から説明させます。

併せまして町債の部分についてであります。財源を確保する上ではご質問にありましており、事業課の要求に対して有利な起債等、できるだけ交付税算入なるものということで、それぞれ計上しておるところであります、来年度起債を予定しておりますそれぞれの充当率、交付税の算入率につきましても、五十嵐総務課長補佐より説明させます。

○委員長（鈴木重行委員） 五十嵐総務課長補佐。

○説明員（五十嵐章浩総務課長補佐） それでは地方特例交付金の部分になりますけれども、令和7年度につきましては、住宅借入金等特別税額控除の部分で見込んだ600万円ということになっております。令和6年度につきましては、定額減税の部分の補てんということで、三千某万円の予算計上になっておりましたけれども、令和7年度についてはその部分がなくなるということでの令和5年、6年に引き続き、こちらの住宅借入れの部分が補てんになるということになっております。

続きまして、27ページの起債の中身ですけれども、順にご説明したいと思います。電気自動車等整備事業債につきましては、充当率が90%、交付税措置が30%となっております。続いて保育所施設整備事業債につきましては、こちらはみかわ保育園・幼稚園のLED化工事の部分になっておまして、充当率が90%、交付税措置率が50%。続いて一般廃棄物の部分につきましては充当率が75%、交付税措置率が30%。続いて土地改良施設等整備事業債につきましては、充当率90%の交付税措置が20%。続いていろり火の里につきましては、充当率90%、交付税算入率が50%。

町道事業債につきましては様々メニューがありまして、大きい部分につきましては毎年行っている町道横川横山線の舗装改良工事の部分については充当率90%の交付税算入率が20%となっております。主立ったところはこれだけです。雨水対策推進事業債については、これも複数起債を考えておりますけれども、充当率100%の交付税算入率70%。消防ポンプ整備事業債につきましては充当率75%、交付税措置率が30%。緊急防災Jアラートの部分については、充当率100%の交付税算入率70%。衛星通信の部分については充当率100%、交付税算入率70%。高機能消防指令センター整備事業債については充当率75%の交付税算入率30%。最後になりますが、学校教育等施設整備事業債につきましては、充当率75%の交付税算入率50%。以上となっております。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） それではただいまご質問いただきました19ページの保育対策総合支援事業費補助金に関してでございます。こちらにつきましては委員おっしゃるとおり、令和6年度当初予算の方には計上されていない補助金でありまして、先程の3月補正で計上した補助金となっております。そちらの内容につきましては、真寫子ども支援主査に答えさせます。

○委員長（鈴木重行委員） 真寫子ども支援主査兼係長。

○説明員（真寫 幸子子ども支援主査兼係長） それでは、私の方から保育対策総合支援事業費補助金の内容についてご説明いたします。こちらの補助金ですけれども、保育士の資格をお持ちでない保育支援者を配置することにより遊びの準備や給食の準備などの手伝いをしていただくことによりまして、保育士の業務負担が軽減されることから該当になる補助金となっております。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） ご質問いただきました15款2項4目の土木費国庫補助金のうち、道路メンテナンス事業費補助金の増のご質問でございました。こちらにつきましては歳出でいきますと60ページの8款2項3目の橋梁維持費、この中の2番の橋梁長寿命化対策事業、こちらの財源として国庫補助金として計上させていただいたものでございます。その増減の理由でございますけれども、令和6年度437万1,000円ということで、当初予算計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、その前の年、令和5年度の明許繰越費、こちら令和6年度事業として計上しておりましたので、そのトータルの中で、総事業費としては枠としては小さいんですけれども、事業の内容としましては橋梁の実施設計あるいは詳細設計、あとはその工事費、それらを令和6年度事業として執行しております。

令和7年度につきましてはこれに併せまして、同等の実施設計及び工事の実施を予定しておるんですけれども、更に加えて基本的には5年に一度実施しております長寿命化の計画の策定業務、こちらにも新たに計上しておりますので、その分の国庫補助金も追加で計上させていただいているところでございます。その詳細につきましては、菅原建設係長よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 菅原建設係長。

○説明員（菅原明大建設係長） 道路メンテナンス補助事業についてご答弁申し上げます。ただいま建設環境課長より答弁がありましたとおり、道路メンテナンス補助金につきましては、点検結果に基づきまして、早期に対応することが望ましい橋梁に対して計画的に実施している事業でございます。約半分ほどが補助金として交付されます。ただ、その年々の県の状況に応じまして、請求した補助金がすべて満額交付されるというわけではございません。

ただ、大きな変動の要因といたしましては三つありまして、一つがまずは工事をする橋梁数でございます。令和5年は2橋、令和6年も2橋、令和7年は3橋行う予定でございます。二つ目が先程建設環境課長よりありましたとおり、繰り越し事業で行っているかどうかというところで、当初予算ベースで比較すると、どうもどうしても変わってしまうというところ

があります。令和6年度、2橋工事を行いました、その工事費につきましては令和5年の繰越明許費で実施しておりますので、当初予算ベースで比較をいたしますと差が出てしまうというところがございます。三つ目としても、先程答弁がありましたとおり、5年に一度の橋梁点検を実施しているかどうかで変わってきます。令和7年度につきましては5年に一度の橋梁点検を行う予定でございますので、これに対しましても補助金がつくことから、社会資本総合交付金の次の道路メンテナンス事業費補助金の金額が増額なった要因になってございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 2番 鈴木淳士委員。

○2番（鈴木淳士委員） 丁寧な説明をありがとうございました。1点だけ確認したいのが19ページの保育対策総合支援事業費補助金。これについては保育士の負担軽減ということで、非常に町としては保育園運営に関してプラスになる制度というように聞き取ったところでありますけれども、逆に必ず保育支援者という制度で雇用を義務づけられているのか、その制度的な部分だけ1点確認したいと思いますのでお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） ただいまのご質問いただきました保育対策総合支援事業費補助金に関連してでございますけれども、周りの業務を行います補助者につきましては採用につきましては義務づけられたものではございません。すみません、先程少し言葉足らずだったんですが、この補助金につきましては、りっしょう子ども園といのこ保育園に対する補助金でございます。保育士だと子どもの数に応じた配置の義務がありますけれども、補助者についてはないところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 他にございませんか。1番 志田徳久委員。

○1番（志田徳久委員） 初めに、歳入の方でありますけれども16ページの交通安全対策特別交付金、令和7年度は80万円計上しておりますけれども、従来ずっと決算では120万円ほど入っておりますし、昨年の予算でも110万円ほど。これはご存知のとおり交通違反の反則金が原資となっております。その際、自治体にお金がかかる場合は基本として従来交通事故の件数、道路の長さ等、政令による中身で区別されておりましたけれども、今回この程度に減ったということは、この政令の中身が変わったのか伺います。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 交通安全対策特別交付金についてのご質問でありました。その交付にあたっての条件等は変わっておりませんが、なお積算するにあたりましては、計上するにあたっては今年度の決算見込み等も踏まえて計上しているところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 1番 志田徳久委員。

○1番（志田徳久委員） では従来の決まりの政令の中身は変わっていないということでしょうか。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） そのとおりであります。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

- 3 番（小林茂吉委員） ページ数27ページ、雑入の34番 J-LIS デジタル基盤改革支援補助金について伺います。この補助金をいただく、いわゆる交付申請にあたってベンダーとの調整、打ち合わせ、そうした状況はどのような経過をたどったのか。そしてまた交付決定に至るまでのスキームをお聞きします。それから、補助金の中身になりますが、システムの標準化、共通化、そうした事業とオンライン手続の推進事業、この区分けができるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから同じく27ページの7目の消防費の2節の緊急減災防災事業債であります、この緊急減災防災事業債でなく緊急防災減災事業債ではないのかなというように思いますが、その辺の認識を伺います。

それから、衛星通信システムが2世代から3世代に移り変わるまでの要した年数はどのくらいあったのかなというように私少し関心ありますので分かれば教えてください。それから3世代に移ることによって、特に注目されるところ、特筆されるところがあれば、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、その下の高機能消防指令センター、高機能というように呼ぶ限りは相当優れた内容かなというように思いますが、その中身が分かれば教えてください。

- 委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） 初めに1点目の J-LIS デジタル基盤改革支援補助金についてであります、令和8年度からの国のシステムへの標準化、共通化システムへの移行を目指しているわけですが、その整備に当たる補助金ということで J-LIS からいただいているもので、算入される見込みのものでありますが、この内訳につきましては須藤企画調整係長が答弁いたします。

- 委員長（鈴木重行委員） 須藤企画調整係長。

- 説明員（須藤崇仁企画調整係長） 標準化に関するご質問でございました。まず、補助金のスキームといいますか流れでございしますが、令和3年に法律化されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これに則りまして令和4年度から順次各ベンダーと各自治体が標準化に向けて動き出したというような流れになります。実際にこの補助金に関しましては昨年度なので令和5年度からこの補助金を使って標準化に向けての動きが実際に動き始めておりますので、令和4年度中にその標準化にかかる大枠の金額を算出しまして、国の方に申請をして内示をいただいているというような状況になります。それにあたりましては、各自治体が使用している基幹システムのシステム、いわゆる先程委員からご発言がありましたベンダーと言われるシステムを管理していただいているメーカーとそのシステムを標準化に合わせたような形に改修するというような業務に関しまして、かかる費用を算出するというようなところは、各自治体がベンダーと協議をしながら進めてきたところであります。

国の示している標準化に関しては、既存のその基幹システムのシステムを必ずしも踏襲しなければいけないというわけではないんですが、現実問題としまして今から新しいシステムを入れて行政の運用運営を続けている中で、新たなシステムの中での標準化というのは現実困難だということが全国の各自治体がたどり着いたところでご覧しまして、実際には既存のシス

テムを改修するような形で標準化というようなことで対応するのが、今の一般的な流れになっております。ですので、既存のベンダーからの大枠の見積もりだとか、計画を立てただいて、それを町の方でも協議をして、その流れを持って昨年度から標準化に向けて、実際にはそのシステムが標準化した以降のものと、これまでの既存のものとの差異を確認する作業、それから実際にそのスケジュール、いつから使えるのか、国の示しているのは令和8年度4月からということになっていますので、それに合わせて計画を立てて進めているというような状況になります。

この標準化に関しましては、直接的にオンラインとの接続というのは、基本的には今のところではなくて、オンラインのマイナンバーカードを使ったマイナポータルだとか、そういった基幹システムに対応するシステムのみとなっていて、現在オンライン、いわゆるインターネットとかというところからのアクセスはできないような状況になっています。ですので、マイナポータル、今国の示しているオンライン申請、そういったところとの連携はできるんですが、それ以外のオンラインというところは今のところは進めていない状況であります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 何点か質問がございました。私の方からまず起債の名称、それから第3世代衛星通信のこちらについて説明をいたします。それ以外のご質問に関しましては、齋藤総務課長補佐より説明させます。

まず起債の予算書にあります緊急減災防災事業債こちらについてであります。国の防災なり減災なりの起債メニューの中に確かに委員のご質問のとおり、多くは緊急防災減災事業ということで謳っているものが多いのが実際であります。ただこちらの起債の名称については、説明という部分での分かりやすさもありますけれども、例えば先程来ご質問にあります電気自動車等整備事業、こちら国のメニューでいいますと脱炭素対策推進事業債というところではありますが、そういった名称ではなく、電気自動車等整備事業債という名称に置きかえまして表しているところありますので、ご理解をいただければと思います。

次に衛星通信に関してですが、申し訳ございません。私の認識では、この衛星通信のシステムを導入して初めてのシステム更新ということで認識しておるところであります。現行システムがどれぐらいの年数というところでは、申し訳ございません、承知していないところがございます。ただ、今回の更新については、そのシステムの例えば劣化とか、そういうものではなくて、次のいざというときのために、そのシステム自体を新たに国の方がリードして行うということで、ご質問があった現システムの相当の年数云々というところではなくて、現在行われている衛星からの1ヵ所で受けて、それを各関係機関に配信というよりも、真っすぐ衛星を介して相互に通信、双方向でのやり取りができるという次のシステムへの移管ということでありました。私の説明は以上であります。

○委員長（鈴木重行委員） 齋藤総務課長補佐。

○説明員（齋藤一哉総務課長補佐） それでは私の方から高機能消防指令センターの内容について説明いたします。こちらの内容につきましては、まずは鶴岡市消防本部の指令センター

の機器がだいぶ設置から経過年数が経ったということで、まずは更新するというような内容をお聞きしております。細かな機能のところについては、こちらの方にはまだ説明を受けていないところですので、今後確認したいと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

○3番（小林茂吉委員） 少し無理難題の質問をしたかなというように少し反省しておりますが、システムの関係ではほぼ改修が主というお話でございましたが、令和6年度の予算書から比較しますとこの補助金額が3倍に膨れ上がっておるわけでありまして、かなり改めてこの整備率というものはぐーんと上がるのかなというように思いますけれども、令和7年度を終えた段階では庁内の中でどの程度進捗度といいますか、その辺はどのようにつかめるのかどうかお聞きしたいというように思います。

それから、衛星通信システムの第3世代については、現在どこの自治体もありますが、消防署のいわゆる全国瞬時警報システム、Jアラートとの回線が新しく出るこの第3世代は全くかけ離れたシステムになるのか、Jアラートは全く関係がないということなのか、その辺のお話をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 庁内におけるデジタル化関係のご質問でありましたけれども、まず今回のJ-LISの補助金を受け令和7年度に整備をいたしますと、令和8年度からの国の標準化、共通化、それからガバメントクラウドに移行するための整備はほぼ完了するということでもあります。ただ、町としては三川町DX推進計画を持っており、その中ではそれ以外のデジタル化ということも謳っておりますので、それらについては引き続き令和7年度以降、令和8年度以降も引き続き整備にあたってまいりたいというようにところであります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の通信衛星システムと、上記のJアラートの関係につきましては大変申し訳ございません、承知しておりませんので、追って説明させていただきたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

○3番（小林茂吉委員） すみません、3回目になりますが、J-LISのこの団体がこうした整備に対する予算を全国自治体に交付しているわけですが、J-LISのこの団体が今お持ちになっている基金はどの程度になっているのか承知しているのでしょうか。今お話ですと令和8年度からいわゆる運用開始というのがほぼ基本的になっていますが、その基金の残高に少し関心ありますので分かれば教えてください。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問の基金については町の方では把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（鈴木重行委員） 進行にご協力をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 以上で、第一審査区分の審査を終了します。

○委員長（鈴木重行委員） 次に、第二審査区分の審査を行います。

第二審査区分として1款 議会費、2款 総務費、3款 民生費、4款 衛生費について審査を行います。

○委員長（鈴木重行委員） 質疑を許します。

4番 土田市子委員。

○4番（土田市子委員） 34ページ、2款1項6目説明4についてお伺いしたいと思っております。デマンド型交通システム運行業務委託料の利用状況を伺いたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） デマンド交通の利用状況ということで、現在1日7便の運行を行っています。定時の運行ということで実施しているわけですが、その利用にあたりましては事前登録が必要というところがあります。現在の登録者数については300を切る数字ということで、令和6年度の上期で293人というようになっております。それから、毎月の利用について運行を委託している事業者の方から報告を受けているわけですが、毎月150名前後の利用というようになっていっているところであり、令和6年度については2月末までで総数として1,450人が利用しているというところがあります。残念ながら対前年というように比較しますと、令和6年度利用率は対前年の90%くらいまで少し落ち込んでいるというような状況であります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 4番 土田市子委員。

○4番（土田市子委員） 時間が決められているところで、それは空き時間とか、その拘束時間みたいなものもこの委託料の中に含まれているんでしょうか、どうでしょうか。

そして私、ちょっと質問の仕方が分からなかったものですから、もう1点追加でお願いしていいですか。49ページ、4款1項3目説明4の自殺対策事業費の中でたぶん講演会の項目がありますので、講演会が何か開いて住民の方に周知しているのかなと思ったんですけども、住民のどの範囲の方に周知しているのか知りたかったです。そしてこれに引き続きまして、自殺防止対策の他にも、ひきこもり対策としての対応はなかったのか、その辺も聞いてみたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） デマンドタクシーの運行にあたりましては現在、外部、庄交ハイヤーの方に委託をしているわけですが、定時の運行ということで、次の運行まで1時間しかないようなところもあります。その中で、実際、空き時間というのは発生するわけですが、町としてその空き時間まで拘束しているというところではありません。この定時で運行できるように体制をとっていただくということでの業務委託にしているところがあります。実際のところ、町内でタクシーが待機しているようなところもあるようですので、それについては運行事業者の方に任せているというような実情であります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 自殺対策についてのご質問でございました。自殺対策の講

師謝礼の部分にしましては、中学生へのSOSの出し方教育であったり、ゲートキーパー養成講座の講師謝礼ということで予算を計上している部分でございます。

それからひきこもり対策ということでございました。ひきこもり対策にしましては、民生児童委員等と協力をしながら、町内の現状を把握するように努めておりますし、県それから社会福祉協議会と連携しまして、年に数回ひきこもり相談ということで会場を公民館等に設置しまして実施しているところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） 3点お伺いをいたします。まず、一つ目が35ページ目の2款総務費1項8目の電子計算費の中にあります説明書きのところでは、地方公共団体情報システム機構中間サーバー利用負担金とあります。先程から行政システムの標準化への移行ということでお話がありましたけれども、こちらガバメントクラウドの利用料が当初見積もりよりも高くなっているというようなことを言っている自治体も多いと聞いています。また、標準化への移行のスケジュールが後ろへ伸びていくと、後ろ倒しになってしまうと、そのようなこともあるというように聞いておりますが、三川町の場合は予定どおりに進むということによろしいのかなというところをまずお聞きします。

それから二つ目ですが、42ページ目の3款民生費の1項2目のところで説明書き1番の生活支援事業、緊急通報システム事業運營業務委託料のところですが、こちらのところは年間何名か利用されている方がいて、更新制であるというようにはお伺いをしたのですが、令和7年度に新たに利用される見込みの方がいらっしゃるか、そういった新規の方がいるのかどうかですね。あと、今後高齢者で独居、おひとり暮らしの方というのは、数多くいらっしゃるのかなとしたところで、潜在的なニーズはこれからどんどん広がっていくのかなと思います。そういったところで、今後そういった対策をこのシステムを使うことでどのように対策していくのかというところを少しお伺いできればと思います。

最後に49ページ目、衛生費のところで、1項保健衛生費の3目保健活動費の中で説明書きでは2番の不妊治療費給付事業のところですが、令和7年度から特定というのが頭にあったのがとれたというところをお伺いいたします。こちらは対象となる治療法の幅が広がって、一般的な不妊治療のものが給付の対象となるということとお伺いをいたしました。この一般的な治療にも給付が適用されるということであれば、利用する方が今後拡大していくのかなというような前向きな見方をしております。県の方でも、そういった助成金を準備しているということですが、そちらの県の方の助成との関係性などを教えてください。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 地方公共団体情報システム機構中間サーバー利用負担金に関する2点のご質問がありましたが、1点目のガバメントクラウドの利用料に関する質問につきましては、須藤企画調整係長が答弁いたします。

私の方からは、三川町が標準化、共通化の移行に関するご質問がありましたので、そちらに答弁したいと思います。マスコミ報道等で見ておりますと、それぞれの自治体の基幹系の

システムのメーカー側が国の示す令和8年度の移行に間に合わないというようなメーカーもあるというような報道がされておりますが、三川町が使用しておりますシステムにつきましては、国の示した令和8年4月の移行に向けて順調に準備が進められているというところがあります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤企画調整係長。

○説明員（須藤崇仁企画調整係長） それではご質問のありましたガバメントクラウドの費用の増加に関してお答え申し上げます。まず、ガバメントクラウドは国の方でその構想が出た段階においては、全国で自治体と同じクラウドを使うということで、スケールメリットとしてコストが安くなるというような部分を国は謳っておりましたが、このガバメントクラウドに関しては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律ということで、法律化されたものでございまして、この導入に関しては市町村に努力義務ということで課せられておりました。その安くなるというような部分をメリットとして進んできたわけですが、実際に導入する段階において、そのガバメントクラウドをデータセンター、データを格納する大きなクラウドという形になるんですけれども、そのクラウドを構成するメーカーといひますか、クラウドを管理する業者というのが、国内でデータセンターを持っている業者では国の示しているガバメントクラウドのセキュリティの部分で、運用に耐えないというようなことが判明しまして、実際にガバメントクラウドを構成する事業者というのが外資系の、名前を出しますと Amazon でしたり Google でしたり、そういった大きな事業者になってしまったところがあります。そういったところから現在の円安円高というのは、為替の影響、特に現在ですと円安の部分もありますので、そういったところでの費用の増加、これが1点あります。

また、そのガバメントクラウドを運用するにあたりまして、ガバメントクラウドを誰かが実際に動かしているときに正常に動いているのか、また、不具合があった場合にその対応をしなければいけないというようなところが、進めていく中でこれも新たに判明したということで、そのガバメントクラウドを監視する業務、これがまた新たに出てきたところがございます。こういったところは進めていく中で増加してきたところでもありますので、そういったところから報道でありますとおり、ガバメントクラウドの費用の増加というようなところが現在国の方でも把握している内容となっているところです。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 2点ご質問がございました。42ページの緊急通報システムに関しましては、私の方でご答弁申し上げます。49ページの不妊治療に関しましては、佐藤健康係長がご答弁申し上げます。

まず最初に緊急通報システムに関するご質問でございましたが、こちらの事業は高齢者の急病や事故、その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報システム機器を貸与し、消防それから民生委員、近隣の方の協力を得て、高齢者の居宅における生活の継続を支援することを目的として実施している事業でございます。近年の利用状況を見ますと、令和元年が5名、2年が3名、3年が3名、4年が2名、5年が7名、そして6年が5名とい

う状況です。令和4年に2名ということで、一旦この事業の継続を少し考えることもあったんですけども、続いて令和5年に7名の方から申請をしていただいたこともあり、先程委員の説明の中にもありましたが、高齢者の方々がこれから増えていくこともあり、引き続き継続する事業ではないかということで、現在継続をしているところであります。

今後の可能性なり、今後の対策ということでありましたけれども、今もお話しましたけれども、ニーズがあるので、今後も引き続き検討する一方で、やはり携帯電話の普及もありますし、時代が進化しておりますので、様々なそういう便利な機器も今後あるかと思っておりますので、アンテナを高くしまして対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤健康係長。

○説明員（佐藤千絵健康係長） それでは、49ページ、不妊治療費給付事業に関しまして、ご質問のありました2点についてご説明させていただきます。まず、特定という名称がとれた理由というところになります。こちらは令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用になりました。そのきっかけでこれまでタイミング法ですとか人工授精等の一般不妊治療については、特定不妊治療の対象ではなかった部分が保険適用になったというような経過がありまして、まとめて不妊治療というような名称に変更しております。

それから県の補助金との関係性についてですが、県の方では保険適用の部分に対しまして助成を行っております。町の方でも、その県の助成に対しまして上乗せ助成という形で助成を行っております。以上になります。

○委員長（鈴木重行委員） 暫時休憩します。 (午前11時54分)

○委員長（鈴木重行委員） 再開します。 (午後1時00分)

総務課長より午前中の質問に対する答弁があります。高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 小林茂吉委員の質問にありました衛星通信システム第3世代化事業とJアラートの関係とございますか影響について説明をいたします。

Jアラート、全国瞬時警報システムにつきましては、現在それぞれの発する警報の内容によりまして気象庁、もしくは内閣官房から消防庁のシステムを介してLGWANもしくはインターネット等の地上回線、また、この回線が遮断された場合等においては衛星を介して各関係機関に情報が発信され、本町のように防災行政無線を介してその情報が住民の方に伝わるようになっております。第3世代になりましてもこの関係性は変更ございません。

○委員長（鈴木重行委員） 8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） 先程丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。まず緊急通報システムに関しましては、利用人数の方をお聞きいたしまして、これからまた状況が変わってくるのかなと思いました。ただ、ニーズに合わせてアンテナを高くしてニーズに応えていくというご答弁をいただきまして大変心強いなというように思いました。通報システムを介してご近所の見守る方、登録されている方と繋がるというようなこともお聞きしましたので、そういったところで利用されているご本人の精神的な安全性というか、そういったところも保たれるのかなというように思います。また、いろいろなサービスがあるということでしたので、そういったところでまた高齢者の方の安心な暮らしというところを保てる

ように願っております。

そして、不妊治療に関しましてもありありがとうございます。県の助成金に対して上乗せして利用ができるということでしたので、その1組の方が使える回数だとか、またそういったところで、もう少しそのニーズに手厚く応えていくことができる、そういった助成制度だなというように感じました。利用される方ですね、もう少し認知が広がってくれば増えてくるのかなというように思いますので、また今後そういった広報的な活動に関してもお願いをできればなというように思いました。

そして、最後に、ガバメントクラウドに関して少しお聞きしたいなというところでしたが、行政システムの標準化に関してでございます。先程丁寧にご説明をいただきまして本当にありがとうございます。クラウドの選定に関してはやはり接続時に高負荷がかかる、そのことによって障害が起こるという、そういったリスクに対応するということが非常に肝要であるということで、信頼性の高い米国の大手企業の名前が先程挙がっていましたが、そういったところで選定する上で、接続方法だったりどういった会社のクラウドを使うのかとかそういったところをベンダーの方とよく協議されて選定に至ったのでしょうかというところですね。まずその辺りの選定に至ったところなども教えていただければということで、再質問させていただきます。お願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありましたガバメントクラウドに関するご質問であります。それぞれの自治体が使っております基幹系のシステムのメーカーがあるわけですが、そのメーカーが関わりのある、いわゆる外資系のシステムを使っている利用を行うわけですが、そのメーカーがどこのクラウドを使うかという部分については、そこを町としては特に、直接的な意見、要望というのは出せない状況ではあるんですが、今回三川町は NEC 製のシステムを使っているということで、NEC が取り引きをしているクラウドを今後使っていくというところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 各位に申し上げます。発言時はマスクの着脱の後に発言いただくようお願いいたします。5 番 小野寺正樹委員。

○5 番（小野寺正樹委員） それでは、私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。

質問内容は予算書の方から質問させていただきます。まず初めに33ページ、2款1項6目企画費の中から質問させていただきます。結婚推進事業、これに関しては中身の方も毎回質問させてもらっているのだから分かるのですが、メタバース、またA i ナビやまがたなど、申し込み状況はどのようになっているのかまずお聞かせ願いたいと思います。

また、結婚新生活支援事業補助金が昨年180万円から90万円に減額なっているようですが、こちらの中身についてもお聞かせ願いたいと思います。要因としまして、なかなか申し込みが少ないことが予想されますけれども、こういった部分に関して伸びない理由としましては、やはり本人が今一歩踏み出せないといった部分が多くあると思われますけれども、やはりいつまでも踏み出せない状況でいるといった答弁よりも、だったらこの踏み出せない理由を解消するための対策をやはりしっかり考えていかなければならないと思うんですけれど

も、そういった部分に関して考え方をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、ページ数で34ページ、2款1項6目こちらの方も企画費の中で、バス路線維持費補助金、こちらの方1,000万円からの歳出が計上されているようですけれども、こちらの方に関しましては、そういった補助金に関してはどこにといった部分に関してはたぶん庄内交通かなといった部分で考えられるのですけれども、バスの利用を見ても、朝・夕はある程度の人が利用しているようですけれども、なかなか日中は人も乗っていないバスが多く移動しているように思われます。

やはりこの1,000万円からの支出に対しての適正化と言った部分に関してはなかなか、三川町に関しては鶴岡市、酒田市の一般質問でもそういった答弁があってやはり必要な路線といった話が出ているようですけれども、やはり額も額で、こういった捻出が本当に三川町にとっていいのかといった部分は大いに議論されるべきだと思いますけれども、そういった考え方について考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、同じ34ページ、2款1項6目企画費の中で、三川町PR壁画制作業務委託料、中身に関しましては、前回、三川町誕生70周年記念の事業として町PRの壁画の制作や動画を募集していくといったような中身で計上されていました。こちらに関してまずどういった場所にどういった内容の、また募集範囲的なもの、そして、ここには書いていないのですが、動画も募集をしていくといった部分がありましたので、どういった部分で利用していくのか、どういったところに載せていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして39ページ、こちらに関しては2款4項3目の中に参議院議員通常選挙費といった部分で載っておりますけれども、こちらに関してはなかなか、前回の一般質問でも同僚議員の方が投票率が少なかったと言っておりましたけれども、実は私も町民の方から言われているのが、特に知事選挙に関してもそうですし、三川町議会議員選挙に関してもそうですけれども、なかなか体育館に行く足もないし、また、体育館に入ってから長靴を脱いだり、中に入っていくために、本当に高齢者にとっては転ぶ思いでやっと入っていくといったような話が多く入っておりました。

私も県知事選挙のときにそういった部分に関して総務課の方にはなんとかできないものかと言ったことがあったのですけれども、なかなか改良がされていなかったというような答弁をいただきました。そういった中で、やはり前は靴のまま入れるような、投票所にブルーシートを敷きながらといったこともあったように思われますし、やはりそういった対応も投票率を上げる一つの工夫だとは思うので、この部分で質問の中身に入るのか分からないのですけれども、そういった今後の選挙に向けての対応策など考えがあればお聞かせ願いたいと思います。特に入口に関しての対応でございます。

続きましてページ数で45ページ、3款2項1目の児童福祉総務費、こちらの方には学童保育所運営費補助金として4,000万円の歳出部分が載っておりますが、昨年に関しては子ども・子育て支援施設整備補助金といった項目で載せられていたようですけれども、今年は学童保育所の運営費、補助金についてお聞かせ願いたいのですけれども、こちらの方はテオトルとか、また横山に新しくできるウェルネスといった部分の中身だとは思いますが、

当然バスに関しては、下校時にバスの利用は認められるといった部分で、中身に関して若干聞いたところによりますと、横山小学校に関してはウェルネスの方に、押切・東郷小学校の児童に関してはテオトルといったような分け方をしていくような案も聞いておりました。この辺に関していま一度お聞かせ願いたいと思います。

また、今からそこまで考える必要はないと思うんですけれども、今後人数が減っていった場合にどのような対応をしていくのか。法律的にも放課後教室にはなかなかそのまま使えないといったような部分もあったように思われますけれども、そういった減ったときの対応を今からしっかり考えていくのか、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

最後になりますけれども、ページ数は50ページ、4款1項4目衛生費に関してお聞かせ願いたいと思います。こちらの方の健康増進費の中に中学生ピロリ菌検査委託料といった部分で21万1,000円が計上されておりますけれども、こちらに関しては昨年までなかった検査項目のように思われますけれども、内容について説明をお聞かせ願いたいと思いますし、また、他市町村の動向などが分かればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問が何点かあったわけですが、1点目の結婚推進事業に関する申し込みの状況等につきましては、須藤企画調整係長が答弁申し上げます。

それから、2点目の結婚新生活支援事業補助金についての減額理由ですとか、更に推進する方策というようなご質問でありました。この補助金につきましては、今年度の実績を見込んで、昨年、令和6年の予算では29歳以下の申し込みを2件と見込み、39歳以下の申し込みについても同じく2件というように見込んでいたところではありますが、令和6年度の実績をもとにそれぞれ1件ずつということで見込みの件数を減らしたことから、それに伴って補助金の金額も減額になったというところでもあります。ただ、こちらについては、年度の途中で申し込みの件数が増えるようであれば、補正予算で対応したいというように考えております。

また、この補助金の利用の件数が少ない、更には結婚を推進するための方策という部分でありましたけれども、町としてはこれまでいろいろな山形県内の中での事業ですとか、このページにも書いてあるやまがたハッピーサポートセンターですとかメタバスなどを活用しながら、更には庄内の2市3町で連携をしながら結婚推進事業を進めているわけではありますが、そこから更に個人のプライバシーの部分まで踏み込んで行政が対応するということは、現時点ではなかなか難しいというところであり、それぞれの自治体においてもなかなか手をこまねいたような事業推進というようになっていることは事実であります。町としても今後も引き続き、近隣市町村とどのような方法がベストなのか、情報交換をしながら連携を図って推進に向かって取り組んでいきたいというところでもあります。

それから、3点目になります。公共交通に関しますバス路線維持費補助金、1,000万円を超える金額の予算を計上したわけではありますが、ご質問にあったように、庄内交通が運営している路線バスの維持に関する補助金ということで、鶴岡市、三川町、酒田市、三つの自治体で支援していくというところでもあります。現在、町内には鶴岡市から三川町のイオンモー

ルまでの路線とイオンモールから酒田市内への路線という形で2路線ということにはなっているわけですが、この路線につきましては通勤・通学に使用されている部分と、あと日中の高齢者等の利用があるというところであります。

ご質問の中にもありましたように、日中はなかなか乗っていないというところでありました。それは確かなことだということで、路線バスを運営します庄内交通の方からも利用者等のデータをいただいたところ、やはり日中の利用は朝・夕に比べれば落ち込んでいるという実情のようであります。ただ、この朝・夕の利用に関してですが、庄内交通の方からいただいたデータによりますと、三川町内で乗った人、それから三川町内のバス停で降りた人、このデータを見ますと、令和5年の実績でいいますと、行くバスと帰って来るバス、往復のバスがあるわけですが、それらをトータルしますと1年間で1万6,000人ほどの乗車実績があります。すみません。ただいま申し上げたのは鶴岡三川線の数値であります。鶴岡市、三川町、酒田市を合わせると6万2,000人の利用があるという実績です。一方、酒田線についても合計で4万7,000人ほどの利用があったと。そのうち三川町内での乗車・降車については6,000人というように、令和5年度実績であります、そういった状況にあります。

こういった日中の利用は確かに少ないのかもしれませんが、年間でこれだけの人数が利用しているということから、鶴岡市、酒田市と三川町、それにこれには庄内総合支庁と一緒に入っていただいて、路線の対策をどうするかという話をして、すみません、交通事業者である庄内交通も含んだ関係者で協議をし、令和7年については路線バスの維持を目指していくというところからこのような金額算出になったところであり、算定にあたりましては路線バスの走る距離のうち、三川町内の距離を按分した形でかかる費用に按分率を掛けて算出しているというところであります。町としましては、今後この補助金を払うとともに、バスへの乗車の推進という形でPR、周知を図っていかなければならないというようには考えているところであります。

それから4点目になりますか、三川町PR壁画の制作に係る費用であります、この壁画の制作する場所につきましては、三川中学校グラウンドのスタンドの壁面、現在も壁画が描かれておりますが、こちらが経年劣化で薄くなって見えづらくなってきたというところで、70周年記念事業として新たにまた壁画を制作し直すというところで考えております。

具体的な制作の要項等、まだ明確にできていないところではあるのですが、素案としては、原画を外部に募集を図って、そのデザインを選定し、現場の方に描いていきたいというところと、あとは、できる限り、町民もこの壁画制作に関わっていただきたいというところもあり、そういった部分の企画も考えていると。今考えているのは、手を使ってその壁画に模様をつけて、その部分に町民から参加をしていただきながら、イメージしやすいのが例えば木のベースがあり、そこに手形で花なり葉っぱなりを記していく。ここに町民に関わってもらいたいというような企画案を現在内部で考えているところであり、今後もっと精査をしながら具体的な企画に持っていきたいというように考えております。

それから動画についてであります、動画についてもはっきりとした企画はまだでき上がっていないんですが、短い時間の動画を一般の方々から募集をし、それを町のホームページ

じなりで外部に情報発信をしていきながら三川町のPRに結びつけていきたいというような大枠の企画はあるわけですが、詳細については今後詰めていきたいというところであります。

私からは以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤企画調整係長。

○説明員（須藤崇仁企画調整係長） それでは、ご質問のありました結婚推進事業のうちA i ナビやまがた、メタバース婚活の実績について私からお答え申し上げます。

まずA i ナビやまがたの方ですが、現在のところ県内全体の数字として登録者数が1,040人おります。そのうち成功された方は415人。令和6年度の実績はまだ出ておりませんが、現在三川町の方からは7名の登録があるというようなことになっております。

令和6年度におけるメタバース婚活の実績につきまして、令和6年度につきましては2回実施しております。1回目は7月11日、こちらは当日のイベント前に婚活に関するセミナーもセットで実施しております。セミナーに参加された方は22名、そのうち当日参加された方が17名となっております。2回目は11月14日に実施しております。こちらはセミナーが9名、当日の参加者が10名ということになっております。1回目の方ですが、マッチング、この場合におきましてマッチングというのはイベント後に個別に連絡を取り合うというような状況になった方を言っておりますが、マッチングにつきまして1回目は5組のマッチングがございました。この5組のうちの1名は三川町在勤の方ということで情報をいただいています。2回目につきましては、マッチングが2組ということになっており、こちらについては三川町の方がいらっしゃらないというような状況になっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋選挙管理委員会書記長。

○説明員（高橋誠一選挙管理委員会書記長） 投票率の向上に関するご質問でありました。この夏、参議院選挙が予定されているわけですが、先の県知事選挙、町議会議員選挙の投票率の結果を受けまして、町選挙管理委員会といたしましてもその投票率の向上ということで、委員会の中で今後の対策等について委員の皆さんからご意見等、また各投票所から聞こえてきた声なども参考に何かしらの対策を講じなければならないということで認識しているところであります。

今後、年間で定時に開催しております定時登録の際の選挙管理委員会、この夏の参議院選挙の前にもそういった委員会がございますので、先程ご提案のありました内容、土足のまま何かしら上着等を脱がずにそのまま投票ができるような、選挙人が気軽に投票できる工面等についても、その中で良いアイデア等を探していきたいとは思っています。

ただ、特に冬季間等ですと降雨時もそうなんですが、いわゆるビニールシートなり滑り止め用の体育館の床を傷つけないマットを敷いたとしても、履物自体が濡れている場合、それがかえって投票所の中を歩く際に滑ってとかということもございますので、今回予定されている選挙は夏ではありますが、それ以外にも気軽にといいますか投票率が伸びる工面について検討させていただければと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 予算書45ページの学童保育支援事業についてのご質

問をいただいたところです。こちらの方の内容につきましては、学童保育所運営費補助金につきまして、内訳ですが、アソビバキッズの方に2,336万2,000円、新しく建てておりますウェルネスの方に1,667万1,000円を合わせまして4,003万3,000円です。あと、放課後児童支援員処遇改善等事業費補助金につきましては、こちらの方がアソビバの方に346万9,000円、ウェルネスの方に388万4,000円ということで補助金を交付する予定でいるところでございます。

昨年度、令和6年度にありました整備費補助金につきましては、今建てております学童保育所がこの3月31日で完成予定となっております。建物につきましては何とかでき上がしまして、本日1時半からですが、一般町民への内覧会をしているところでございます。本日の夕方、横山小学校の子どもたちがそちらに通うことになりましたけれども、保護者説明会、入所説明会を開催する予定としているところでございます。

今後の子どもの数が減った場合とかバスの利用の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおりバスでの下校ということにしております。横山小学校の子どもたちをバスに乗せまして、新しい方に送っていきます。東郷小学校につきましては、今までと同様テオトルの方に送っていくこととしているところでございます。

常時利用ですので学校を分けるしかなかったんですが、長期利用のみの希望の方がいらっしやいます。こちらにつきましては、保護者の送迎となることから学校関係なく通うことができるのではないかとということで両事業者と話をしております。人数によりましては長期の方で調整をさせていただきたいというお話をしていたところですが、令和7年度につきましては長期も含めまして、何とか今のところ希望する学区の該当する方の学童保育所に通うことができるように調整をしたところです。ですが、長期だけ使いたいんだという問い合わせが今現在まだあるところでございます。こちらにつきましては、これから事業所の方とお話をしながら調整していきたいと考えているところでございます。

もう一つ、放課後子ども教室に利用できないかということでしたけれども、今現在建てているところにつきましては、学童保育所を2支援単位80名ですということでの補助金となっておりますので、こちらの方は委員おっしゃるとおり、放課後子ども教室への転換は難しいかと思えますし、あとそこまで通う足が必要になってきますので、その面も併せまして今現在では難しいのかなと考えているところです。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 予算書50ページ中学生ピロリ菌検査委託料についてご説明申し上げます。中学生を対象にしたピロリ菌検査につきましては、中学生を含む小児への実施は医学的根拠や開始間もないということもありまして慎重に検討するというところで、以前から皆さまの方にもご説明をさせていただいてきたところでございます。鶴岡市では平成29年度から中学2年生を対象に実施しておりまして、実施率に前後があるものの約85%の方が検査を実施し、効果を上げているということで確認をしました。それを受けまして、この度鶴岡地区医師会との協力体制も整い、本町でも中学2年生を対象に、また今年度限り中学3年生も対象に検査を実施するというところで計画をしております。その検査の詳細

につきましては、佐藤健康係長がご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤健康係長。

○説明員（佐藤千絵健康係長） 私の方から検査の詳しい内容についてご説明させていただきます。まず検査方法につきましては、学校定期健診の尿検査と合わせまして尿中ピロリの抗体検査を実施いたします。こちらにつきましては、同意が得られた生徒のみというような対象といたします。1次検査はただいま申し上げました学校定期健診の尿検査、2次検査につきましては1次検査の陽性者のみになりますが、こちらは医療機関へ委託をしまして、医療機関の受診による尿素の呼気試験となります。その後、除菌治療、こちらも医療機関での内服治療になりますが、そこまでをして、最後に成功確認検査を医療機関で実施をしまして、終了というような流れになっています。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 5番 小野寺正樹委員。

○5 番（小野寺正樹委員） 皆さまから丁寧な答弁をいただきましたので大変よく分かりましたし、なかなかやはり結婚推進事業に関しましてはまだまだ三川町の参加者が少ないようにデータでも出ているようですし、また少し1点気になったのがやはり行政的にプライバシーもあるのでなかなか踏み切れなかったといったような答弁もいただきました。私はやはり行政的にはそういった部分の越えてはならない一線があるようには思われますけれども、その中に、私もこの間集まりに行かせてもらったんですけれども、山形県でやっている仲人協力隊みたいなのがありまして、たまたまそのときには三川町は今までいなかったと、誰もいなかったと、そういった中で何とか三川町からもそういった募集を募れないかといった部分で、私を入れて参加者2名の方がいたようでしたし、やはりそういった部分で行政の手が届かないところに関しては町民の力を借りるといったような取り組みは町を挙げてやはり推進していく必要が私はあると思いました。他の市町村に関してもやはり多くそういった仲人隊みたいなものが結成され、お互い情報交換しているようでしたので、行政でできない部分はそういった力を借りるといった部分の考え方をしっかりまた頭の方に入れてもらいたいと思います。

あとバスに関しましては、中身に関しても十分数字に関しても、結構使って利用しているんだなと改めて思われましたし、ただし、私が一番疑問に思うのは、確かにそういった利用数の中でそういった補助金を出しながら運営していくといった部分はあるんですけれども、では実際に庄内交通の方でどのように経営努力といたしましょうか、そういったものが逆に見えない部分が怖いと私は思っております。やはり経営側の責任としまして、ただ人が少ないから市町村からそういった補助金をもらいながら運営していくというのは分からなくはないんですけれども、そこにやはり利用する事業者側がどういった努力をしているのかが全然見えてこない、今後ますます利用者が減った場合、補助金の額が増えていくといった問題が想定されますので、やはりそういった会合等に事業者側のアイデア的なもの、そういったものも含めて町側からの意見として言ってもらえれば助かると思います。

あと、70周年記念に関しては、やはり今答弁いただいたとおり、私もぜひそういった町民参加型の壁画ができ上がれば、私はすてきな壁画ができると思っております。私も三川ト

ピア創造委員会にいたところに壁画づくりに参加させてもらった思い出があったので、ぜひそういった部分も含め、誰が主体的にといった細かい部分までは触れませんが、ぜひ中学生も参加し子どもも参加し、大人から全員が参加できるような壁画ができ上がれば私はすてきなものができ上がると思いますし、ぜひそういったアイデアを駆使しながら進めてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

あと、選挙に対しての考え方は十分理解できました。確かに転んで逆に怪我をしてしまうのも危険だと思いますし、そういった会議の中でぜひいろいろなアイデアを出しながら進めてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。やはり一番怖いのがいくら意見を言っても聞いてもらえないといった部分の話が一番困りますので、やはり対応策をしっかりとといった部分が形として見えれば、私は理解はしてくれると思っておりますのでよろしくお願いします。

あとは、児童福祉の関係はなかなかやはりハードルが高いといった部分で、確かに補助金をもらっている以上はそういった決まりがあるのは分かっておりますけれども、今後そういった問題がいずれ発生すると思われますので、先々の対応もしっかり念頭に入れて計画していただければと思います。やはりそういった部分に関しては、決まりごとをどのような道で変えていけるのかという部分があると思いますし、また、そういった部分で人数が減って、例えば学年的には小学校全体が入っていますけれども、例えば中学生まで入れるという考え方も私は一つの考え方とは思っておりますし、そういった部分も含め対応策もいろいろなアイデアで願いたいと思います。

あと、ピロリ菌に関してですけれども、私もいろいろピロリ菌の検査は実はここ何年間かやらせてもらっておりました。その中で説明を聞きますと、やはり家族の中にピロリ菌を持つ家庭はやはり、唾液でうつるとかそういった部分の中で多く見られるといったような話を聞きましたけれども、これに関して例えば、今回は中学2年生、3年生を対象といった部分がありましたけれども、家族的なピロリ菌の検査が私はやはり必要ではないのかなと感じますし、あと実は私も初めてピロリ菌の検査をしたときに陽性ではなかったんですけれども、陽性のときのショックというのがたぶんあったのかなと思われます。ピロリ菌イコール胃がんになるリスクが高いなんていう話も聞いていたもので、そういった中学生に対して精神的なストレス的なものに対しての対応などは考えているのか。あればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 結婚推進につきましては、現在仲人というようなことで登録している人は三川町にはいないわけですが、数年前まで個人的に活動をしてくれていた方がおりました。そういった方が今後三川町内にまた活動してくれる人がいればぜひとも町としてもお願いしていきたいというように考えておりますので、もしそういった情報がありましたら、情報を寄せていただければ町として選任にあたってのお願いをしていきたいというようには考えております。

それから、路線バスに関しての事業者側の努力というようなことでありましたけれども、

事業者側としては赤字経営、この経営にあたっては公共交通事業者に対する国からの補助が入っているわけなんです、それでもやはりどうしても赤字経営になるというところについて、事業者側としては運行路線の距離の見直しですとか、あとは経費削減にあたっての努力はしているというようには聞いております。更には、利便性向上のためカード、庄内交通ですと「shoko cherica」というようなカードを導入したり、それから以前からありますが、学生割引ですとか、今は高齢者の利用にあたっての割引もできるようなサービスも行っていると、高齢者割という部分で名前がついていたかと思うんですが、すみません、今手元に資料がありませんが、高齢者に対する割引もあるというようなことで、それなりの努力はしているというところは評価しているところであります。

それから、壁画につきましては、町民参加型に賛同というようなことでしたので、今後の企画にあたって、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ピロリ菌検査についてのご質問でございますが、まずその家族への啓発といいますか部分に関してでございますが、やはりおっしゃるように中学生本人だけではなくて、更にその家族の方がそのピロリ菌を保菌しているといいますかという状況も考えられますので、早期発見、早期治療ということがやはり胃がん対策に対応することに関しては非常に重要になってきますので、家族の方へも勧奨をする必要が出てくるというように認識しておりますし、また、ピロリ菌検査に関しましては健診のオプションになっていますので、随時そういったことを説明しながら対応を図っていきたいというように考えています。

また、中学生のケアということでございましたけれども、やはりそちらの方も大変重要なことと認識しています。チラシ等を配りながら、また保護者へも丁寧に説明をしながら対応が必要かと思ひますし、十分プライバシーを保護しながら対応していきたいというように考えております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 7 番 砂田 茂委員。

○7 番（砂田 茂委員） 42 ページ、3 款 1 項 2 目老人福祉費のところの在宅介護支援事業、ここの通院等支援サービス委託料 54 万円となっております。この事業内容、このサービスを受けられる人、対象となるような方はどのような人たちなのか説明をお願いします。

それから 45 ページになります。3 款 2 項 1 目の説明欄の 1 番目の出産・子育て応援事業、これは先日の補正の場合もお聞きしました。それに絡めて 3 番目の妊婦支援給付金、こちらの内容をもう一度確認させていただきたいと思ひます。

それから、同じ欄の 6 番、今回僚委員からもご質問ありましたがけれども、学童保育支援事業、この中で新たに開所される学童保育所、横山小学校の子どもが対象というようにお聞きしたんですけれども、わざわざ横山小学校、近くにテオトルというところがあるのに、またその近くに開所すると。わざわざ対象となる横山小学校から距離的に離れたところに開所されるわけですがけれども、これはどういう考えのもとだったのか、あの場所になったのか。その辺の経緯等もお聞かせ願えればと思ひます。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 予算書42ページ、通院等支援サービス委託料の内容ということでご説明をさせていただきます。対象ですが、令和6年度から40歳以上の介護認定を受けており、一般の交通機関を利用することが困難な方で、専用のタクシー、車椅子やストレッチャーの利用をする方ということで、対象がこのような形となっています。内容としては、専用の移送車両を使って自宅から通院した場合、自宅と医療機関を移動するための料金の一部ということで、町で8割負担、本人は2割負担という形での助成となっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 2点のご質問だったかと思います。1点目の出産・子育て応援事業と妊婦支援給付金の関係につきましては、吉田子育て支援室長補佐が答弁申し上げます。

2点目の学童保育の場所につきましては。なぜあの場所になったかというご質問でありましたけれども、場所につきましては、できれば横山小学区に建てたいということで今現在建てていただいているのがタイケン福祉会という事業所になるんですが、場所にこだわりは特になかったところなんですけれども、農業振興地域制度の縛りだとか、あと面積を必要として、バスが乗り入れる関係で1,000㎡くらいの敷地に現在建てておりますが、それだけの敷地を用意できる場所がなかったというか見つけることができなくて、どちらも押切小学区にはなってしまったんですが、現在のところを選択したということになっております。

○委員長（鈴木重行委員） 吉田子育て支援室長補佐。

○説明員（吉田直樹子育て支援室長補佐） それでは私の方から出産・子育て応援給付金と妊婦支援給付の違いといいますか、その部分についてご説明させていただきたいと思います。まず最初に、出産・子育て応援給付金についてでありますけれども、こちらにつきましては、出産及び子育てに対する支援といたしまして、妊娠届を出した方への給付ですとか、誕生した赤ちゃんへの養育費用としての支援ということで、5万円ずつの計10万円の給付をいたす内容となっております。それが令和7年度におきましては、法制度の改正によりまして大きな違いにつきまして申し上げますと、まず一つが根拠となる部分につきましては、令和6年度の出産・子育て応援給付金事業につきましては、予算事業ということで実施されてきておりましたけれども、令和7年度からは子ども・子育て支援法に基づきましての事業となります。これに伴いまして、費用負担という部分につきましては、令和7年度から国から全額給付という形になります。また、対象者におきましても若干変更がありまして、令和6年度までですと妊婦及び養育者が給付を受けられるという内容でございましたけれども、令和7年度からは妊婦の支援給付という名前のとおり妊婦だけを対象とした内容となっております。以上でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 7番 砂田 茂委員。

○7番（砂田 茂委員） 通院等支援サービスのところをもう一度確認したいんですけども、例えば障害を持っている、身体に障害を持っていたという認定を受けている方でもご

自分で車を運転できる方もいらっしゃると思うんですね。そういう方たちへの支援、これはどのようにしているのか、そこを一つ確認させてください。

それから、妊婦支援給付金のところなんですけれども、この給付までの流れというかプロセスですね、どの時点で給付されていくのか。そのプロセス、流れを教えてください。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 自分で運転できる場合ということでのお話でしたけれども、こちらの方は障害者在宅生活等支援事業の障害者支援施設等通所交通費助成扶助費という事業の中で対象となりまして、障害者福祉サービス事業所に通所する障害者、なお、手帳所持者に限るんですけれども、そういった方が自家用車による送迎をする場合、1 km 当たり 19 円の 1/2 の補助ということで支援をする内容もございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 妊婦支援給付金のプロセスでございますけれども、一番最初に妊娠届を出していただきます。その際に、妊娠届出時に保健師と面談をしていただいて申請をいただきます。その時点で最初の妊娠時の給付金 5 万円の方の対象としているところなんです。その後、生まれる前、8 週間前ですので大体 8 ヶ月ぐらいになりますけれども、そのころになると働いている方だとだんだん産前休暇に入ることになりますけれども、そちらの時点でもう一度申請というか面談をしていただいて、申請をいただいて妊婦の方に 5 万円支給となります。今までですと生まれて初めて給付ができた後からの 5 万円が妊娠中に給付を受けることができるように変わっております。

○委員長（鈴木重行委員） 6 番 佐久間千佳委員。

○6 番（佐久間千佳委員） それでは私の方から数点質問させていただきます。予算書 34 ページであります。先程同僚委員が質問されておりましたけれども、2 款 1 項の説明によりますと 4 番の下の方ですね。バス路線維持費補助金ということで 1,000 万円が計上されております。こちらの財源、国、県、町のそれぞれの財源はどのような形で充当されているのか。

また、その経営状況に関してどのくらい町で把握されているのか。去年は当初予算時にはこういった補助する項目がありませんでしたし、近年何か名前を変えて同じような支援をしていると思います。その都度申し上げておりますけれども、やはり支援する側の経営状況を分かって支援しているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、乗車状況の稼働状況といいますか、先程説明がありました。大体 1 万 6,000 人ぐらいが乗っているということですが、1 日当たりどのぐらいの人が利用されているのか。それも併せてお伺いしたいと思います。

続きまして、その下の方にあります、番号で言うと 7 番企画費の中にあります総合戦略策定業務委託料、こちらの方は令和 8 年からの計画策定における業務委託だと思われそうですが、まずはその策定に至るまでのスケジュール、どのような形で組んでいらっしゃるのか。会議等は何回ぐらい開いて行われているのか。また、委員の選定はどのような形になっているのか。まずは説明をお願いいたします。

続きまして 36 ページになります。2 款 1 項 11 目ということで防犯費でありますけれども

も、こちらは防犯費全体のお話を聞かせていただければと思います。犯罪被害者等の見舞金ということは、こちら後程の条例の方にも関わってくるかと思われませんが、まずこの防犯費にこの見舞金というものを入れた理由を教えてくださいたいと思います。

また、見舞金というのは分かりましたけれども、やはり防犯費ですので、未然に防ぐような手だて、この事業の中で考えられなかったのかどうか。見舞金をここに計上するということは、やはり防犯費の本来の目的である未然に防ぐということは、この事業の中で検討されたのかどうかお伺いいたします。

続きまして、下段の町営バス運営費のところであります。こちらの燃料費の対昨年度ですけれども、こちらは昨年度対比で減少しています。減少している理由と自動車等借上料、こちらが増加しておりますので、減少と増加の理由の説明をお願いいたします。

続きまして45ページになります。3款2項1目、説明でいきますと4番子育て支援センター事業ということで、こちらが増額要因の説明とともに利用状況の方も説明いただきたいと思います。町内外それぞれの利用実態、どのような形になっているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、これが最後になります。51ページです。4款2項1目、説明の1番ごみ減量化等促進対策事業ということで、印刷製本費が対昨年度比で倍増になっております。こちらの要因をお伺いします。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 暫時休憩します。 （午後 1時59分）

○委員長（鈴木重行委員） 再開します。 （午後 2時20分）

佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問が2点ありましたが、1点目公共交通バス路線の支援に関するご質問であります。まず現在路線バスとして運営しております事業者からの経営状況というようなお話でありましたが、町の方で把握している数字としては、事業者全体の経営状況については把握していないんですが、鶴岡三川、三川酒田のバス路線における赤字額ということで数字をいただいております。この路線については、現在国からの幹線補助という形で補助金が入っているんですが、この補助金、5年間の補助期間なんですが、これが間もなく終了すると。その後、事業者としては新たなこの路線を維持していくための国に対する補助金の申請を考えているという状況であります。ですので、この新たな補助金が該当するかしらないかで、令和7年度以降の赤字額の見込みが変わってくるわけなんですが、仮に補助が見込めなかった場合の赤字額として、令和7年度の欠損としては最大で3,300万円ぐらいの赤字欠損になりそうだと。ただ、補助の該当がなれば2,600万円ぐらいの赤字欠損になりそうだという見込みが出ております。

こういった中でまず構成する鶴岡市、酒田市、三川町としては、補助が該当しなかったことを考えて、それぞれの負担割合を算出したところあります。その財源としては、先程申し上げた国の補助があるかないか以外の部分については、それぞれの自治体の一般財源での充当ということになります。三川町については予算に計上してあるとおおり1,048万3,000円、鶴岡市については507万8,000円、酒田市は1,883万円の負担割合になる見込みというところ

ろであります。この負担割合の算出につきましては、先程も申し上げましたが、路線全延長に対する町域、市域における路線での按分という形で算出しているところであります。

なお、それから稼働状況というところでありましたが、1日当たりの人数については明確なデータをいただいておりますが、先程申し上げた乗降者数を単純に365日で割りますと1日当たり48人という結果になっております。

それから、質問2点目の総合戦略計画に係る策定のスケジュール等については、須藤企画調整係長が答弁いたします。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤企画調整係長。

○説明員（須藤崇仁企画調整係長） ご質問いただきました総合戦略のスケジュール、また、構成委員につきましてご答弁申し上げます。総合戦略につきましては5年ごとの見直しとなっております。前回作成した5年前における体制を踏襲するような形で計画を組んでおります。構成委員につきましては、現在町の振興審議会委員の方々を充てて、こちらの総合戦略の策定委員会を立ち上げたいと考えております。

また、その総合戦略につきましては、町の方での業務委託の中で、データ関連などそういった内容を固める部分と、あと委員の方々からご意見をいただいて、その総合戦略に盛る政策等を検討するというような部分で、その後段の内容を検討していただくということで年間2回の委員会を開催したいと考えております。スケジュールにつきましては以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問2点目の町営バス運営費における燃料費、それから自動車等借上料の今年度対比での増減については、粕谷総務係長に説明させます。

1点目の防犯費において、予算として犯罪被害者等見舞金が費目として防犯費に計上されていることの妥当性、そしてその際、条例にも関係しますが、こういった見舞金は実際に支出しないことが一番なわけでありますけれども、それにどのように本町として考えたかというご質問でありました。

まず、予算、防犯費に計上いたしましたのは、ここでなければだめだというようなところで、国や県等の準則めいたものはないわけですが、防犯ということで犯罪防止、または犯罪対策等、犯罪という言葉の括りではないんですが、そうした意味でこの防犯費というところに計上させていただいております。

併せまして2点目、その際にできるだけこの見舞金が支給されない対策ということでありますけれども、この見舞金が条例なり予算計上される・されないに関わらず、この見舞金の対象者は町民の方が被害に遭われたという場合を想定しての予算計上になるわけですが、こういった見舞金が支給することがないようにするのは本町だけではなく、これまでと同様に犯罪が起らない、犯罪がない社会・地域をこれまでどおり関係機関等と協力しながら行っていくということで考えているところでもあります。

○委員長（鈴木重行委員） 粕谷総務係長。

○説明員（粕谷 恵総務係長） 町営バスの燃料費についてのご質問についてお答えします。町営バスは3台ございまして、燃料については軽油となっております。こちらの予算につま

しては、令和3年度から令和5年度の実績に基づきまして積算をいたしましたものであります。令和6年度と比較して若干減額となっているところであります。

自動車等の借上料につきましては、町営バス3台のうち2台がリース車両となっておりますが、うち1台のなの花号につきましては、今年度新しい車両に更新いたしましてリース契約を行ったところでありますが、もう1台の福祉バスにつきましては、初度登録が平成18年ということで、だいぶ老朽化の方が進んでおり修繕等もかさんでいることから、こちらの方も新しい車両に更新いたしましてリース契約を行うという予定をしております。そのため予算額の方が令和6年度に比較しまして増額となったところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 子育て支援センター事業についてのご質問でありました。二つほどご質問があったかと思えます。二つ目の利用者の状況につきましては、真寫子ども支援主査の方からご説明いたします。

最初の委託料増額の理由でございます。こちらにつきましては、令和2年の子育て支援センター開所当初から長期契約といたしまして契約をしてきたところでございます。そちらの方の契約がこの3月31日をもって満了となることから、令和6年12月に本業務の公募を行ったところでございます。こちらの公募を行った結果、現在委託を受けております庄内アソビプロジェクトの方から応募がありまして、審査会を行った結果、また引き続き庄内アソビプロジェクトの方に委託を行うものでございます。

令和6年と比べまして144万円ほど増額しておりますが、そちらの増額理由につきましては、令和2年から同額で契約をしてきたんですが、近年の人件費高騰によります増加分ということで増額になっております。

○委員長（鈴木重行委員） 真寫子ども支援主査兼係長。

○説明員（真寫 幸子ども支援主査兼係長） それでは私の方から子育て支援センター利用者の状況についてお答えいたします。令和6年度2月末までの実績になりますけれども、三川町民の方のご利用が5,817名、町外の方の利用が2万1,575名、合計で2万7,392名となっております。町民の方の利用割合は21.2%となっているところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 4款2項1目の中の印刷製本費の増額に関するご質問でございました。こちらにつきましては、例年3月に全戸配布しておりますごみカレンダー、こちらの予算を計上させていただいているところでありますけれども、令和7年度におきましては平成31年3月に作成、全戸配布いたしました、ごみの分け方・出し方のポスター、こちらが作成から年数が経過したもので、これを新たに作成・配布いたしたく所要額を計上したところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 6番 佐久間千佳委員。

○6番（佐久間千佳委員） まずはバス路線の関係でありますけれども、今路線に対する赤字額の説明がありましたが、会社全体の決算が分からない中でその路線の赤字額というのがどういった裏づけでその数字を当局としてお持ちなのか。示された資料をそのままというわけ

ではないと思いますので、向こうからいただいたこれだけ赤字なんですよという数字を根拠に、この事業を進めるわけではないと思いますので、その根拠をどのような形でお持ちなのか。また、利用人数に関しても、やはり全体の事業の中身が分からない限り、数字はいくらでも調整できるかなというように思いましたので、その辺の数字の整合性をどのような形をとったか確認をさせてください。

町営バスの件と併せて少し考えたことですが、自主財源で1,000万円というのはかなり大きい額だと思います。赤字路線の救済ということで、その根拠がなかなかあやふやな部分に1,000万円を出すということが本町としてのあり方としては、今後そういった関係性は持続可能なのかというところが難しい課題になってこようかと思います。できれば町長の方の見解をお伺いしたいんですが、先程の課長答弁では、同僚委員の質問に対しては乗車に対する推進をしていくということでありました。この乗車に対する推進というのがいつまで経っても交通弱者に対しては離れていってしまうやり方なのかなと。どちらを見ていくのかなというところが、やはりどこか一つ町として筋がないと、いつまで経ってもこの関係性が崩れない。では、来年2,000万円の赤字が出ました。これを維持しましょう、出しますというようになるとすれば、やはり町営バスで1,000万円、今回歳出で計上されておりますので、そういった額が、町でも1,000万円を出しているんです。やはり他の事業者に1,000万円を出すよりは、では、もう1,000万円を積み増しして町でも運営するように、地域公共交通会議等で独自でやはり行うような形で話を持っていくということも選択肢の一つとして考えていかなければならない時期に来ていると思います。この路線バスの維持に関しては、やはり廃止になった際の代替案というものを持って事業を進めなければならないと思いますが、もし可能であればその方向性も含めて答弁いただければと思います。

続きまして、総合戦略の関係であります。年に2回ということでありましたけれども、前回の総合戦略2期の部分を見ますと3回ぐらい行っているのかなと思います。パブリックコメント等の時期を含めてやはり重要な総合戦略になってこようかと思うので、どのような形で進めどういった意見を集約していくのか。方向性も含めて再度お伺いしたいと思います。

続きまして、防犯費に関してですが、やはり犯罪被害者等の見舞金の立ち位置が少し私は違和感がありまして、起こってほしくないことに30万円を最初から計上するというのがどうしても違和感があります。他の例えば、目だけ残すような項目ですと、例えば1,000円だけというような表示の仕方もあろうかと思いますし、新たに目を追加しておいて、後でから補正対応するというようなことも可能ではないのかなと思います。その辺の見解に関して再度お伺いしたいと思います。その防犯という意味では、本当にこの30万円を積み上げるためには、相当ないろいろなところとの協議を含めた上で、ここに数字は来ていると思いますので、それだけの数字をこの防犯費に計上できるのであれば、私は未然防止のための施策を進めていただけないものかというように思いますので、その点の見解を再度お伺いいたします。

町営バスに関しては、燃料費が令和3年から令和5年の実績をもとにということで、今の

燃料高騰が反映されているのかどうなのかなというところが少し心配になりました。実績ベースで減額になるというのは、なかなか私の感覚からしますと疑問点がありましたので、その辺この燃料の設計で大丈夫だったのか。借り上げに関しても140万円ほど増額になっておりますので、もうこの借り上げ、増額ベースを考えますと、やはり本町で所有ということも考えていかなければならないのではないかなというように思います。中型ですと新車でも1,200万円とか大型だと三、四千万円しますので、その辺は慎重に考えていかないといいと思いますが、中古とかそういったものの購入に関して、この借上料の増加と併せてどのような見解をお持ちか伺います。

続きまして、子育て支援センター事業、町民の利用が21.2%ということで、私もこれは実は町民の方から利用したくても町外の方がものすごく使っていて使えなかったと。時間制限がなかったのかな。なので、もうずっと使っているものですから、なかなか町民の方が利用できないというような声が寄せられ始めました。かなり町外の利用者が多くて、本町に寄っていただけるのはありがたいのですが、やはり町民の方の施設でもありますので、そういった対策を講じるべきではないかなと思いますが、この利用の率であったり、町民の利用に関して不具合を生じていないのかどうか。この辺、当局の見解をお伺いしたいと思いますし、その対策がもしあればお伺いしたいと思います。

最後になりますが、ごみ減量化の件ですけれども、ポスターを再配布するということでありました。令和5年の審査意見書によりますと、やはりみかわエコチャレンジ事業というのが評価するとともに、PRと新たな事業企画が必要であるというような形で審査の意見が付されております。そういった意見がこの予算に反映されていたのかどうか。その審査意見書をどのような形でこの事業を立案する際に受けとめたのかどうか見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまの地域公共交通という部分についての質問に対して、私なりに経過等も含めて説明をしたいと思います。地域公共交通、特に鶴岡酒田線の路線バスの運営というようなことでの今回の対応になるわけですが、現状からいたしますと庄内交通の路線、昨年においては鶴岡から庄内町、旧草薙というあの路線の廃止、そして令和7年度が酒田から余目までの路線が廃止されるというような状況になっているというようなことでありました。こういう中におけるこの鶴岡酒田線の維持ということに関しましては、やはり地域公共交通という役割を果たしていただいたということからすれば、本来の運営にかかる赤字という部分についての鶴岡市、酒田市、本町でのいろいろ庄内交通の方から示された内容について検討し、今回の予算措置というようにさせていただいたところであります。

私もこの赤字を負担するというときには、やはり三川町の道路延長、路線の延長という部分に関しても、やはり一定の距離ということからすれば理解はできるものの、やはり実際の路線の赤字という部分を町として何らかの対策ができないかというようなことも担当の方には伝えたところであります。

こういう中において、やはり本町におけるデマンドバス、庄内交通、庄交ハイヤーの方に

運営を委託しているわけでありますが、その運行というものに対してのいろいろなこの行政域を超えるということができないという今の法制度の中において、ある面においては、この負担というものをできるだけ抑える方法があれば当然その選択というものは考えていかなければならないということになるわけでありますが、現状からいたしましてそのような対応の中においては、鶴岡市、酒田市もやはり路線の維持は通学・通勤という部分においては必要だというような判断のもとにそれぞれ負担割合というような決定を見たわけであります。

しかしながら、将来的なこの路線運営ということに対しての佐久間委員が言われる路線の本来の赤字の根拠というものに対しては、やはり地域公共交通を担っている企業、庄内交通のこの資料の提供について疑うようなそういうような視点での庄内交通の方から依頼を受けてどう対応するかというようなことを考えたときにおいては、なかなかその相手を疑うような、そのようなこの検討というのは行ってはこなかったわけでありますが、しかしながら行政として将来的なこの路線バスをどう継続、あるいは新たな代替の方法を考えていくかということは当然これからの課題として捉えていきたいと、このように思うところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいまの町長の答弁の若干補足的になりますが、交通事業者からいただいている資料につきましては、交通事業者が国から交付金をいただくためのデータとして提出しているものを町の方にも提出していただいているというところで、それなりの信頼性があるものというところであります。また、乗降者数につきましても町ですとか鶴岡市、酒田市でも明確な把握はできないわけでありますので、そこにつきましても事業者から上がってきた数字を適正なものというように判断しているところであります。

それから2点目の総合戦略に関するご質問でありましたけれども、この総合戦略は新たな総合戦略ということになりますが、この総合戦略の計画を見直しするにあたりましては、現在、第4次三川町総合計画のもと作っている計画でありますので、大幅な見直しといいますか、新たな計画というような形での策定は考えていないところであります。ある程度継続的な事業になろうかとは、継続的な計画内容になろうかとは思われますが、ただ、そういった中で国の制度改正ですとか、また新デジタル関係の社会推進がされているわけでありますので、そういった中身を加味しながら計画の見直しを図っていきたいというところを考えているところであります。

なお、会議については2度ほどというようなことで考えていたわけなんですけど、状況によつては3回開催とか回数の増加は考えられるところであり、ある程度まとまった時点でやはりパブリックコメントということで、一般からの計画に対する意見・要望等も取る予定ということで考えております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず1点目の犯罪被害者等見舞金等に関するご質問でありました。この見舞金については、先の全員協議会等でも説明させていただいたところでありますが、大変申し訳ございません。先の説明において私も不勉強でありました。反省して改めてこの制度について確認をしたところ、本町の場合は見舞金ということでの予算計上になっ

ておりますが、そもそも犯罪被害者に対する支援といいますのは、もうすでに国が犯罪被害者給付制度というものを設けておりまして、犯罪被害に遭われて亡くなられた方、重病を負われた方、もしくはそれによって障害を受けられた方といいますか障害者の認定を受けるような重大な怪我を負ってしまった方に対して、それぞれ数百万円から4,000万円弱ほどのその程度に応じた給付制度がすでにございます。その際もご質問いただきましたが、例えば裁判所なり病院等、そういったところに介添えとして警察なり支援センター等の協力を得て出向くというそういった支援もすでに行われてきております。そうした中で被害者支援ということでは、その地元の自治体も何かしらの支援ということで今回見舞金ということでの予算、それに伴います条例の設定も今回議案として上げさせていただいたところです。

そうしたことも踏まえまして、ここでこの犯罪被害に遭われた方に対する、いわゆるすべての支援等を一つの目的に起こすと、費目として起こすということとは行わないで、今回まずスタートの令和7年度においては、まず条例設定、その中でその犯罪被害に遭われた方に対する支援の理念的なもの、また、町、町民、事業者等がどのようにその被害に遭われた方に対して支援していくのかサポートしていくのかというのを謳っているということであります。

予算額につきましては、追って条例のときにもご質問があるかもしれませんが、実際に被害に遭われて亡くなられた方は30万円ということで、けがの場合は10万円ということでこの30万円の内数でありますので、まずその30万円という額を計上させていただいたところであります。

次に町有バスに関するご質問でありました。説明の方は令和3年度から令和5年度ということで説明をさせていただきましたが、当然今年度も査定時においては十分、まだ決算はこれからになりますけれども、その支出の経過等は踏まえた上での金額となっております。燃料高騰については今年度のみならず高止まりの中で過年度も続いておりましたので、そうした中で利用状況も踏まえての積算の上で計上させていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

最後に町有バスについて購入かリースか、その選択ということでの考え方に関するご質問でありました。購入した場合であっても、数千万円する車両を一括に購入するという事になった場合、当該年度の一般財源等によって、または基金の活用もあるかもしれませんが、そこで町所有とした場合、それに伴いまして各年のメンテナンス、これも町自ら行うということになるわけです。一方、リースについては仮に購入の際に借り入れをした場合、後年度にその負担といいますか償還が生じますので、一定の期間、毎年数十万円のお金を返していくということにもなるわけです。そうしたときに、ただリースでありますと、いわゆる車検でありますとか、一定程度の車の不具合等に対するメンテナンス、これもリース先の事業者が行うということになりますので、そういったところを総合的に勘案した中で、今回改めてリースという選択の中で予算を計上させていただいたところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） 子育て支援センターの利用にあたりまして町外の方が多くて町民が使えなかったというようなことでありました。子育て支援センターにつきまし

てはコロナ禍から始まった事業でございます。コロナ禍の中では時間制限、人数制限をして実施してきてまいりました。コロナ禍が明けまして、現在は平日、午前・午後２回に分けて実施しております。土曜日、日曜日、夏休み等の利用人数が多くなる場合につきましては、午前に２回、午後に２回というように分けて、途中で消毒等もするものですから、そのような形で利用しているところでございます。

ただ、三川町の人につきましては、第２・第４土曜日の午前中、これ「みかわんデー」と呼んでいますけれども、三川町民優先の日を設けて三川町の方だけが優先的に利用できるように努めているところではございますけれども、何しろ先程のニーズのとおり町外の方がどうしても多い状況から三川町の方は利用しづらかったのだとすれば、利用の仕方について少し検討していく余地があるのかなとお聞きしたところです。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 審査意見書を踏まえての予算の反映ということでのご質問かと思います。これにつきましては先程申し上げました分別、出し方のポスターの中に、昨年度来から取り組んでいます民間事業者との取り組み、協定による取り組み、具体的に申し上げますと、例えば古くなった家財の一括査定ですとかそういった取り組みについてご紹介申し上げますとともに、そのＱＲコードを例えば印刷してそのサイトにアクセスできるようなそういった取り組みも一つ可能なのかなとは捉えておるところです。それ以外、予算を新たに計上してということでしたけれども、基本的なコンセプトとしましては、できるだけまずお金をかけずに町の負担を増やすことなくごみの減量化に取り組むというのが、今、令和５年度より実施しております、みかわエコチャレンジの根底にある部分と私どもとしては捉えておるところです。

また、町長の施政方針の中でもございましたが、当然今のやり方がベストという形では当然捉えておらないところです。当然いろいろ行いながらブラッシュアップをかけながら、より使いやすいものということでは考えているところですが、特に今取り組んでいるそのネットを使ったもの、こういったものにつきましてはやはりご高齢の方はなかなかハードルが高いのかなというように思うところであります。行政としては、やはりできるだけ多くの方にといいことのサービス提供ということは当然念頭には置かなければならないとは思っているんですけれども、これについてはとりあえず現状としてはまずできるだけ裾野を広げるということを念頭に置きながら、まず実績を積み重ねていく段階だというように捉えているところです。

○委員長（鈴木重行委員） ２番 鈴木淳士委員。

○２ 番（鈴木淳士委員） 私から４点ほど。同僚委員からも複数回質問出ております項目になってしまって大変恐縮なんですけど、まず１点目が、先程来質疑応答が展開されている２款１項６目の３４ページのバス路線維持費補助金。この予算の執行に関して、ここの予算に計上するまでの間、一体内部でどれくらいの検討がなされたのか。つまり端的に言えば、以前も三川町から庄内町への高校に通う場合のバス路線が廃止になったというような経過があったわけですね。その際に保護者の間でどう対応するかというようなことを町の方から検討して

くれというような働きかけもあったように記憶している中で、今回の鶴岡酒田、高齢者それから朝の通学というようなことでの必要性は十分理解できますけれども、これに対して NPO 法人の活用、設立活用というような検討が内部の会議、つまりは課長会議等で検討をなされなかったのか。そういった行政展開についての対応状況を確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

それから 2 点目がまた同じ同僚委員の質問と重複するんですが、36 ページの 2 款 1 項 1 目防犯費にあります犯罪被害者等見舞金、これについては先程も指摘がありましたのですが、わざわざ見舞金という負の性質のある予算を当初予算から計上するというその考え方が非常に疑問を感じるわけでして、見舞金といったものは事件・事故が起こって初めて町としてどう対応するかというようなところで、いわゆる専決処分、町長の専決処分権があるわけですので、臨時的な補正予算というようなことでの対応が十分考えられる中で、なぜここに当初予算として計上しなければならなかったのかというような考え方をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つが 47 ページになりますが、3 款 2 項 3 目保育費、この 47 ページでいきますと下の方にあります 4 番の公共施設等長寿命化対策事業、工事請負費等々が計上されているわけですが、その少し上の方、中段のところにも同じ工事請負費で 3,315 万円、幼保園の一体的な工事費かなと思うんですが、これについては片方はいわゆる総合計画事業という位置付けになっている中で、ほぼ同額、それ以上の工事費 3,300 万円は一般事業という総合計画事業に位置付けされていない。この考え方とそれぞれの工事内容の計画等についてお伺いしたいと思います。

今、総合計画に触れさせていただきましたが、少し戻りますけれども、これも先程同僚委員から質問があった 34 ページの 2 款 1 項 6 目の総合戦略策定業務委託料 605 万円、合計すると謝礼を合わせれば 620 万円ほどになるわけですが、これが総合計画実施計画の中に全く位置付けされていない。まちづくりに直接関係する、先程の説明もありましたが、まさに総合計画の第 2 次的な実施計画という立場の総合戦略計画が総合計画予算の中に位置付けされていない。しいて言えば、この総合計画事業の最終ページに協働のまちづくり推進事業費というような項目があるわけですが、町民と一体となつての協働のまちづくりを展開するという総合計画事業そのものであるというように感ずるわけですが、そういった位置付けもなされていないというようなことからして、この総合計画の内容と一般事業費としての取り扱いについて、一体どのように棲み分けをして事業計画を予算化しているのか。これは事務局トップの副町長からぜひお伺いしたい見解と思っておりますので、総括的な立場で答弁をお願いしたいと思います。

これが具体的に今、みかわ幼保園の事業費、工事費について質問させていただきましたけれども、これが総合計画事業費、この別冊綴りの中でいくと、事業番号としては施策の柱 1 子育てしやすいまちづくりの推進、4 番、公共施設等長寿命化対策事業に区分されているんですが、実は昨年までの計画書では公共施設等長寿命化対策事業は柱 4 番の一般的なインフラ整備事業に載せてあった項目なんですね。そのときそのときでこの公共施設等長寿命化対策

事業があちこちに移動しているという、であるならばむしろその都度明確な事業名で、今回であれば幼保園の施設整備改修対策事業費というような名目に変えるべきというように私は思うんですけれども、そういう検討をすることなく、毎年、公共施設等長寿命化対策事業ということで区分をころころ変えるということが果たして適切なのかどうか。これも副町長からお伺いしたいと思います。

少し検討区分、審査区分が異なりますけれども、総合計画事業に関係することなので、併せて質問させていただきたいのですが、では、別の区分はまた後日の審査区分で質問させていただきますので、以上、3款、4款に関係するところで答弁をお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 1点目のご質問の公共交通バス路線維持の補助金に関するご質問であります。この予算計上するにあたりまして先程他の委員からもご質問があったように、鶴岡市、酒田市、三川町、ここに県の総合支庁が入っての会議を何度か行ってきました。具体的な回数はすぐに出てこないんですが、今年度に入ってから4、5回は会議を重ねてきたところであります。このバス路線、鶴岡三川それから酒田に結ぶ路線については、国の交付金を事業者が受け取って実施しているということもあり、令和2年度から国の方から5年間の交付金を受けるにあたって関係する沿線の自治体が協議を始めたという経緯があります。その5年間で令和7年の9月で終わるということから、その後どうするかという部分で、改めて今年度これだけの回数の会議を行ってきたというところであります。

町長が先程答弁したように、庄内地域においては、これまでバス路線があったものが乗降者数の減、それから経営の赤字化ということで路線が廃止されてきたというところであります。庄内地域においては鶴岡酒田を結ぶ主要なバス路線であるという位置付けでありますので、沿線自治体としては何とかこの路線は維持すべきだろうという判断に至って予算計上をさせていただいたところであります。

なお、この会議に当たりましては企画調整課が所管課となり、鶴岡市、酒田市、庄内総合支庁と話し合いをしてきたところでありますが、この内容を具体的に庁舎内の課長会議で議論をしたかというようなご質問だったかと思いますが、そういったところまでは、そういった会議は行っておらず予算査定の中で議論を行ったというところでありますと同時に、県も含めた2市1町での会議の中においても、NPO 法人の活用というような検討の話はなされておりません。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 犯罪被害者等見舞金の予算計上について当初に盛るか、またその事案が発生した場合において、補正予算としてもしくは緊急の場合等については専決のというようなご質問かと思いますが。こちらの当初予算に計上する際、条例も含めまして、先行する自治体の予算の計上のあり方についてもいろいろ紹介をさせていただいたところです。そうした中では当初から条例と併せて計上される自治体、または条例だけ設定して予算は伴わない形で議決をいただいている自治体、それぞれでありました。今回、本町の場合は条例の設定に併せる形で計上させていただきましたのは、専決ということもあるわけですが

も、まず最小の額といいますか、発生した場合に速やかに対応できるようにということで、二つの種類の見舞金はあるわけですが、まず補正、それから専決ではなくてその当初に計上した予算でまずもって対応するというので、条例に併せる形で当初予算に計上させていただいたところであります。

もう1点、保育園費に係ります工事と長寿命化のこの予算計上の区分についてであります。一つは総合計画事業といたしましては、公共施設等総合管理計画に計上しております、みかわ保育園・幼稚園の建物の改修といいますか長寿命化に資する工事ということで総合計画事業として計上させていただいている経過がございます。年次的、計画的に、それぞれの財政支出の平準化等、財源をきちんとした形で、その施設の長寿命化に資するというので、総合計画という位置付けの中で取り組んでいるものであります。

一方、一般事業といたしましての工事費、ただいま申し上げた長寿命化よりもそれを上回る金額ではありますが、内容といたしましては保育園・幼稚園のLED化の工事であります。確かに金額を見ますと相当額でありますし、起債も使つての事業とはなりますが、長寿命化かといえばそうもとれるわけですが、今後、脱炭素社会の中で電球等が現在の白熱灯等がもう生産されない中では、いかんせんそういった電気照明等については交換しなければならないという点で、これを総合計画事業としてではなくて一般の事業の工事費として計上させていただいたところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 私からは、一般の事業と総合計画事業のそれぞれの考え方についてご説明申し上げますが、まず一般論になりますが、一般事業につきましては毎年計上する一般的な事務経費だとか人件費等は一般事業ということで考えているところでありまして、一方、総合計画事業に載せる事業につきましては、まちづくりに係るもの、投資的なもの、そういったものは総合計画事業ということで、総合計画の実施計画に載せて分類しているところであります。ただ、この一般事業、総合計画事業につきましてもどちらで扱うべきか、ものによっては迷うようなものもあるものですから、それについては個別に判断しているところであります。

ご質問にありました、総合戦略策定に係るこの事業につきましては、企画調整課よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 総合戦略に係る予算計上ではありますが、今回のこの総合戦略については計画策定のみであります。その策定にあたりましては三川町振興審議会の委員から内容のご意見をいただきながら策定していくというようなことを所管課、企画調整課としては考えているところであり、そういったことから一般経費である企画費に予算を計上したところであります。しかしながら、この計画がまとまった後、この総合戦略に基づく事業を所管課で実施する段階においては、内容によっては当然、総合計画の事業という形で予算計上されてくるというところであります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 2番 鈴木淳士委員。

○2 番（鈴木淳士委員） 今、副町長並びに企画調整課長から答弁をいただきましたが、まさに総合計画事業にすべきか一般管理的な事業というように分類するかということについては、そのときそのときの判断でいろいろと状況が変わるということは十分認識しつつ、敢えて苦言を呈させていただいたのは、予算編成の中で一般管理的な経費よりも総合計画事業の予算額が比率が大きいということは、それだけ新たなまちづくりに向けて努力しているんだという評価に繋がるというように、私は若いころからそういう指導を受けてまいりましたので、せっかく 600 万円もの予算ということであれば、これはストレートに総合計画事業とリンクする予算ということからすれば、総合計画事業費に計上すべきではなかったのかという観点での質問というように受けとめていただければと思います。今後ぜひ慎重なご検討をよろしくお願いしたいと思います。

もう 1 点、確認というか質問になりますけれども、ページ数のがらっと変わって 50 ページになりますが、4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境保全費、1 番の環境保全費について 75 万円の予算計上になっているわけですが、昨年度の令和 6 年度予算から見ますと、備品費 60 万円ですよ。これがそっくりそのままなくなっているというようなところでは、何らかの事情があったのかと思いますけれども、逆に言えば予算の節減に努めたという評価すべき話かと思いますが、私は評価している立場での話ですけれども、この予算計上が必要なかったというような部分についての事情等を説明いただければと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 4 款 1 項 5 目の環境保全費の 60 万円の備品費減の要因につきましては、齋藤環境整備係長よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 齋藤環境整備係長。

○説明員（齋藤 哲環境整備係長） ご質問いただきました備品購入費につきましてご説明申し上げます。こちらにつきましては、令和 6 年度アメシロの防除機ということで、2 台あるうち 1 台の不調が多く故障が続いていたことから 1 台を購入したところであります。令和 7 年度につきましても、もう 1 台の方の更新も当初は考えていたんですけれども、そちらについてはもう 1 台と違って故障の方がなかったことから令和 7 年度については購入の方を見送った経過がございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 3 番 小林茂吉委員。

○3 番（小林茂吉委員） 私から簡潔にお聞きます。41 ページの民生費、社会福祉総務費にあたります、2 番の社会福祉総務費の成年後見制度運営協議会、それから成年後見制度選任調整会議、二つ並んでおりますが、まずこの運営協議会を構成する委員の選任にあたってはどういったことに留意されて構成されていくのか。それからこの選任調整会議というこの選任調整という意味は何か説明をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 成年後見制度についてのご質問でございました。まず、成年後見制度とは、認知症の方や知的障害などを持って生活している人が安心して生活を送られるようにするための制度ということであります。そういった中で、本町では成年後見制度

運営協議会、それから成年後見制度選任調整会議ということで設置をすることで準備をしております。

成年後見制度運営協議会の委員に関しましては構成メンバーとしては弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉・介護の関係者、地域関係団体の代表者等を考えております。この選定の理由といたしましては、やはり成年後見をする方々から町の状況等を協議していただきまして、成年後見が適切に管理できるようにするという名目で協議会を発足しますので、そのような形で準備をしております。

また、もう1点の選任調整会議の選任ということでしたけれども、選任に関しましては成年後見制度の利用が必要な対象者に対しまして本人の状況や課題を踏まえましてどのような方を選任するか、どのような方が成年後見の候補人としてふさわしいかということを話し合う場ということで選任という言葉を使わせていただいたところです。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

○3番（小林茂吉委員） 委員会を構成する中に弁護士が出てきましたので、ぜひ弁護士の件につきましては、前回の一般質問の中で触れさせていただきましたが、少しご検討をお願いしたいなというように思います。まず、この成年後見制度運営協議会もさることながら、やはりこのいわゆる認知症、それから知的障害、それから精神障害等の権利擁護支援の一翼を担っているのが成年後見制度というように私は思っておりますが、なかなかまだこの制度については認知度が十分でないというように私も思っております。

成年後見制度運営協議会の中には、メンバー構成がすごく識見のある人たちが入っております。また、これを実際に機能させる上には、やはり成年後見制度の利用の促進協議会というものがやはり必要なかなというように私は思いますが、その辺の考え。それと併せてやはり困っている人、支援が必要な人を日常的に見守り、そしてまた、その人の意思や価値観を共有して対応するいわゆる権利擁護の支援チームというものもやはりこれから検討していく必要があるのではないのかなというように思いますので、その辺の見解もお願いしたいと思います。

それから、成年後見の担い手を育成する機会を今後どのように構築していくのか。選任調整会議の中で言われたのが、いわゆる分類があるわけですね。やはり成年後見になるには。補助的なものか、それとも保佐的なものか、それから後見という三つの類型に分かれますが、そこの辺の調整をしていくのか。またこれは裁判所との調整、これは決定するのは裁判所ですので、その辺の関わり方はどうなるのかお聞きします。

あと、もう一つお聞きしたいのは、42ページの2目老人福祉費、この中の説明欄の7番の高年齢者就業機会確保事業費の補助金。おそらくシルバー人材センターのことかというように思います。シルバー人材センターでは令和7年1月に、シルバー人材センターの広報誌「生きがい」というものを発行しておりました。私も読ませていただきましたが、その一番のタイトルに、過去最高のある勢いでということで事業実績が載っているんですね。そうした今実態がそうである中で、今年度のこのシルバーに対する補助金が幾分上がっているんですね。その要因がよく分からないので、その説明をお願いしたいというように思います。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 成年後見につきまして何点かご質問がございました。まず、一番最初に利用促進協議会等の考え方はというご質問でございましたが、まず来年度から始まるということもありますので、その中でその利用促進の部分に関しましては協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

また、支援チーム等に関しましては、先程お話をしました選任調整会議がその部分を担う部分になるのかなと思います。併せて、その支援チームというところに関しては、地域包括支援センター、それから福祉介護支援係、健康係、健康福祉課の中で中核的機関として位置付けまして、その後見人が必要な方へサポートするという意味合いもありますので、健康福祉課一丸となって、そういった方々をサポートしながら選任会議の方に繋げていきたいというように考えております。

それから担い手という話もございました。確かに今社会的に問題になっているのが、その後見人としての不足というところも非常に問題になっています。そういったことも踏まえまして、町としても各関係機関にそういった機会があれば声を出して町の現状を伝えながら、そういった担い手を増やす取り組みに協力していきたいというように考えています。

それから最後に裁判所との関わりということでございました。裁判所との関わりということとは調整会議で話し合った、先程ありました保佐人、それから、すみません少し飛んでしまいました。保佐人、弁護士、後見人ということで、その3種類があるわけですが、その部分に関して調整会議で決定した部分を裁判所の方に繋いで選定を受けていくという流れで考えているところであります。

それから次に42ページ、高年齢者就業機会確保事業に関する補助金ということでございました。増額理由ということでございますけれども、増額の主な理由といたしましては、人件費ということで、職員2名分の賃金を最低賃金が変わったということで値上げするものということが1点。それからインボイス制度に係る消費税の負担を町で令和7年度のみ負担するというので、今回増額という形になっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 1番 志田徳久委員。

○1番（志田徳久委員） 初めに48ページ、4款1目18節の南庄内緩和ケア推進事業負担金がありますけれども、これも長年負担金を出しているわけですが、事業内容を説明願います。

同じく同ページの重粒子線がん治療患者支援ということで、これは山形大学だと思いますけれども、差し支えない程度に説明願いたいと思います。

続きまして、先程同僚委員も質問しましたが、50ページの4款4目12節の中学生のピロリ菌検査であります。私も議員になって2回ほど、この中学生のピロリ菌検査の必要性を訴えてまいりまして、当初は当局から大変前向きな返事をもらったのですが、ところができなかったという経緯で三川町は来ています。先程の説明を聞きますと、鶴岡市は平成29年よりやっているということでした。どうして三川町は、おそらく医師会との約束等があったと思いますけれども、その他、三川町は今年に限り通常の中学2年生、そして3年生

ということは来年以降は、三川中学生は2年生になるとこの検査が受けることができるという解釈でよろしいのでしょうか。

そして、この予算書を私は探したのですが、見逃したのか分かりませんが、子ども6ヵ月から18歳までのインフルエンザ予防接種費の助成と高齢者带状疱疹予防接種事業の予算が見つかりません。これはどうしているのか伺いたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 何点かご質問がございました。南庄内緩和ケア事業負担金と重粒子線がんに関しましては、佐藤健康係長からご答弁申し上げます。

私の方からまず最初にピロリ菌に関しましてご説明させていただきますが、先程もご説明をさせていただきましたが、鶴岡市の方では平成29年度から実施しているという形でありましたけれども、以前私が一般質問のときにもご答弁させていただいたところですが、まだ中学生を含む小児への実施は、医学的根拠や開始間もないこともあり、まだ実施には踏み切れないということで検討させていただくということでご答弁をさせていただいた記憶があります。今回、年数も経ちまして、鶴岡市からも情報をいただきまして、また鶴岡地区医師会との協力体制も整えまして、来年度から実施するという形をとらせていただいたところです。また、令和7年度は先程お話をしたように、中学2年生、3年生を対象にしますが、それ以降は中学2年生のみを対象にして実施するという計画でいます。

子どものインフルエンザと、それから高齢者の带状疱疹の予算に関しましては、予防接種委託料の方に含まれています。予防接種委託料ということで、今年度1,825万円の予算の中に含まれています。こちらの方は、子ども、成人、高齢者の定期予防接種等に係る予防接種の委託料ということになりますけれども、その部分に今年度から併せて高齢者带状疱疹、それから季節性インフルエンザということで、小児から18歳までの子どもたちのインフルエンザ接種ということで計画をしているところです。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤健康係長。

○説明員（佐藤千絵健康係長） 私の方からご質問のありました南庄内緩和ケア推進事業負担金、それから重粒子線がん治療患者支援事業補助金、この2点について内容の説明をさせていただきます。

まず1点目、南庄内緩和ケア推進事業負担金、こちらの内容ですが、庄内南部定住自立圏協定に基づきまして、がん緩和ケアの普及啓発を目的として、鶴岡市と三川町で設置をいたしました緩和ケアサポートセンター鶴岡・三川の運営費、それから一般の方向けの講演会、それから関係者の研修会等に要する経費の負担金となっております。

それから2点目、重粒子線がん治療患者支援事業補助金、こちらにつきましては、公的医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる山形大学医学部附属病院での重粒子線治療に要する経費のうち町が最大62万8,000円を助成するものです。こちらにつきましては今のところ申請はありません。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 1番 志田徳久委員。

○1番（志田徳久委員） 初めに重粒子線がんですが、対象者はいなくて幸いと思いま

したけれども、この額、保険の効かない山形大学医学部附属病院で一人分の、もし該当が出た場合は一人分の予算という解釈でよろしいのか伺いたいと思います。

そして、インフルエンザ、私の認識では子どもは年2回受けなければならないと解釈していましたけれども、この2回分もこの予算に含まれているのか。概ね6ヵ月から18歳まで、ここまで聞きますけれども、該当の人数はどのくらいと推定しているのか。答えられればお願いしたいと思います。

あと、帯状疱疹は確認しますけれども、65歳から5年刻みで受けることができるという解釈でよろしいのか。お願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 何点かご質問がございました。まず1点目の重粒子線がんの予算の内容ですが、これは一人分の予算でございます。

続いてインフルエンザ、子どものインフルエンザになりますけれども、こちらの方は2回分予算を計上しております。その人数については、佐藤健康係長からご答弁申し上げます。

それから、高齢者の帯状疱疹に関するワクチン接種に関しましては、先程委員がおっしゃったように65歳から5歳刻みの年齢が対象年齢になります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤健康係長。

○説明員（佐藤千絵健康係長） インフルエンザの予防接種費用助成事業の対象につきましては、生後6ヵ月から13歳まで2回接種をしなければいけないお子さんが717人。それから14歳から18歳、1回接種でいい方の人数が381人。それから妊婦も対象にしておりますので、妊婦を30人と見込みまして、合計1,128人の対象としております。そのうち接種率を45%と見まして、予算を計上しております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 進行にご協力をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 以上で、第二審査区分の審査を終了します。

○委員長（鈴木重行委員） 本日の予算審査特別委員会はこの程度にしたいと思います。

なお、17日は午前9時30分から本会議場において予算審査特別委員会を再開いたしますので、ご参集くださるようお願いいたします。

これをもって散会とします。

（午後 3時35分）

第 2 日 3 月 17 日 (月)

○出席委員 (9 名)

1 番 志 田 徳 久 委員 2 番 鈴 木 淳 士 委員 3 番 小 林 茂 吉 委員
 4 番 土 田 市 子 委員 5 番 小野寺 正 樹 委員 6 番 佐久間 千 佳 委員
 7 番 砂 田 茂 委員 8 番 佐 竹 優 子 委員 9 番 鈴 木 重 行 委員

○欠席委員 (0 名)

な し

○説明のため出席した者の職氏名

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
粕 谷 恵 総 務 係 長	齋 藤 一 哉 総 務 課 長 補 佐 (危機管理担当)
五十嵐 章 浩 総 務 課 長 補 佐 (財 政 担 当)	三 船 伸 並 開 発 係 長
佐 藤 由 貴 子 国 保 係 長	五十嵐 ま な み 健康福祉課長補佐 (福祉介護支援担当)
佐 藤 潮 地域包括支援センター長補佐	佐 藤 千 絵 健 康 係 長
菅 原 勲 産業振興課長補佐 (農 政 担 当)	高 橋 直 貴 農 政 係 長

高橋 朋子 商工観光係長

菅原 明大 建設係長

齋藤 哲 環境整備係長

木村 功 教育課長補佐
(学校教育担当)

佐藤 豊 教育課長補佐
(社会教育担当)

松井 亜紀子 社会教育係長

笹原 大 学校教育係長
(教育指導担当) 兼指導主事

渋谷 淳 農業委員会事務局長補佐

渡部 涼子 農業委員会総務係長

和田 勉 監査委員

庄司 正廣 農業委員会会長

○職務のため出席した者の職氏名

加藤 善幸 議会事務局長

飯鉢 凜 書記

遠渡 蓮 書記

佐藤 裕太 書記

○委員長（鈴木重行委員） おはようございます。ただいまから予算審査特別委員会を再開します。

（午前 9時30分）

○委員長（鈴木重行委員） 第三審査区分として、5款 労働費、6款 農林水産業費、7款 商工費、8款 土木費、9款 消防費、10款 教育費、11款 災害復旧費、12款 公債費、13款 予備費について審査を行います。

質疑を許します。

8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） おはようございます。それでは質問させていただきます。まず初めに57ページ目の7款商工費1項2目説明2のふるさと応援寄附金推進事業についてですが、広告料、これが令和6年度より減額となっております。その理由を教えてください。同じく使用料及び賃借料の中身を教えてください。そして令和7年10月よりポイント付与が廃止されるということですが、このポイントの原資の負担について、10月以降減るのかどうか。ポータルサイトの運営にかかる費用ですけれども、それが減るのかどうかということもお聞きしたいです。

そして同じく商工費の説明3のところで、中小企業等支援事業費補助金がありますが、こちらの補助の内容と何件ぐらい対象となっているのかといったところもお聞きしたいです。

そして67ページ目の10款教育費から1項2目の説明7の部分、学力向上対策事業、この中で英語検定受検料補助金について現在は検定料のみの補助となっているようですけれども、例えばですね、スタディサプリなどの英検対策講座があると思います。こちらなどの受験対策への補助ですね、こういった考えがありますでしょうかということをお聞きしたいです。以上です。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それではまずご質問にありましたふるさと応援寄附金の関係のところについて、そして中小企業等支援事業費補助金のそれぞれの中身につきましては高橋商工観光係長より内容を説明させていただきます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋商工観光係長。

○説明員（高橋朋子商工観光係長） ふるさと応援寄附金につきまして、3点ほどご質問をいただいた件についてご答弁申し上げます。まず最初に広告料につきましてですが、2点目の使用料、賃借料と合わせてお答えいたします。令和6年度につきまして広告料につきましては、ポータルサイト上のPRというところをメインに予算計上しておりました。令和7年度につきましては、トラストバンク主催のふるさと納税の感謝祭というところへ職員を派遣し、対面で三川町のふるさと納税の返礼品をPRしたいということで予算計上をしておりまして、職員の出張旅費及びブース出展料ということで使用料、賃借料を計上しております。

3点目のポイント廃止、令和7年10月からということになりますが、そちらにつきましては国及び県の方の制度がまだ確定したものではないので、こちらの方に通知といえますかポータルサイトの方からも連絡がまだ来ていないという状況です。

最後になりますが中小企業等支援事業費補助金についてになります。こちらにつきましては創業支援及び経営強化支援ということで中小企業を対象にした補助金となっております。令和6年度につきましては、創業支援ということで1件の申請があり、決定しているところ です。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 予算書67ページに計上となっております学力向上対策事業、そのうちの英語検定の受検料補助金、今年度6万円の予算計上をいたしているところでございます。毎年子どもたちの、生徒の英語力向上という観点から、英語の受験に対して積極的に向かわれる生徒の方に一部受検料の負担をしながら英語力の向上に向けて取り組んでいるという状況でございます。その上でスタディサプリを活用しての受験対策というようなお話がございましたけれども、スタディサプリの方は本町ではすでに導入をしております、子どもたちの、英語に限らず日常的な学習の中での様々な活用を図っているという現在の状況でございますけれども、特段受験対策というような意味でのスタディサプリの活用につきましては、結果的に受験対策にも一部活用されている部分はあるのかもしれませんが、特段受験対策という中でのスタディサプリの方を活用というような考えは今のところ持ち合わせていないところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） ご答弁ありがとうございます。まずふるさと応援寄附金について広告料、また使用料、賃借料について説明いただき、承知をいたしました。特に今回トラストバンクの感謝祭ということでブース出展をなさるということですので、これについては今までにない施策なのかなというようなところで、こういった今後反応があるのかなというところを期待したいところでございます。

またポイント廃止につきましては、寄附者の方のポータルサイト選びについて何かしらの影響が出るのかなというように見えています。そのことについてより返礼品の内容の充実だとかオンラインワンストップ申請の利便性だとか、あと寄附金の使い道などの社会的な意義、そうしたものが寄附者に対してどのように訴求されていくか、PRされていくかというのが重要になってくるのかなというところに感じます。広告の有効的な活用の仕方、それから掲載内容の充実だとか、そういったところに力を入れていただきながら、お一人でも多くの寄附者の方に三川町への支援についてリーチしていくようにと願っております。よろしくお願いいたします。

また中小企業の支援事業なんですけれども、中小企業が抱える問題は様々多いと思います。コスト高だったり人件費の高騰であったり、そうしたことがなかなか価格転嫁できていない、価格交渉がしづらいといった様々なお悩みがあるのではないかと考えております。創業支援を今回は対象になさったということですが、そういった中小企業の支援について事業者側からの何か要望のようなものを町の方ではどのように吸い上げしているのか、ヒアリングできているのかというところをお聞きしたいと思います。

また英語検定の受験対策については承知をいたしました。英検については高校受験に対し

てはあまり影響がないものというようには思っているのですが、例えばですけれども、高校に進学して1年生の最初の年ですね、夏休みに例えばですけれどもサマースクールだとか短期留学だとか様々な海外研修のプログラムに参加したいとなったときに英検の何級だとかというのが必要条件になってくるということもあります。そうした場合はやはり英検の上のレベルにチャレンジしていくというところを積極的に町としても応援していただきたいなというところを感じております。英検というのは上のレベルに行くともどうしても受検料が高くなってしまい、そして2次試験などもありますので、1回で合格に至るとは限らない、難しいものだと思います。スタディサブリに限らず、2次試験の対策についても学校の方で面接試験になりますが、そちらの対策についても支援をいただければなというように思っております。そこら辺についてもそういった検討をいただけるかどうか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ありましたところにつきまして、まずふるさと応援寄附金の出展の関係につきましては高橋商工観光係長よりご答弁を申し上げます。

続きましてポイント制の考え方についてということでございます。ご質問ありましたとおり、より多くの方から応援寄附金という形で町をご支援いただきたいということで考えておるところでございますが、国の考え方といたしましてもこの応援寄附金自体がいわゆる地域間競争にならないようにということで、節度を持った形での対応ができるようにということで、当然ポータルサイトごとに様々な工夫をしながら自治体の寄附金の増額、それは当然各ポータルサイトの売上にも直結するわけですので、様々な工夫をしておるところでございますが、その中でただいま申し上げましたとおりに過度な競争心を煽るような形の制度はとらないようにというような形で現在調整をされているところでございます。今後国等の規制といいますか、対応の内容、あるいはそれに伴う各ポータルサイトの対応の仕方等が判明し次第、こちらにつきましても様々な形で情報提供をしてもらいたいと考えているところでございます。

続きまして、中小企業等の支援の補助金の関係でございます。こちらにつきましては先程答弁申し上げましたけれども、令和7年度予算につきましては創業支援の事業費補助金といたしまして20万円の3社、そして経営強化支援事業補助金といたしまして10万円の4社ということで想定をして、合計100万円の予算を計上しているところでございます。この内容につきましては毎年年末ですけれども、商工会と町長はじめ町とのいわゆる懇談会がございますので、その席上での話し合い、あるいは出羽商工会とは常に情報交換を行いながら、連携を行いながら、様々な情報をいただいておりますということがございますので、現時点では令和7年度の対象者として先程申し上げました7件分を想定して予算を計上しておるというところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋商工観光係長。

○説明員（高橋朋子商工観光係長） 広告料につきましてですが、トラストバンクのふるさと納税感謝祭に参加予定ということで、昨年度担当職員がふるさと納税の感謝祭の方に視察とい

うことで行かせていただきました。その際にポータルサイト上で今現在だと通販的な要素が大変多くなっているふるさと納税制度ですけれども、そちらの感謝祭に参加した際には多くの方が直接返礼品を手にとっていただいて、試食するというので、そのものの良さを手にしてその場でふるさと納税をしてくださる方もいたということで、やはり対面での直接的なPRが必要なのではないかということで、令和7年度予算計上させていただいたところです。

どのような内容であるかという点につきましては、やはり三川町はお米がメインですので、お米の食べ比べなどの試食ができればいいということで今検討しているところです。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 英語検定につきまして、今委員がおっしゃられましたとおり、本町といたしましても子どもたちがそういった英語に対しての英語力の向上であったり、学習意欲の向上を図るという観点から、この英語検定受検料補助金というものを令和5年に設定をし、令和6年度から活用していただいているという状況でございますけれども、やはり受検料が高くなる部分の負担を少しでも減らして、多くの子どもたちにこの英検を受験してほしいという観点から、現在は1／2の補助ということで年1回での補助というようになっております。

こういった受験についても、やはりレベルがどんどん高くなるにつれて、なかなか1回での合格というのがまた難しくなるというような状況もあるのかとは思いますが、その辺につきまして、町としてはできる限りの支援はしていきたいというように思っておりますが、先程来様々これから高校とかでも様々な留学とかサマースクール等にも参加したいというような子どもたちが1人でも多く増えるように、今の中学校の現場の状況なども確認しながら、今後どのような支援が必須なのか検討してまいりたいというように考えております。

○委員長（鈴木重行委員） 4番 土田市子委員。

○4番（土田市子委員） おはようございます。私からは1件お伺いしたいと思っております。ページ数67ページ、10款1項3目教育総務費の方からです。スクールバス運営費の方に1,295万6,000円の予算が立てられておるようです。それに関連しまして、ページ数71ページ、10款3項1目教育費、中学校通学バス支援事業、通学バス運行費補助金の方との兼ね合いです。運営費と運行補助金の違いについて教えていただきたいのですが、同じ義務教育の中で中学校については補助金であり、一方、小学校については運営費であるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） スクールバスについてのご質問かと思いますが、小学校の方のまずスクールバスの運営に関しましては町有のバスを活用いたしまして、町の方が運行しているというのが小学校の方になっております。中学校については、中学校の保護者会の方が主体となって、バスの運営をする組織を作った上で、中学校保護者会が組織をし、それに町の方が補助をしているというような形態になっているところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 4番 土田市子委員。

○4番（土田市子委員） 分かりました。先日の一般質問の先輩委員の質問がございましたが

3 km 規定というのがあったようでした。3 km 規定はどのときに運用され、どのときに適用にならないのかという疑問にあるところでもあります。保護者会で運営するのと町で運行することの違いは分かりましたが、同じ対象者というか子どもにしてみれば同じではないかという、なぜ保護者会の方で運営することになっているのかということです。

と申しますのも、青山の町内会で考えますと、冬期間、東郷小学校には1年生、2年生がスクールバスを利用しております。3年生以上は徒歩となっております。青山からですと東郷小学校の方が中学校より遠いわけです。それでも小学校3年生からは徒歩で行っているんです。体力的に充実している中学生はバスの通学となっており、中学校までは2 km 弱だと思うんですけども、バス代もワンシーズン2万2,000円と高額になっておりまして、冬の暖房費もかさむ中での出費は家計にも重くのしかかっているのではないかと考えております。それで自家用車で送迎は原則禁止になっているようでした。というのも、バスを保護者会で運営しているために、人数、子どもたちがたくさん乗れば、それだけ負担が軽くなるということで、とにかく人数は乗ってほしいということの意味合いだったようです。それでも私として冬は寒くて夏は暑い、肌で感じる寒さとか暑さ、季節を味わうことがないで過ごしてしまう子どもになってしまうのではないかという、それはどうなのかなと考えているところでございます。

それで3 km と先日も言っていましたけれども、3 km で乗れないと乗れると、それから近くても乗ると乗れないと、それは保護者会でやっているから、町でやっているからという、その振り分けはどうなのかなと思うところなんですけれども、矛盾しているところもあるのではないかとということと、同じ義務教育の中で補助金と運営費というところで分けて考えるというのも、それもどうしたものかと思っておるところなので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まず小学校と中学校とでのバスの運行形態が違うというようにまずご理解をいただきたいと思うんですが。まず基本的に小学校でのバス運行に関しまして国が一定の基準というように言われているのが、小学校の方は基本4 km、4 km を超える場合はスクールバスでの運行というように言われております。中学校の場合は5 km というのが国として一定の考え方のもとに定めてある基準なのかなというように思っていますが、その中で本町の場合、小学校の方は3 km ということで、国の基準よりも1 km 短くして昨今の様々な熱中症対策であるとか、そういう気象条件等を考慮した上で3 km に変更して現在運行しているというのが小学校の方でございます。中学校は中学校の方で保護者会の実行委員会の方で運営をしているということから、様々話し合いのもとに冬期間だけのバスの運行ではございますけれども、一定の町内会ごとに決めているようでございますけれども、中学校に近い町内会を除いて大体町内全体をバスで運行しているというような状況になっているのかなというように思います。

基本的に本町の場合徒歩での通学というものを、この間もお話にありましたけれども、基本とする中でバスの運行も一部取り入れながら行っているという現在の状況でございます。

これに関しては様々と小学校の方についてはまず町の方が一定の責任を持って町内のスクールバス等を活用しながら運行するというようなことで、これまでも進めてまいりました。中学校の方は数年前から保護者会組織での運営ということで、町が一定の補助を払って中学校のいくらかでもご負担をなくなるような形で進めまして運行しているというのが現在の状況でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 7番 砂田 茂委員。

○7番（砂田 茂委員） 2点伺いたいと思います。まず70ページの10款2項小学校感性情操教育推進事業、それと72ページの中学校の方も同じような事業が載っております。前年度予算からこちらの方は半額となっておりますけれども、これについての説明をお願いします。

もう1点ですけれども、76ページ、10款5項3目学校給食費についての説明欄の2番目に学校給食費補助金498万円、この内容の説明をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 2点のご質問がございました。小学校中学校の感性情操教育と学校給食費に対してのご質問でございましたが、学校給食費補助金に関しましては木村教育課長補佐より説明いたします。私の方からは70ページと72ページにございます小学校の感性情操教育、それから中学校の感性情操教育事業につきまして、金額が半分になっているというようなことでのご質問かと思いますが、これに関しましてはまず令和7年度の中学校の感性情操教育、小学校の感性情操教育につきましては、演劇教室の方を開催する予定で、現在考えているというところでございます。これまでも以前音楽教室と演劇教室を単年度に2回行っていたという経過もあったんですが、現在音楽教室と演劇教室を交互に隔年で行っていくというようにしているところでございまして、令和7年度については演劇教室を開催するにあたっての予算を計上したという内容でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 木村教育課長補佐。

○説明員（木村 功教育課長補佐） それでは、私の方から学校給食費補助金についてお答え申し上げます。こちらの方は、小中学校の給食費に対する補助金でございますが、食材費の値上がりに伴いまして、保護者負担が増える部分につきまして、保護者負担を抑えるといった意味で交付しているものでございます。積算の根拠といたしましては、令和4年度の給食費単価を基本といたしまして、それよりも増額した分、小学校で言えば30円、中学校で言えば60円ということで、それに給食日数と生徒数を掛けまして498万円を計上しているところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 7番 砂田 茂委員。

○7番（砂田 茂委員） 最初に感性情操教育推進事業の方、年代わりで音楽と演劇というような説明だったと思うんですけれども、これまでそれを年2回どちらも行ってきたということで、予算説明書の中にも豊かな感情と情操の育成、こういうように謳われているところです。とても大事な教育の一環だと思うんですけれども、年内2回行っていたのをそもそもどちらか交互に行うというその考え方、情操教育の考え方が少し弱いのかな、これから弱くな

るのかなと少し心配するところがあるんですけども、その辺もお願いします。確認させてください。

それから学校給食費の方では、年々食材費が上がっているということで、都度保護者負担が増えないようにということでした。その中で、今国会の中でも2026年度からは小学校から無償化を実現するとか、中学校でもできる限り速やかに始める、こういった議論が交わされているところで、やはり給食費が無償になれば、その分を他の教育に関わることにお金を回すことができる。また、後で出てくる大きな出費に備えておくこともできるというこういう声も多く聞かれております。かねてより学校給食は教育、大事な食育という教育の大切なところを担っているという認識もお持ちだったと思います。今後、教育にかかる負担の軽減を学校給食の無償化というところでのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、やはり店頭から米が消えたと。そして出てきたけれども、驚くほど高くなっていると。令和の米騒動と言われている中で、備蓄米が放出されるとの話も出ております。しかし、そもそもこの先米は足りるのか。米の収穫というと年1回秋というような認識があるんですけども、それまでに子どもたちの給食、ごはん、米を確保できるのか、どのように確保されるのかお聞きしたいと思います。そして、もう一つなんですけれども、その米の品質、その品質は保たれるのか。例えばよく聞かれるのが昨今産地がどこか分からない、様々な米が混ざっているというような話も聞かれます。それからプラスチック米、古米に何か添加剤をコーティングさせているような米も出ているというようなところも聞かれます。本当に安全な米が子どもたちの給食にきちんとこれから先提供されていくのか、その3点ですね、給食については無償化、それから確保の問題、それから安全なお米、その点について確認させてください。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まず感性情操教育事業について、今年度は演劇、来年度は音楽教室というような形で、これからも進めてまいります、これに関して感性情操教育事業が弱くなったのではないかなというようなお話でございましたけれども、決して弱くなったというようには捉えていないところでございまして、より演劇なら演劇、音楽なら音楽ということでの内容を充実したものを子どもたちに届けて、感性情操教育に努めていきたいというように考えております。

そういう中で令和6年度に関して言うならば、小学校中学校での合同音楽教室というものを行いました。いろり火の里を会場にいたしまして、本町出身の琴奏者の方をお招きし、その方々と一緒に和洋融合での響コンサートということで大々的に開催をして、子どもたちにそういった本物の音楽を伝えるというような観点で実施をしたところ、非常に子どもたちからも好評だったというような声も聞こえております。そういった時々に応じまして、より内容を充実して子どもたちには届けていきたいなというように思っておりますので、その辺については何卒ご理解をいただきたいというように思っております。

それから学校給食に関しまして、本町ではこのように物価高騰等によつての食材の高騰で、保護者の方々の負担について一部補助金というような形での軽減を図ってきたという経過が

ございました。令和7年度についても米等の値上がりが非常に予測をされるところでございまして、どうしても学校給食費を上げざるを得ないというようになったときに、まず町といったしましては引き続きその差額、物価高騰によって引き上がった部分を補助いたしながら、保護者の方々の負担軽減、物価高騰に対する対応というものを図ってまいるということで、今回予算を計上したところでございます。

今、国の方で2026年からの小学校の無償化というのが始まるというようなことで、今現在国会の方で審議されているというように見ているところでございますけれども、かねてから町の方といたしましても、そういった国が責任を持って一律にこういった学校給食無償化を図っていくということは、やはり必要であるというように思っております。自治体によって無償化したりしなかったりというような対応ではなくて、一律的にやるべきだというように思っておりますので、今はその国の方の状況を見ながら、保護者の方々の負担が少しでも軽減されるのであれば、非常にありがたいことだなというように教育委員会としても思っているところでございます。

それから米の確保に関して、確保できるのかというようなことでございましたが、本町では学校給食会という県の組織をもとに、米の方は町の方に導入しているという状況になっております。学校給食会の方では、すでに全農の方とそれぞれ確認をいたしながら、米の量については確保されているというように伺っております。また、品質についても、以前も米の非常に不況となったときがありましたけれども、そのときには一等米を二等米にというようなことはございましたが、今のところ、その品質につきましては現状保たれているというように認識をいたしているところでございます。プラスチック米等のお話もございましたけれども、お米に関しましては三川町は基本的には三川町産、三川町で穫れたお米を学校給食会を通じて三川町の方に供給するというので、安全でおいしいお米が引き続き食べられるというように思っているところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 5番 小野寺正樹委員。

○5番（小野寺正樹委員） 質問の前に若干個人的な体調が芳しくないのですが、マスクをつけたまま質問させていただきたいのですけれどもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。まず初めにページ数で53ページ、6款1項3目農業振興費の中で罹病リスク低減農薬資材購入支援事業175万円といった部分で計上されておりますけれども、これに関しましては水稻の紋枯病に対しての購入補助分と認識しておりますが、助成基準の内容に対して説明をお願いしたいと思います。

続きまして、ページ数で58ページ、7款1項5目いろり火の里施設費、これに関して質問させていただきますけれども、これに関しましては当然、開発公社側の部分の考え方もあるとは思いますが、若干関連がある部分もありますので、触れさせていただきますけれども、質問内容に関しましては田田の湯で温泉水の利用ではほとんど入浴として利用されているとは思いますが、他の利用方法を考えていたことはあるのか。また、温泉水の温度、効能などもし分かれば教えてもらいたいと思いました。これに関しましてなぜこういった質問をさせていただいたかといいますのは、農業ビジョンにはこだわりの米、三川産の銘

柄をやはり目指していくといったような中身が載っておりまして。質問的にはこういった温泉を使いながら、こういった効能とか調べながら、そういった三川産米の米との結びつきができればといった部分の中身でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ページ数で62ページ、8款4項2目の公園費の中にありますイベント運営業務委託料23万7,000円計上されているようですけれども、またその上に記念品代といった部分で5万9,000円の内容に関してお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、最後になりますけれども、ページ数で70ページ、教育費の中の10款3項1目の学校管理費の中で下の方から6行目あたりでしょうか、生徒各種健診手数料34万1,000円といった部分で計上されているようですけれども、前回4款の衛生費の中でも質問させていただいたんですけれども、中学生ではピロリ菌検査委託料21万1,000円の支出があるようでしたけれども、こちらの生徒各種健診手数料に関しましては、中学生の分といったような認識も私もしているんですけれども、よく聞かれるのが中学生では特に体が著しく成長する段階のために貧血検査なども行っているといったような情報も聞いておりますけれども、三川町の場合どのようにこの検査に入っているのかと、あと特に心電図検査等も含め、この辺の内容に対してこういった中身に入っているのか、分かれば教えてもらいたいと思います。以上、お願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまは罹病リスクの低減農薬資材購入の関係のご質問でありました。こちらにつきましては、昨年7月の豪雨によって冠水被害を受けた圃場での病気発生を低減させるために計上した予算でございますけれども、その中身につきましては、菅原産業振興課長補佐よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 菅原産業振興課長補佐。

○説明員（菅原 勲産業振興課長補佐） 当該補助金につきましては、水稻紋枯病につきましては被害株ができた場合、その菌が感染源となりまして、次年度の作付圃場に残るということが確認されるということでありまして、米の収量、品質低下が懸念されるということから、令和7年産の主食用米を作付される圃場につきましては、農業資材の購入費の3/10、上限10a当たり1,000円を予算の範囲内で補助するものでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありましたいろり火の里、なの花温泉田田の温泉の成分関係に関するご質問ですが、まず現在なの花温泉で利用している温泉は3号泉と4号泉の二つの温泉を活用しております。3号泉につきましては、まず源泉としてまず34度程度の温度になっております。pHとしては7.7、泉質としましてはナトリウム塩化物温泉ということで、pHの関係からしますと弱アルカリ性温泉というような区分になっているところであります。一方、4号泉につきましては52度ほどの源泉温度であり、こちらはpHが7.5ということで弱アルカリ性高温泉というようなことであり、またこちらの4号泉につきましては、塩分が強いということで強塩温泉というようなことに区分されているところであります。

ご質問にありましたように、主に温泉の方にこのお湯を引いて使っているわけですが、湧出量全部温泉の方に引っ張っているわけではなく、一部排水処理しているというところがあります。これらの排水処理している温泉について、他の活用を考えたことがあるかというところでありましたが、これまではそういった活用については考えてこなかったところでもあります。ご質問の中には、こだわりの米に活用というような趣旨のようでありましたが、この温泉につきましては、温泉法に基づいて保健所に届け出を出して温泉利用しているわけですが、その法の下、法の規制に違反しない限り、他のものにも活用できるのかなというようには考えますが、町内の農家の皆さんですとか、他の企業の方々からこの温泉を活用したいというような声があれば、そういった時点で検討すべきかなというようには思っております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 62ページ、公園費に関するご質問でございました。イベント運営業務委託料、また記念品代ということで、これにつきましては、町長の施政方針にもございましたとおり、令和7年度に赤川河川緑地ふれあい広場パーク赤川において、三川町誕生70周年記念事業の一環としたイベントを計画しているところでございます。そのイベントの概要につきましては、菅原建設係長よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 菅原建設係長。

○説明員（菅原明大建設係長） ただいま質問のありましたイベントのことににつきまして、詳細なご説明をさせていただきます。三川町誕生70周年を記念する事業の一環として、本イベントを計画しているものでございます。その事業の目的といたしましては、この記念イベントをパーク赤川で開催することで、パーク赤川の認知度の向上、そして三川町の郷土愛の醸成を図るということを目的に計画をしております。

開催日時としては、9月の中旬くらいを予定してございます。イベントの内容といたしましては、ターフグラウンドでふわふわドーム、仮設の遊具を設置いたしまして子どもたちにも遊んでいただこうと。また菜の花まつりでも好評でありましたサイバーホイールを体験ということで、こちらの方も計画をしておりますし、また様々ボールやフリスビーなどの遊具も置いて自由に遊んでいただこうかなというように思っております。また、クレイグラウンドの方では大人も子どもも楽しめる着ぐるみを着ての最近話題の短距離レース、ティラノサウルスレースを開催する予定でございます。また、親水エリア付近では例年8月に開催しているフェスティバルざっこしめを本イベントと同時に開催したいというように考えております。更にかまど広場付近では、キッチンカーの出店を予定しております。

こういったイベントの計画のうち、ふわふわドーム、サイバーホイールこういった仮設遊具の設置、管理、運営こういったものを委託させていただきたいと思い、予算を計上したところでございます。また、記念品代として参加された方の景品といたしまして、田田の入浴券ですとかを今のところ考えておりますし、またティラノサウルスレースの上位の入賞者の方にはそれに応じた賞品を付与させていただきたいなというように考えております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問がございました中学校費の生徒各種健診手数料につきまして、この内容についてのご質問であったかと思いますが、委員お見込みのとおり、まず中学生の健康診断ということで行っているものでございますけれども、そのうち貧血の検査をされているかというお話でございましたが、基本的にその生徒の健診につきましては、学校保健安全法という法律がございまして、それにその検査する項目というのが決められているところでございます。そこで貧血については、血液検査というような区分になるんですけれども、血液検査はその必ず検査をするという項目には定められていないというのが現状です。

ただ、本町の場合は、中学生については貧血検査の方、要は血液検査の方を実施するというので、現在も進めているというのが現状でございます。理由といたしましては、部活動等で運動する機会が多いことでありますとか、先程のお話にもありましたが、体が非常に伸びる、成長をする時期であって、特に女性、女子の生徒なんかの場合ですと貧血になるケースが非常に多くいらっしゃるということを聞いているもので、その辺を踏まえまして、本町では血液検査の方を中学生の方で実施をしているというのが実態です。それから、心電図についてでございますけれども、こちらの方は心臓の疾患とか、心臓等にその異常のありなしを検査する上で、こちらの方は学校保健安全法の方に定められた検査項目になっておりまして、これを毎年実施して、実施については、中学生の1年生と小学生の1年生を対象にして心電図検査の方は行っているという状況でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 5番 小野寺正樹委員。

○5番（小野寺正樹委員） 分かりました。ありがとうございます。最初の質問から再質問させていただきますけれども、紋枯病に関しましての部分、3／10といった部分の話の中で、予算分といった部分でありましたけれども、こちらに関しては、私の認識では様々な使い方があると思われますけれども、もう少し具体的に聞きたいのは、例えば薬に関しても苗箱に使う薬は当然高いわけですし、圃場全体に広めるような薬もあるわけですし、あと薬代の1／3といった認識であれば、予算を超える申し込みがあった場合の対応を結構地域によってはそういった紋枯病が多く発生している部分も見受けられますけれども、そういった予算を超える申し込みがあった場合、これを減額になっていくのか、それともその辺の内容に関して再度お聞かせ願いたいと思います。当然、あとこの時期に関しては、これから間もなく育苗段階が始まろうとしておりますので、当然それに間に合わないといけないわけですので、やはりそういった部分の早急の部分だと私は感じておりますので、申し込み等早めの対応をお願いしたいと思っております。

続きまして、温泉の利用方法に関しまして先程すみませんでした。質問で観光公社と言ったような記憶があったんですけれども、振興公社の部分と絡む部分がありますので、といった部分に訂正願いたいと思います。こちらに関しましては他の利用方法、今の説明では、私的には何かに使えるのではないかという認識があったのは、実は前回農業関係の新聞で村山市の農家の方が温泉米おにぎりといったようなものをキッチンカーで売っている記事を目に

いたしまして、その中身を見ますと温泉を利用して温湯消毒、これから時期になるんですけれども、そういった温泉を利用して温湯消毒をしているといったような中身でした。それを結局、村山市としては温泉米といった部分の一つのこだわり米としておにぎりの的なものも販売していたようですし、当然皆さまもご存知のとおり温泉に関しましては、湯田川の温泉に発芽するときに温泉が32度といったこともありまして、発芽させていた部分もあります。

また、三川町の先程言ったとおり弱アルカリ性とかそういった部分に関しましては農業関係機関から聞きますと、60度のお湯としては若干温度は足りないわけですがけれども、これを今温湯消毒的に電気で上げた場合の利用方法に関しては、そういった被害は出ないのではないかとといったような考えも、実は聞いてまいりました。ですので、私は今回できればそういった部分でまだ間に合う部分があれば、若干試してもらいたいといった部分の農家の方をお願いしたいなとは思っております。ですので、そういった部分でもし可能であれば、早急に時期も時期ですので、対応してもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。こちらに関してはすぐどうのこうのといった部分の、すぐ温泉に浸かったから三川町の温泉米だということができないような感じもしておりますけれども、やはり関係機関からの情報等、またそういった温泉利用が本当に問題ないのかも含めて、できれば時間をかけながら調査等、試験等も考えてもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公園費に関しまして中身の方は分かりました。前回の答弁でも70周年でそういったイベントを行うといった部分の話がありました。今回はその中身を聞きますとティラノサウルスと言ったのでしょうか、そういった確かに何か着ぐるみを着たような空気が入っているような怪獣が何かニュース等で走っていて、子どもたちから大人まで楽しんでいようなイベントをよく最近お見かけしますけれども、若干私は気になっている点が1点ありまして、実は前回イベントの際に中止になってしまいましたけれども、気球を上げるといったような中身が入っていたように記憶しております。その際にやはり中止になっても、やはりそういった準備等がありまして、費用の方も発生したように感じておりますけれども、今回、そういった部分に関して考え方としてやはりなかったのか。私みたいな一般的な考え方としますと何となく前回払うものを若干払っているのだから、当然、皆さんの方からもそういったイベントがあれば、ぜひ前は天気が悪かったから乗れなかったといった部分もあると思うんですけれども、まだやはり天気が良ければ乗れるのかなといった期待も実はあると思います。敢えてそれを中止にして費用分もあるかもしれませんがけれども、考え方がなかったのかお聞きしたいと思いますし、気球の部分は先程言ったとおり、費用が若干前発生した部分で、今回例えば利用した場合、割引的なものも考えられなかったのかなといった部分で細かい部分になるんですけれども、若干触れさせてもらいますので、よろしく願いいたします。

貧血に関しましては分かりました。三川町にとっては三川町の子どもたちは特にそういった部分で検査をさせてもらっているといった部分に関しては大変ありがたいと思いますし、今後ともぜひそういった継続の部分も含めよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 暫時休憩します。

（午前10時29分）

○委員長（鈴木重行委員） 再開します。

（午前10時50分）

須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私からまず第1点目の罹病リスク低減農薬資材購入支援事業補助金の内容についてのご質問でありました。こちらにつきましては、現在想定をされる薬剤といたしまして、水稻紋枯病用の薬剤、いわゆる箱剤として育苗の段階で投入をする薬剤ということで、こちらにつきまして10a当たり4,500円という金額の調査を実施しておるところでございます。こちらにつきまして、補助率3/10でございますので、1,300円程度、上限を1,000円ということで想定をしておるところでございます。この1,000円につきまして、令和6年度の主食用米の作付面積が1,160haほどでございますので、こちらに補助単価10aあたり1,000円を乗じまして、被害の程度を想定いたしまして15%程度ということで想定いたしまして175万円、こちら金額といたしまして175万円弱でございますので、175万円の金額を計上したというところでございます。

薬剤につきましてはただいま申し上げました箱剤とともに、いわゆる圃場散布の薬剤もございます。こちらにつきましては現在少し価格の調査が実施できておらないということでございますが、箱剤よりもかなり廉価であるという情報を得ておりますので、その意味ではある程度の面積についてはカバーできるものだろうというようには想定しておるところでございます。ただし、ご質問にありました上限を超えた場合ということでございますが、現時点では予算の範囲内での執行ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいというところでございます。

続きまして、温泉水の利用ということのご質問でございました。こちらにつきましては、当然農業という事業を執行する上で付加価値をつけて試行するということにつきましては敬意を表するところでございますけれども、今回のところにつきまして、実は田田の温泉水の成分がいわゆる庄内の他地域でも実施をしております、湯田川等の温泉成分と比較して、アルカリ度数としてはそんなに差異はないようでございますけれども、他の成分のところについて細かい分析がされておらないと。ということは、いわゆる温泉を利用、使用した後の洗浄の部分で、どれだけ後の効果、影響が出ないような洗浄ができるかという問題も発生しようかと思えます。その意味においては、これ大変答弁になっているかあれですけれども、まずは個別に実際の作業といいますか、実際に洗浄等によつての残留の状況等を確認しながら対応いただくということになろうかと思えますので、この部分につきましてはぜひ付加価値をつける農業展開という意味では大変大きな意義があるかと思いますので、個別の対応ということでお願いできればということで考えているところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） パルク赤川を使つての記念事業、記念イベントの中で、熱気球の体験搭乗のお話でございました。令和5年度、パルク赤川のオープニングイベントとして、熱気球体験搭乗のイベントは企画させていただいたところですが、残念ながら悪天候ということで中止させていただいた次第です。今回のイベントを検討するにあたりましても、その経験を踏まえて複数の課を交えながら意見交換をした中で、イベント案を作り

上げていった結果であるんですけれども、熱気球に関しましてはやはり令和5年度の経験を踏まえてお話させていただきますと、非常に熱気球を上げる条件がシビアだったというのが経験として得られております。具体的に申しますと風速3mを超えると上げることができない。更には雨、雨天の場合ですと当然、バルーンそのものが濡れますので、その雨が降りそうであってももう上げないというようなそのようなことで業者からお話を伺っております。

令和5年度におきましては48万円強の業務委託契約をしまして、実際こちらに来ていただく前にキャンセルをしましたので、その約1/3をキャンセル料としてお支払いさせてもらっております。幸いと言ってはあれですけれども、令和5年度の際はもう明らかに当日天候不良というのが予見できたので、その金額で済んだというところでございまして、実際、これが現地まで三川町までお越しいただいて、その場でやはり無理だという判断になった場合は当然、キャンセル料は満額というような形になりますので、なかなかイベントとして非常に魅力的なイベントであったというのは認識しているんですけれども、その成立には非常にその条件がシビアというか難しい側面があったのかなというように捉えております。

その経験を踏まえまして、今回、先程菅原係長からお話させていただきましたとおり、ティラノサウルスレース、これは着ぐるみを着て短距離走のレースなんですけれども、ある程度悪天候であっても小雨程度であれば現地で開催可能ですし、あとは例えば河川の増水ですとか、あるいは悪天候の場合であれば、会場を例えばアスレナの花、あるいは町民体育館ということで場所を変えても開催が可能かなというように考えております。ただ、イベントの目的そのものがやはりパルク赤川のグラウンド、こちらを広く知っていただいて「こんな使い方もできるんだ」「こんな場所があったんだ」というのを認知していただく。それがまずは第一の目的ですので、その目的に沿ったイベントということで、今回企画立案させていただいておるところで、それに対する所要額を計上させていただいた次第です。

○委員長（鈴木重行委員） 6番 佐久間千佳委員。

○6番（佐久間千佳委員） 私から数点お伺いしたいと思います。予算書53ページから数点まずお伺いします。6款1項の中にあります各種協議会であったり、負担金の概要についてお伺いしたいと思います。まずはやまがた温暖化対応米づくり日本一運動本部負担金、また、山形県農業働き手確保対策協議会負担金、きれいでおいしい庄内産米生産推進協議会負担金、それぞれの目的と、その求める効果についての説明をお願いいたします。

続きまして、その下段にあります3目の方から、先程も同僚委員、一部質問しておりましたが、新農業所得構造改革推進事業、こちらの事業の全般についてお伺いいたします。まずは事業費ですが、対前年比較では増額をしているわけでありますけれども、この事業自体減少傾向にあるということで、まず土づくり支援事業費に関しても減少、瑞穂の郷づくり事業に関しても減少しているということで、この減少に関しては、やはり利用者に関しましてなかなか利用しにくいような要件設定になっているのではないかなと思いますけれども、その要因についてどのように捉えているかお伺いいたします。具体的に申し上げますと、以前ですと色彩選別機等にも支援していたものがメニューとしてなくなっていたり、スマート農業に関しましては補助率が大幅に下がっていたりですね、なかなか申請する側にとってはメ

リットの少ないような事業になってしまっているのではないかなと思いますので、その辺の要因に関してもお伺いいたします。

更には水活問題ということで、水張り5年問題が今どうなるかという決着がまだ見えていないところではありますが、話によりますと連作障害等を回避するための土づくり、こういったものを投入することによって、その5年問題が解決するというような見込みも報道等でされております。やはり土づくりに関しましては、これからは畑作物も対象になってくるといふことでありますので、土壌改良材の中にバイオ資材、菌であったり、そういったものの使用に関しても緩和していく、要件として認めていくということが必要になってこようかと思っておりますけれども、その辺の要件に関して令和7年度の状況をどのような形で考えているのかお伺いしたいと思います。

また、この先程同僚委員の質問にありました罹病リスク低減農薬資材購入支援事業費補助金、紋枯病に関する薬剤への補助だという説明がありましたが、こちらはですね、紋枯病、単年ではなかなか消えないといえますか、難しい病気に対する対策になってこようかとも思われます。後年度もこのような形で補助金を出すのか。また、令和7年度の対象要件としては地区等を限定するのかなどなのか。と申しますのも、農協等のヘリ散布によって3回防除される方は、毎年のようにやはり紋枯病が止まらないということでヘリ防除しております。そういった方への補助も同時に、これは考えられるのかなと思ひまして、どのような要件を考えられているのか、お伺いしたいと思います。また、主食用米ということでありました。例えば、同じはえぬきでありまして加工用米であったり備蓄米、こういったものの区分管理をしての補助になるのか。やはり同じ圃場、同じ面積で数量での区分管理になろうかと思ひますので、なかなか難しいのかなと思いますので、その辺の区分管理の考え方に関しても説明をお願いいたします。

続きまして58ページになります。7款1項3目の観光費の中にあります赤川花火大会負担金30万円ということで、こちらに関しては鶴岡青年会議所が主催するというように考えておりますけれども、この青年会議所との関係性というものをどのような形で考えていらっしゃるのかなと思ひまして、この負担金のあり方とともに説明をいただきたいと思いますが、これまでこの青年会議所等の表敬訪問等あったのかなどなのか。そういった関係性について1点お伺いしたいと思います。

すみません、予算書になかった部分で実施計画の方には書いてあったんですが、今まで商工費の一番下段の方に入っていましたか、商工費の方に入っていたと思ったんですが、若者定着奨学金の返還事業ということで、こちらの方が今回の予算書に計上されていないということで、山形県若者定着支援基金出捐金ですかね、こちらの方もこの事業の今基金が842万4,000円ということであるわけでありましたが、この事業実施計画においては令和7年度から予算計上なしと、出捐金の余剰金にて対応するという説明が記載されております。具体的にこの事業に関してどのようなスケジュールでこの基金をどのような運用をされていくのか、説明をお願いしたいと思います。

続きまして61ページになります。除雪対策費全般における質問となりますが、やはり

年々増加しているのかなというように見てとれたわけですが、その中でも作業員の除雪作業委託料であったり、使用料及び賃借料というものが増加してきているというように思います。併せてシステム賃借料も増加していると思いますけれども、まずはこの増加要因について傾向等も踏まえて説明をお願いします。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それではまず負担金の中身についてのご質問でございました。やまがた温暖化対応米づくり日本一運動本部負担金、山形県農業働き手確保対策協議会負担金、きれいでおいしい庄内産米生産推進協議会負担金、それぞれの中身につきましては、高橋農政係長がご答弁申し上げます。

続きまして、新農業所得構造改革推進事業でございます。こちらの質問の中にございました土づくり支援、瑞穂の郷づくり支援、そして後段にもございましたが、土づくり支援の中での土地改良材やバイオ材の利用ということ、そして瑞穂の郷づくり支援の中では、色彩選別機あるいはスマート農業関連の事業の内容の変更というご質問がございました。こちらにつきましては、菅原産業振興課長補佐がご答弁申し上げます。

続きまして、罹病リスクの低減の内容でございました。こちらにつきましては、先程のご質問にございましたが、令和7年度につきましては、病気の発生を抑えるための対策ということで想定をしておるところでございます。ただ、ご質問にございましたが、紋枯病という病気自体がもともと圃場にあると。毎年ある程度の対策をとっておると。この紋枯病につきましては、様々な薬剤等の導入によって発生を抑えておるという状況で、いわゆる畦等にずっと発生をしておるといいう病気であるというように理解をしておるところでございます。ただ昨年は浸水がかなり広範囲にわたったということと、かなり長時間滞水があったということで、広範囲に紋枯病が広がっておるところでございますので、まずは圃場内の一定の抑制に努めたいということで、令和7年度は紋枯病対策の予算を計上したところでございます。令和8年度以降の継続につきましては、令和7年度の薬剤散布の状況を見ながら判断してまいりたいというように考えているところでございます。ただいまお話いたしましたように、毎年へり防除等で一定の対策をとることによって発生の抑制があるというところでございますので、この部分につきましては実施をしている団体等とも協議をしながら、より効果的な対応がとられるように対応してまいりたいということで考えておるところでございます。

そして面積につきましては、加工用米、備蓄米の面積の配分の考え方ということでございますが、毎年その作付けの中で、いわゆる主食用米という形での計算方法がございまして、その形に沿った形で今回の予算の計上をさせていただいたというところでございます。そういう意味では、まずご質問ありましたとおりに、現時点で圃場の中で備蓄用米、加工用米という区分はできないわけでございますけれども、まずは対策をとっていただいた中で、その後の形ということになるかと思いますが、当然予算計上の段階では一定の算出の根拠が必要でございますので、その意味で主食用米の作付面積ということで、今回の予算計上をさせていただいたというところでございます。

続きまして、赤川花火大会の負担金の関係でございます。青年会議所とご質問の中にございましたが、基本的には同一団体でございますが、運営主体は赤川花火実行委員会という形になってございます。その中で実行委員会で実行委員長なり、あるいは役員という形で組織を構成しておるわけでございますが、毎年その委員長あるいは総務担当の役員の方が役場の方にお見えになって、今年もこういう形で行いますよということでお話をさせていただいておりますというところでございます。

そして4点目ですか、若者定着奨学金の項目がないというところがございますが、これは先程ご質問がございましたとおりに、現時点では運用の資金で賄えるということで、令和7年以降は当面は歳出の予算は計上しておらないというところでございます。運用の中身につきましては、手元に資料がございませんが、基金の方から今お話ありますとおりに、当面の間は運用の中で、その資金を捻出するというところで話が出ております。その部分について、今後、本来であれば多くの方からご利用いただいて町の負担が増えるという形の方が喜ばしいことだろうとは思いますが、現時点では残念ながら利用者の方は限定的であるということもございまして、基金の運用で言葉は悪いですが間に合うといえますか、そういう状況であるということでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋農政係長。

○説明員（高橋直貴農政係長） 農業総務費の中の各種負担金に関してのご質問がありましたので、答弁させていただきます。まず1点目、やまがた温暖化対応米づくり日本一運動本部負担金につきましては、こちらは高品質、良食味米の安定生産を進めるために稲作農家の所得を確保するため、新品種導入の検討や低コスト、多収栽培技術の実証、非主食用米の生産拡大などに向けた課題解決に関係機関が連携して運動を展開する組織に対しての負担金でございます。こちらの効果としましては、県内外の消費者にこれまで以上に県産米を知っていただくために積極的にPRするための効果を想定しているところでございます。

2点目の山形県農業働き手確保対策協議会負担金につきましては、農繁期における短期的な労働力の確保に向けた取り組みとして、労働力のあっせん力の強化、潜在労働力の掘り起こし、あとは農福連携の推進等を行うために設置された協議会に対して行っている負担金でございます。こちらにつきましては、やはり農繁期に農家の働き手が不足するところがあるところがございますので、そちらの解消を目的にこちらの協議会で働きかけをするものでございます。

3点目のきれいでおいしい庄内産米生産推進協議会負担金につきましては、こちらはスマートつや姫広域実証研究会を発展的に解散して令和7年度に発足となりますきれいでおいしい庄内産米生産推進協議会に負担金を支出するものでございます。農業総合研究センターで開発されました衛星リモートセンシングとWebGISを活用しました生育診断技術、こちら通称「スマートつや姫」というものに対して、こちらを庄内地域全体において実装しまして、庄内地域産米の品質、食味を高い水準で堅持し、米産地としての評価の向上、適正収量の安定確保、生産者の所得向上を図ることを目的としております。こちらの協議会に対して支出している負担金でございます。今申し上げましたとおり、効果につきましては、米産地の評

価の向上、適正収量の安定確保、生産者の所得向上、こちらを図ることを目的としておりますので、そちらの効果を期待しておるところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 菅原産業振興課長補佐。

○説明員（菅原 勲産業振興課長補佐） 新農業所得構造改革推進事業の内容についてということで、最初に瑞穂の郷づくり事業それから園芸等生産向上推進事業の関係をご説明申し上げます。この事業につきましては、農業所得の向上、経営の拡大、作業の効率化など、農業経営に意欲のある農業者を支援する補助メニューとして設定しておりますが、現在のところ補助事業を活用する方が固定化し、ほとんどが大規模の農業者が支援を受けているというような状況になっています。このようなことから、一昨年、農業者に対してアンケートを実施したところでありますが、面積の大きい農業者ばかりではなく、やる気のある中小の農業者にも目を向けていただきたいというような意見が非常に多く寄せられたところでございます。それを受けまして、令和6年度につきましては対象要件を緩和し、できるだけ多くの方が利用できるように設定させていただきました。ただ、その一方で、補助金のいわゆるばらまきにならないように国・県と同様、ノルマを達成の制約をつけさせていただいたところであります。結果としまして例年以上の補助金の申請はあったものの、予想を超えるような申請件数とはなりません。新年度に向けて、できるだけ農業者が使いやすいような支援を検討させていただきたいと考えております。

次に土づくり支援事業の件でご質問がございました。いわゆる5年水張りの問題ということで、水田を活用して畑作物等を行った場合、令和4年から8年間米を作らなかった、もしくは水張りをしなかったという場合、令和9年度から補助対象から外れるというような形になっております。これについて、国の方から方針が出されているというような報道が一部日本農業新聞等ではありますが、国に確認しますとまだ正式に決定しているものではなく、今後その内容について検討していくというようなことだという回答をいただいているところでございます。したがって、土づくりについては、現段階では水稻に対する土づくりということで考えており、現時点では畑作というものについては予算の方に計上していないというところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 除雪対策費に関するご質問がございました。全般的な傾向ということで捉えておりまして、申し上げますと、やはり近年の労務単価、こちらは県が示す基準となる労務単価になるんですけれども、こちらの引き上げが10年以上続いておりまして、それを色濃く反映しているものとして捉えております。ここ数年の傾向でいきますと、約3%から5%の幅の範囲で引き上げが続いております。この建設関係の労務単価でございますけれども、やはりその建設業の人材不足、人員不足、こういった部分に対する処遇改善という意味合いが非常に色濃いものでございまして、これを用いて除雪の委託料等を算定しておりますので、必然的にその除雪費の上昇というのは続いているものとして捉えております。

また、先程のご質問の中で、使用料及び賃借料、あとは除雪運行管理システム賃借料とい

うことで説明についても触れられておりましたけれども、この使用料及び賃借料につきましては、本町の除雪路線を鑑みまして、令和7年度、8 t級の除雪車こちらを新たに賃貸借としたいものとして捉えておりまして、その所要額を計上させていただいております。また、運行システムの賃借料でございますけれども、こちらは各除雪車に搭載しておりますGPSの端末があるのですけれども、こちらのメンテナンス、機器の借りに併せまして当然その機器のメンテナンスを毎年行っておりまして、そのシステムのセットアップ等にかかる費用がやはりこちらもその労務費の上昇ということに連動しまして、この分を追加して予算計上させていただいているところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 6番 佐久間千佳委員。

○6番（佐久間千佳委員） それでは農業総務費の方から再質問いたしますが、それぞれの協議会の目的、また効果というものを説明いただきました。毎年何かしらの新しい協議会が出てくるのかなと思ひまして、去年の当初予算と少し文言が違ったり全く新しいような協議会が出てきますので、その似たようなと言ったら大変失礼ですが、例えばですけれども、農業働き手確保と温暖化対応米づくりというのはまた違う部類だとは思いますが、今の説明をお聞きしますときれいおいしい庄内産米というものと、この温暖化対応米づくりは似たような協議会ではないのかなと、今の説明を聞くだけでは思いました。高品質米を謳っていく上で、きれいおいしい庄内産米に関してはスマートつや姫ということでリモートセンシングの実装ということで広い意味で言ったら似たような協議会が乱立しているのではないかなと思ひまして、その意味でお聞きしましたが、そういった協議会での事業に対しての農業者へのフィードバックといいますか、農業者への効果、どのような形で得られるのか。実際に農業の働き手確保に関しましては、その協議会によって働きかけをするということは、農家にとってはどのような影響が具体的に出てくるのか。例えばアプリの使用を推奨するであったり、そういったことなのかなというように少し思ったんですが、具体的にどのような効果が農家にとっては現れるのか、どのような具体的な事業があるのか、再度お伺いできればと思います。

また、下の新農業の関係にも関係してくるんですが、やはりこういった高品質米であったり、そういったものを目指すには色彩選別機等の導入というものが、有効な手段として町として推進するということがこういった協議会に加盟する時点で、やはり必要だということを示しているのではないかなと思います。色彩選別機に関しても、要件としては1/2の100万円上限というように以前ありましたけれども、こういった要件に関してやはり昨今の高温ですとか、カメムシ被害もそうですが、水害での米の汚れといいますか変形といいますか、そういったものに対応するために、再度この色彩選別機に関しては推奨していく必要があるのかなと思いますけれども、そういった機械導入に関しての要件の緩和といいますか拡大に関して再度お伺いしたいと思います。

また、米づくりに関しましては先程畑作物の分は計上していないということでありましたけれども、田んぼを作る上でも、やはりバイオ資材というものが、これから土づくりの意味では効果が必要になってくるというようにされておりますので、そういったものに関しても

土壌改良剤という大きなくりで考えて補助対象になっていくのかどうなのか。それを畑作物を推進する上で連作回避という意味では、この拡大解釈で使えるようになるのかどうか。そういった事業の今後の展望に関してもお伺いしたいと思います。

紋枯病の件でありますけれども、やはり紋枯病で、一度罹患したといいますか、そういった圃場に関しては何年も防除をしているところを見ます。様子を見てということでありましたけれども、町で昨年大雨に対する対応で1年で終わるのかということになりますので、そこは状況を見て今後の事業実施を検討していただきたいと思いますし、今各種団体でのヘリ防除というものがありますので、そちらで防除している方への補助というものも、要件緩和として考えていただけないかなというように思います。本町全部が水没したというような統計になっておりますので、すべての圃場において対象としていただければと思います。そういった考えに関してお伺いします。

主食用米に関してですが、その区分管理、なかなかしないということでありましたが、難しいのではないかなと思います。同じ田んぼの中で、あとは面積に応じて補助するというやり方があるかと思いますが、いやでも加工用米であったり、備蓄米に関しては違うのかというような話になってこようかと思いますが、その辺、例えば品種、加工用米、備蓄米、主食用米に出荷できるような品種に関しては統一で認めるとかですね、そういうような幅広い支援を考えていかなければ、この紋枯病というものに関しては勝てないのではないかなと思いますけれども、その辺の考え方を再度お伺いいたします。

続きまして、赤川花火大会の負担金に関する質問でありますけれども、赤川花火大会の実行委員会の方々と表敬訪問を受けて協議しているというような説明でありましたが、青年会議所との連携というものは今まで考えていらっしゃらなかったかどうか。例えばですけれども、役場の職員として会員に入会して、その方々と情報を共有するであったり、職員の研修に繋がるのかなというように思いますけれども、そういった連携に関してこの大会の負担金を通してですけれども、どのような考え方を持っているのかお伺いします。

この予算書にはありませんが、出捐金に関しましては、事業自体新規の奨学金といいますか、そういったものの取り扱いがあるのかどうか。また、先日の日経新聞でしたかの記事では、その鶴岡市等がこういった奨学金に関して上乘せをしているというような記事が出ておまして、この事業に関してそういった発展的な取り組みを考えられるのかどうなのか。この基金内で運用するという答弁でありましたけれども、どのような形でこの運用を考えていくのか再度お伺いしたいと思います。

最後になりますが、除雪対策の関係で、やはり人材不足等で労賃が上昇していくというのは、それは合わせていかなければならないと思いますが、しかし同時に作業効率というものも上げていかなければならないのかなと思いました。路線も増えておりますし、GPS も導入しているということで、その作業効率をどのような形で上げるのかということをお伺いしたいんですが、例えばですけれども、オペレーター同士ですぐ連絡を取り合えるような形で無線を装備するとかですね、役場からGPSの指令を今、携帯電話で連絡をとっていると思うんですが、その携帯電話はやはり作業を止めながら連絡をしていると思いますので、または

無線を通して複数台の除雪車と情報を共有するなどすれば、より効率にできるのではないかなと思いますけれども、そういった無線設置の考え、また、オペレーターの通信料に関してはどのように考えているのか。除雪期間中は個人携帯を使用して連携をとっているのかなというように実情を見て思いますけれども、やはりそういった個人負担を個人の携帯で連絡を取るというよりは除雪車にそういった連絡するような設備があってもいいのではないかなと思いますけれども、その辺の考え方を伺います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず第1点目、負担金等の中身についてのご質問でございました。先程目的あるいは効果についてご説明をいたしました。その中にもありましたとおりに、この補助金の表題といいますかにつきましては、割と似通った表現がございますけれども、それぞれの中身につきましては、それぞれの目的に沿っての負担金というところがございます。例えば、働き手確保の対策協議会の負担金につきましては、ご質問の中にもございましたが、アプリ等の利用によっての働き手の確保というところを目指しておるところでございます。きれいでおいしい庄内産米生産推進協議会につきましては、こちらはスマートつや姫というこちらは農地の管理についての情報提供を行うというところの負担金でございまして、こちらにつきましては、本町の農業者の数多くの方が利用しておるところでございますので、それぞれの負担金については本町の農業者に対する効果があるものというように認識をしているところでございます。

2番目の農業所得構造改革推進事業のところでございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる大型、高額な機械につきましては、国や県の導入の支援、補助制度がございますので、いわゆる大型、高額な機械等の導入につきましては、国・県の補助の方にご紹介をしておるところでございます。ただ、国・県の場合の補助金の場合は、いわゆるその目標の達成内容の制限が非常に高い、厳しいということで、農業者が敬遠する傾向にあるというところがございます。また、ご質問ございましたが、本町もかつては色彩選別機あるいはスマート導入ということで、いわゆるドローン等の導入につきまして、助成を実施しておったというところがございます。

ただ、これはいわゆるコロナ禍の前になるんですけれども、その時点ではかなり多くの方からご希望があって、助成対象と補助対象ということで実施をさせていただいたところがございますが、その後先程菅原産業振興課長補佐が答弁をいたしました、大型の高額な補助よりもある程度補助額が抑えられても多くの方に補助が行き渡るような形で実施をしてほしいという要望がございましたので、現在はそのような形で実施しておるところでございますが、またご質問がありましたとおりに農業情勢というものは常に変化をしておりますので、今後また農業者からの要望等を取りながら実情に合った形での補助制度を構築できればということで考えているところでございます。

続きまして、バイオ資材等土づくりの関係ですけれども、こちらのところですがご質問ありましたとおり、内容につきまして、かなり微妙だといいますか、様々な条件がございますので、こちらにつきましては県農業技術普及課あるいはJ A等その薬剤等の内容、効果等を

十分に確認し、あるいは十分に相談をしながら次年度以降に向けて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、罹病リスクの部分につきましてです。こちらもご質問の中にもあったんですが、紋枯病自体は、言葉はあれですけども、常にある病気というようには捉えております。いわゆる根絶というのは難しいだろうと。いかに上手にと言いますかつき合っていくと言いますか抑えながら、収量あるいは食味の効果を上げていくかという戦いになるのかなと思います。その意味で去年は繰り返しますけれども、長時間の滞水ということで、いわゆる圃場全体に菌が広まっておるということでございますので、まずは一度圃場内部の部分についての病気発生、病気を抑えるということを実施して、ヘリ防除等のお話がございましたが、まずはその薬剤散布、令和7年度の補助の状況を見てどの程度抑えられるかということで、次年度以降、令和8年度以降について協議してまいりたいということで考えているところでございます。

そして、加工用米、備蓄米の判断というのは、いわゆる区分というのはこれも難しいのではないかとおっしゃるところでございます。これもご指摘のとおりではあるかと思いますが、まずは算出の根拠としてお話ししましたとおりに、一つの考え方として主食用米という部分でございますので、この区分の考え方については農業者とも相談をしながら、当然、いわゆる植えつけ等の段階ではその数量管理ですので、どこの圃場だということまで質問ありましたとおりに、品種等で判断することは可能でしょうけれども、多くの方は難しいということでもございますので、その部分については実際の作業の中で農業者と共有しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、赤川花火大会の負担金の関係、いわゆる青年会議所との連携ということでございました。現時点では職員との交流ということまでは考えておらないところでございますけれども、様々な活動の中でお互いに刺激をし合いながら取り入れられるものがあればお互い取り入れながら、お互いにとって友好的関係を構築できればということで考えているところでございます。研修等を実施することにつきましては、担当課長の方からご答弁を申し上げたいというように考えておるところでございます。

続きまして、山形県若者定着支援基金の運用の関係でございました。こちらにつきましては、先程もお話をしましたけれども、いわゆる償還金のところで更にお話ししましたとおりに、利用者が増えれば当然こちらの方は償還金といえますか出てくるわけですが、いわゆる鶴岡市で独自の対応をしているというところは承知をしているところでございますが、それぞれの自治体でも当然考え方があると思いますので、実際の運用につきましては県と連携をしながら対応してまいりたいというように考えているところでございます。今先程来運用というような表現をしておりますが、実際令和7年度につきましては、支出項目から外れているというところにつきましては、以前に拠出をしておりました費用につきましてはいわゆる住所変更でありますとか、途中で会社をやめるとかということで、対象から外れた部分で本町の拠出した部分での余剰もございましたので、その部分で令和7年度以降の新たな方の分も対応しておるという状況でございますので、これにつきましては繰り返しますけれども、県と連携

をした対応で努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありました鶴岡青年会議所からの研修等についてですけれども、私がこの職におりまして、実際に青年会議所の役員の方から訪問を受けました。その内容につきましては、いわゆる青年会議所の中にメンバー的に活動を1年なり2年、一緒に行っていただける職員の方を派遣といいますか、していただけないかというものでありました。お話を聞く中では当然、実際の商工事業主、若手の方と様々な事業所展開の中で、また考えを聞いたりですね、非常に研修といいますかスキルアップにもなるのかなとはお聞きしておりましたが、ただその研修、準会員のなところで活動となりますと日中の活動ということで、何日間かはやはり出向いての活動、それから分科会ということで、いずれかに属していただいて、全体とは別途にまた日中なり夜間の活動等があるというお話でした。

鶴岡市役所の中でも、そういったメンバーということでは年、数人がいわゆる手挙げ方式的に参加したりもしくは商工関係にいる担当者、若手の職員が1、2年その研修メンバーになるというお話も聞いてはおりましたが、若干そういった詳細の内容を聞く中では相当やはり出向く職員にとっては負担がかかるといいますか、負荷がかかるのかなというようにも感じましたので、まずお誘いをいただいた中では今後そういう機会があればということで検討事項ということで捉えたところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 効率的な除雪ということで、無線機というお話がございました。無線につきましては、私も以前危機管理係にいた関係で、少し様々存じ上げていることを申し上げますと、前提としまして無線の基地局ということでの開局、その手続が必要になってきます。また、それに併せまして、無線の技術者ということでの有資格者の配置が必要になります。また、当然ですけれども、各除雪車に無線の子機あるいは役場庁舎には無線の親機等の設置も必要になってこようかと思います。総じますと、かなりの高額の初期投資が必要になってきますし、それと併せまして免許を取得した限りは永劫的にその維持管理費も発生することになります。一方、除雪の稼働日数ですけれども、年間通しておおよそ10日、多い年でも20日を超えるくらいの回数かなとは思いますが、こまめにオペレーター同士、連絡を密に取り合わなければならないような、そういった非常に切迫したその除雪環境という日数となりますと、日数的には非常に限られてくるのかなというのが現状かと思っています。

また、本町で今導入しております除雪の運行管理システム、これはGPSでどの除雪車が今どの位置にどのような速度でどの向きで作業しているのかというのは、逐一モニタリングできるものですが、これを導入したことによりまして、導入以前と比較してですけれども、オペレーターからいただいた声としましては、以前ですとやはり携帯電話で常に今どこにいるのか、次どの路線に向かう予定なのか、そういったことを携帯電話で逐一やりとりをしていたのですが、それをシステムを導入したことによって、問い合わせすることなく今どういった作業をしているのか。あとは我々としても各オペレーターにお願いしている

路線がありますので、それまでの軌跡をたどることによって今の作業進捗はどれくらいだというのはある程度随時把握できるということで、以前と比較しますと、そのオペレーターの携帯電話に連絡して状況を確認するという手間が減少したことによって、オペレーターにとっても非常にその都度作業の手をとめるということが減少したということで、非常にそこに関しては効果的というか、効率的な作業に資することができるというように捉えております。

したがって、現状、携帯電話をベースとしまして、連絡のやりとりをしておりますけれども、それもそんなに頻度としては多くない、以前と比較しましては多くないというところで、オペレーターの負担も軽減されているというところが一つございまして、無線の導入までには、その必要性はまだ今のところ感じていないところであります。

また、通信料、その負担の話もございましたけれども、現在個人あるいは業者に対しまして作業委託ということで、委託料としてその作業に対しての対価をお支払いさせていただいております。先程お話をさせていただきました県の労務単価、これをベースにお支払いさせていただいているわけですが、この県の労務単価はそれがすべて個人に渡る金額ではないというところをまず前提として捉えていただきまして、そういった諸費用も含んでお支払いをさせていただいているということで理解をしております。ただ、今後、作業員の方々からそういった要望があった場合につきましては、内部で検討させていただきまして、対応を考えてまいりたいと捉えておるところです。

○委員長（鈴木重行委員） 2番 鈴木淳士委員。

○2番（鈴木淳士委員） 私から3点ほど、時間も限られてきましたので手短に質問させていただきますが、まず1点目はいろり火の里に関する質問でありますので、予算書でいきますと58ページから59ページにわたっての7款1項5目いろり火の里施設費に関する質問であります。59ページの方に「いろり火の里」推進事業ということで、1億1,250万円の事業費が計上されているわけですが、この中の工事請負費につきましては1億円ということで、キリのいい数字ということでの計上なんです、これは突然出てきた数字というように認識しています。昨年度の総合計画、実施計画にはなかった数字でありましたので、こういった事情で計上になったものか。併せて、その下の下、備品購入費の下ですが、三川町地域交流拠点施設経営基盤強化助成金の1,000万円、この内容等につきまして説明をお願いしたいと思います。

続いては予算書でいくと60ページになりますが、8款土木費道路橋梁費の中の2目道路新設改良費、ここにありますみかわ産業団地（第4期）の道路整備事業負担金8,600万円ほどの内容についてであります。内容というよりは、この道路工事を進めるかどうかという観点で、私は前も指摘させていただきましたけれども、産業団地の造成を進めるという部分については致し方ない部分も認識しつつ、先だっけの説明ではあの広い造成分、追加造成分について3社の進出しか今のところ話が進んでいないというように説明を受けていたところで、先般の新聞報道で三川町の予算のポイントという山形新聞の記事には、2026年、来年4月に分譲開始をする。それで今現在3社の仮申し込みというレベル。

一方で、ほぼ同時期に山形新聞の報道でありました鶴岡市議会の動向についてであります
が、1年遅れとはいうものの、来年、再来年の分譲に向けて今鶴岡新産業団地の造成がどん
どん進んでいるという中にありまして、もうすでに複数社から申し込みがあるということで、
当然立地条件からして鶴岡市の新たな工業団地と競合になった場合、三川町は若干人気度が
低いのではないかなというような心配があるわけです。そういった状況を踏まえてみかわ産業
団地造成部分についてどういう見込みがあるのか、どういう戦略を考えているのか。場合によ
っては、この道路工事を造成、先程言いましたとおり、当然水田地帯の地権者からの買い
取り等の話は進んでいるわけで、造成はやむなしというように思うんですが、道路の路線計
画についてはむしろこれから進出したいという方の要望に合わせた形で道路整備することの
方が、要は鶴岡の新産業団地との競合性を考えた場合、有利に働くのではなかろうかという
観点で、町長の所見等考え方を伺いできればと思います。

それからもう1点は、今の総合計画、実施計画の中にあり、同僚委員からも質問がなされ
た項目がまず一つなんですが、若者定着奨学金返還支援事業、これについては事業が全く完
結して完了するというわけではなく、単に財源が今内部留保が大きいということで、その内
部留保の財源で実施できるため、令和7年度の予算は計上にならなかったというように答弁
で理解しておりましたので、そういった場合に予算書からまるっきり事業名を外して、もう
すでに事業を完了した、もしくは事業がなくなったというような取り扱いでいいものかとい
う観点で、これはもう副町長レベルの答弁かと思いますが、どういう考え方でこの予算を編
成したのか。先日質問しました第4次三川町総合計画、実施計画の一覧には載っているもの
の予算書には反映されなかった。この考え方について、ぜひ行政のトップである副町長から
所見を伺いますが、事業が継続している中で予算の計上は必要ないと、執行すべき予算の必
要性がないという場合は、いわゆる存目というような手法で、事業名を載せて1,000円とい
う1という数字だけ載せて予算書に事業名を反映するという手法が、本来の行政手続上必要
だったのではないかなという観点でお伺いしたいと思います。

もう一つ、直接予算の数字には関係ない話なんですが、この総合計画事業の令和7年度の
事業計画の6ページに新たに学校給食支援事業、先程同僚委員から予算書の関係での質問は
あったわけですが、新たに総合計画事業として学校給食支援事業を計上した。これは町とし
て特色ある事業という位置付けでいいとは思いますが、最終ページ17ページの一番最後
に学校給食調理業務等委託事業。これは別の区分の町民総参加によるまちづくりの推進とい
う項目に載っているんです。同じ学校給食でありながら、片方は今新設された給食支援事業
については子育てしやすいまちづくりの推進、同じ事業であるはずの学校給食調理業務委託
になると町民総参加によるまちづくりの推進、分けて載せたという考え方について、これも
副町長から所見をお伺いしたいと思います。以上1回目の質問です。

○委員長（鈴木重行委員） 暫時休憩します。 （午前11時54分）

○委員長（鈴木重行委員） 再開します。 （午後 1時00分）

阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木委員のみかわ産業団地（第4期）に関連する道路の整備事業の

関連についてのご質問にご答弁申し上げたいと思います。鈴木委員がおっしゃいますように、みかわ産業団地の開発につきましては、おかげさまで順調に分譲が進んでまいりまして第4期という計画に至ったところであります。この至った経過においては、当初は企業からの申し込み等という部分については、仮ではあったわけですが、7社からの申し込みがあったというようなことから7.4haの開発というようなことで計画を進めてきたところでもあります。

三川町の土地開発公社にこの開発における造成、更には分譲というようなことでの委託をして現在事業を推進しているところでありますが、ご承知のとおり鶴岡市における土地開発公社の工業団地の事業がスタートするというようなことによって、当初予定されていた事業所の中においても検討というような経過がございました。こうした中においてもやはりみかわ産業団地を購入していただくというようなことでの3社からの了解というか、そういうようなことでの事業を進めるという段階においては、町としても開発を進めるというようなことで判断をいたしたところであります。

この根底にあるということからすると、やはり鶴岡市、酒田市の中間というようなことでの非常に立地的な条件からしても決して両市の開発に劣らないということでの順調な今までの開発が進んできたというようなことと、それともう一つ、今回の開発に向けた経過の中においては、やはり企業というのは、いざ事業拡張とかそういったことを進める場合においては、できるだけ短期間というような条件が当然求められるわけであります。そうしますと、行政の進める土地開発ということに関して申し上げます、やはり計画、そして申請、更には造成、分譲ということからすると、一定のこの期間を要するというようなことからすると若干そういった部分の影響もあったのではないかとこのように私は受けとめておるところであります。

今回3社という中におけるこの区画という部分からいたしましても、進出していただける事業所のある程度こういう車の進入路等における道路の位置という部分からすれば当然配慮しなければならないというようなことでもありましたし、今後のこの残っている部分についてもやはりみかわ産業団地に進出していただける事業所の要望に合わせた形での道路形状というのも今後可能だということもあるというようなことから、今回この道路整備における事業については、土地開発公社の意向を受けた形での事業を進めたいというように思ったところでもございます。

今後のこの誘致に関しましても、現在でも数社からの問い合わせがあるなど、これからも町としてもやはり誘致に向けた取り組みをしっかりと行っていきたいと、このように思うところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 2点のご質問にお答え申し上げます。

1点目の若者定着奨学金返還支援事業の予算書への予算計上に関するご質問であります。この件につきましては、予算を計上する・しない、これら技術的な面もあることから総務課長よりご答弁申し上げます。

2点目の学校給食費支援事業及び学校給食調理業務等委託事業、この二つの事業についての総合計画上の区分、取り扱いに関するご質問であります。まず学校給食費支援事業につきましては、予算説明書57ページに記載しているところでありますが、「将来にわたって活躍できる人を育むまち」ということで子育てに関わりまして保護者の負担軽減策としてここに区分したところであります。一方、もう一つ、学校給食調理業務等委託事業につきましては、区分といたしまして「未来に向かって継続し、発展するまち」ということで行財政改革の一環としての民間委託であることからここに区分したところであります。

以上であります。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 山形県若者定着支援基金出捐金の予算計上についてのご質問でありました。委員からご質問ありましたとおり、歳入・歳出に関わらず当該年度にその歳入・歳出が見込まれるものの、その金額が見込めない場合等においては1,000円ないし少額での予算計上、存目という形で予算の方には表しているところであります。ただし、令和7年度において当該出捐金につきましては支出の見込みがないということでありましたので、支出のないものに対して存目ということは取り扱いとしてできないものといえますか、ゼロ計上になってしまうものですから令和7年度予算には計上しなかったというところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました、「いろり火の里」推進事業の工事請負費1億円のご質問についてご答弁申し上げます。いろり火の里につきましては、以前から大規模改修工事を行ってきております。この工事及び事業につきましては、町の公共施設、総合管理計画に基づいて計画を実施してきたわけでありましたが、いわゆる温泉施設、それから宿泊施設、なの花ホール施設、それぞれにわたる工事を年次計画的に所管課としては計画計上し、実施してきたところであり、令和7年度に予定している1億円につきましては、なの花ホールのLED化工事を予定して予算計上したものであります。

当初、公共施設総合管理計画におきましては、LEDの事業費も概算として見込んで計上していたところでありますが、令和6年度LED化工事に向けた実施計画を実施したところ、当初予定していた金額より相当大幅に工事費が必要だということから今回1億円ということでの予算計上をしたところであります。

なお、この工事につきましてはなの花ホールということで天井が高く、足場などを設置しなければならない。また、営業を行っている施設でありますので、その営業期間を短縮するということで、足場を全面的に配置して工事施工しなければならないということも工事費増額の大きな要因かと考えております。

それから、三川町地域交流拠点施設経営基盤強化助成金1,000万円についてであります。この予算につきましては、令和6年度予算、当初予算でも予算を計上しているものであり、その継続事業ということになります。この事業につきましては、いろり火の里施設を運営しておりますみかわ振興公社に対する助成金という形で支出するわけでありましたが、先程申し

上げたようにいろり火の里の大規模改修、令和5年度からなの花温泉田田の大浴場の天井改修工事を実施してきております。その工事に伴いまして営業できない期間が約3ヵ月、実質2ヵ月間でありますけれども、営業できない期間があるということから、それらを支援する目的で令和6年度事業として実施しております。

また、この間、電気料高騰ですとか物価上昇というようなこともあり、それらも踏まえた経営基盤強化という目的で支出を予算計上しているものであります。

以上になります。

○委員長（鈴木重行委員） 2番 鈴木淳士委員。

○2番（鈴木淳士委員） それでは再質問ということで、まず今ご答弁いただいたいろり火の里に関係する再質問ということで、少し所見を交えながらの話をさせていただきたいと思うんですが、LED化に関する工事費ということでは十分理解できる話で承知いたしました。少し気になりますのは、経営基盤強化助成金が1,000万円ということなんですが、これがいわゆる施設のLED化工事に伴っての損益を補てんするというような話なんですけれども、果たしてそれは町行政財政から支出すべきものなのかというところなんです。つまりは、施設を改修する部分については公共施設ということで町が大きく負担して工事を行うのは十分理解できるわけなんですけれども、それに伴っての経営がマイナスになるということについては、あくまでもそれは企業経営上の経理であって、マイナスであればマイナスとして残すべきなのではなかろうかと。そこのマイナスの部分まで町が補てんするというところまで抱え込むというのはいかがなものかなと。逆に、この1,000万円を、てっきり私は経営基盤強化のために住民に利用券等の配布というような事業を展開するにあたっての助成金という、利用者を促進するための振興公社の事業に対しての助成金かなという答弁を期待していたのですが、少し方向の違う内容だったものですから、そこまで考えなければならぬのかという部分について、むしろどれだけ工事によって経営が圧迫されたのかということを明確にする意味でも経営上の収支にマイナスであればマイナスというように載せるべきなのではないかというところでの見解をお伺いしたいと思います。

それから、町長からいろいろと詳しくみかわ産業団地の状況等についてご答弁いただき、ありがとうございました。先程説明あったとおり、当初の見込みではある程度の企業が進出してくるという期待感もあったところで、3社となったところでは私が知り得る限りでは、今現在の産業団地のそれこそ開発区域の中で言えば、方角的に言えば南側の一区画というようなレベルであって、奥の部分になります北側の大きな広い部分については当分の間、空き地になるのではというような危惧をしているところですが、その辺の支出見込みの状況等、どの範囲にその3社、仮申し込みを受けている3社が進出してくるのか。それによっては先程ご提言を申し上げたように、道路の拡張工事というのは延長工事というのは、進出しようとする企業の意向を確認しながらでも十分こと足りるのではなかろうかと。

少しまどろっこしい話になりましたけれども、この図面で言うところの南北に走る今現在から北側の道路については後の道路整備でも間に合うのではないかと。東西に走る縦に切る部分については当然進出する企業が隣接するわけですので、この道路は必要だと思うんです。

が、そういった少し柔軟な考え方ができる状態なのか。その3社がどの位置に進出してくる見込みなのかというところでの説明をお願いできればと思います。

あとは、副町長から丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。それなりの事業の区分というものがあるということであれば、それはそれで了解すべきものというように承服したところです。それでは、二つの点について追加で答弁をお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず三川町交流拠点施設経営基盤強化助成金1,000万円についてであります。この事業につきましては先程も申し上げましたが、令和6年度の当初予算に計上している事業であり、事前に議会全員協議会の方で説明をしてきて実施しているところでもあります。これは先程委員はLED化工事の影響でというようにおっしゃっていましたが、なの花温泉田田の岩風呂、それから石風呂、こちらの工事は2ヵ年にわたって実施しているところではありますが、その工事に伴っての営業停止期間を補てんするという意味合いでの助成金であります。

みかわ振興公社の経営としましては、温泉、宿泊、それからなの花ホール、これら三つの全体的な運営を行っているわけではあります。その中で特に温泉施設、こちらについてやはり2ヵ月間まるきり片方が営業できないということは、みかわ振興公社側の経営に相当の負担が及ぶというところでもあります。こちらは町の施設として町が所有している施設であり、町の大規模改修工事をしなければならないという理由から営業できないということでもありましたので、そういった部分で令和6年度の当初予算にも1,000万円の助成金を計上するというご説明をさせていただいたところでもあります。

この1,000万円について以前の説明でも言ったところではあります。いつまでこの助成金を支出するのかというご質問があったかと思います。これについてはみかわ振興公社の経営がコロナ禍を経てだいぶ悪化している状況であります。そういったことがいくらかでもまず改善する方策として町としての支援を決めたところであり、最終的にはコロナ禍前のみかわ振興公社の経営状況に改善するまでこの助成金を支出していきたいという方針を示させていただいたところでもあります。コロナ禍明け、令和5年の決算、みかわ振興公社は1月から12月までの会期であります。令和5年の決算、それから令和6年の決算はまだ明確には出ていないところなんです。概算の決算状況によりますとマイナスは免れたというところでもあります。ただ、やはりその工事による営業できなかった期間が非常に大きく影響しているということで黒字も数十万円の黒字に収まっているところでもあります。

令和6年度のこの事業費の支出はこれから支出するわけですが、すみません、令和6年度分としては町ですでに1,000万円の支出は終わっていますが、風呂の営業停止によるマイナスというのはやはり1,000万円を超える金額、基準年を令和5年の入浴による利益を基準としているわけですが、それと比べますと令和6年の分としては1,000万円を超えるマイナス計上というようになっていたことから、町の支出としてはその予算額の上限1,000万円を支出したというところでもあります。令和7年についても同様の金額のマイナスが見込まれるということと、先程も申し上げましたが、電気料等の高騰、物価高騰があることから今回

予算計上した 1,000 万円の支出をしなければならないというように見込んでいるところであり
ます。

それから、みかわ産業団地の関係のご質問でありましたが、町長答弁にもありましたよう
に、民間企業につきましてはやはり早期の着工、早期の工場完成というようなことを民間企
業側としては求めているところでありますので、今回開発しております 7.4ha、分譲面積で
言いますと約 6.2ha 分になりますが、そちらの区域を造成した中において現地を企業側から
も見ていただきながら三川町の方に企業の誘致を進めていくということを考えておりますの
で、そういった部分ではやはりメインのインフラとなる道路整備についてはすべて終えてい
る必要があろうというように考えております。

具体的な区域で言いますと、現在、仮申し込みということである区域については 2 番の
8,960 m²の区域、それから 4 番の 4,044 m²の区域、更には 6 番の 2,530 m²の区域というこ
とで、現在仮申し込み段階であります。

それから、町長も申し上げておりましたが、現在数社から問い合わせが来ております。ま
だ問い合わせの段階でありますので、これから更に企業誘致活動を進めていきたいと思いま
すが、この残っている区域の中で一番大きいものが 7 番の 2 万 1,000 m²が残っているわけ
ですが、これだけの大きな面積を必要とする企業がどれだけあるかという部分はまだ不明確な
ところでありますので、この区域をこの町道に沿って 2 区画もしくは 3 区画に分譲するとい
うことも可能でありますので、そういったことを念頭に入れながら誘致活動は進めていき
たいというように考えております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 1 番 志田徳久委員。

○1 番（志田徳久委員） 確認等もありますので、同僚委員と同じような質問になる部分もあ
ろうかと思います。まず、最初に学校給食で出すお米のことでありますけれども、契約で計
画どおり納まるだろうということですが、納めているものがこのように米の小売価格
が高騰している中であれば、やはり値上げを要望する可能性も出てくるのではないかと予想
されます。

○委員長（鈴木重行委員） すみません。質問者に申し上げます。ページ数を。

○1 番（志田徳久委員） どうもすみません。53 ページの 6 款 1 項 3 目です。額まで契約で
行っているのか。先程答弁でありましたように、状況によっていくら年間契約でも補正予算
を組んで対応していくのかという考え方を伺います。

二つ目に 54 ページ、排水機場の管理委託料であります。これは今回、今定例会で補正予
算で委託料 265 万 3,000 円を承認いたしました。これは理由として 7 月の豪雨の勤務時間等
が長かったというような答えではありました。例年 1,158 万 6,000 円、令和 5 年も令和 6 年
の予算でもなっております。やはり今回も 1,158 万 6,000 円であります。やはり基本はこれ
ですけれども、特例として 265 万 3,000 円を補正したのであって、あくまで基準は例年ど
おりの 1,100 万余りの額という、物価高、賃金等も上がっておりますが、そういう解釈でよろ
しいのか伺いたいと思います。

続いて 57 ページの 7 款 1 項 2 目の中小企業緊急災害対策利子補給補助金であります。

658 万 3,000 円、これは緊急ですので、新型コロナウイルスのときの利子なのか、緊急対策事業のときの利子なのか確認したいと思います。

続いて 58 ページの 7 款 1 項 5 目いろり火の里の修繕費であります。361 万 5,000 円。この同僚委員が聞いたのとダブっているか分かりませんが、もう一度確認したいと思います。そして、その中に作業手数料 50 万円が出ております。この作業手数料の意味合いをお聞きしたいと思います。これは公園費にも出てまいります。作業手数料に対する考え方を伺いたいと思います。

続きまして、69 ページの 10 款教育費の 1 目学校管理費であります。これは 813 万円です。ありますので、この学校費の中にも、これは小学校ですのでどこの小学校なのか伺いたいと思います。そして、最後に同じく 71 ページの 10 款の教育費、1 目の学校管理費、こちらは中学校であります。1,766 万 6,000 円。この内容をお聞きいたします。

以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず初めに質問事項の第 1 点目でしたが、53 ページ目の学校給食費の地産地消事業でしょうか。こちらの内容につきましては、学校給食に対する補助事業ということでございますが、学校給食ではいわゆる子どもたちに対してのおいしいお米のために一等米を提供するということで、保護者からは二等米相当の価格の負担をお願いしておるところでございます。これに対して、その格差分について町から学校に対する補助金を交付して、補助金の半分以上を J A から負担をしていただきながら実施をするというところでございます。

ご質問の中身につきましても年間契約というお話がございましたが、先程答弁申し上げましたのは教育委員会で実施をしておる内容でございます。この項目と若干違うのかなというように思いますが、ただいまご説明をいたしましたのは、おいしいお米給食支援事業費補助金の中身ということでございます。残りのご質問の内容につきましては教育委員会の方からご答弁申し上げたいというように思います。

続きまして、排水機場の部分でございますが、お見込みのとおりでございます。基本的には排水機場の作業、その他運営に関する様々な費用につきまして土地改良区の方に業務委託をしておりますので、その中で協議の上、補助金の内容を決定しておるというところでございます。その意味で来年度物価高騰と人件費高騰等ございましたが、現時点では予算作成の段階では土地改良区との協議の中で、同額の中で補助金の助成を行うということで予算計上したところでございます。

続きまして、中小企業の緊急対策補助金でございます。ご質問にもございました中小企業緊急災害対策利子補給補助金につきましては、こちらは地域経済変動対策資金利子補給金、これはいわゆる新型コロナウイルスの対応の利子補給金ということでございます。こちらにつきましては、四つの金融機関に対して 23 件でございます。23 件につきましてのそれぞれの利子補給につきまして計上した分でございます。

以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ただいまのご答弁ありました内容に加えまして、学校給食の米に関しましての確保、それから値段等についてのご質問かというように思います。そちらにつきましては、先程もご答弁申し上げたところではございましたが、まず来年度、令和7年度の米に関しましては、令和6年産米がとても品質的にも安定をしているというような状況もあり、例年どおり年間を通して一等米の供給ができるというように学校給食会の方からは伝えられているところでございますので、量的にはまず問題はないのかなというように思います。また、品質的にも令和5年産米が高温障害等で二等米等のお米に一時切り替わった時期もありましたけれども、令和7年度のお米に関しましては令和6年産が非常に品質的にも問題ないということから一等米の供給が図られるのではないかなというように思うところでございます。

ただ、米の価格が高騰していると同様に、学校給食に関しましても供給されるお米の値段は非常に上がっております。2月の段階で学校給食会の方から申し上げられた金額といたしましては、1 kg 当たりで707 円34 銭という金額でございます。これは令和6年度と比較いたしますと、168 円ほど増額になっているということで、非常に単価の方が上がっているということから、それに関しましては今年度の当初予算の方にはすでに反映をし、予算計上しております。

ただ、これが年間を通じてこの金額でいけるかという部分に関しましては、まだはっきりと申し上げられないところではあるんですけども、場合によって値上がりがあるようなことがありましたらば、それに関しましては補正等での対応ということで供給をしてまいりたいというように考えております。

それから69ページにありました小学校の施設整備事業についてと71ページにございます中学校の施設整備事業についてそれぞれ予算を計上しております。こちらの事業の中身につきましては、木村教育課長補佐より説明申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 木村教育課長補佐。

○説明員（木村 功教育課長補佐） それでは、小中学校の施設整備事業についてお答え申し上げます。まず最初に69ページにございます小学校施設整備事業、813 万円の部分でございますが、工事費につきましては450 万円と計上してございます。この内容につきまして、一つが横山小学校の区分開閉器高圧ケーブルの更新工事を予定しておりまして、そちらの分としまして330 万円を計上してございます。二つ目が避難所となります各小学校の体育館へのスポットクーラーの導入を計画しております。備品購入費363 万円と記載ございますが、これで3台分のスポットクーラーを購入いたしまして、工事費の方で約120 万円を計上してございまして、合わせて450 万円になるものでございます。

続きまして、中学校管理費の中、71ページになりますが、中学校施設等整備事業1,766 万6,000 円の部分でございます。こちらの内容につきましては、三川中学校屋内運動場の照明器具のLED化工事を予定しているものでございます。その工事に関わる設計監理委託料336 万6,000 円、工事費の方が1,430 万円と計上しているものでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず1点目、いろり火の里施設の修繕料についてであります。いろり火の里につきましては大規模改修事業によりこれまで整備をしてきたところがありますが、やはり施設全体老朽化が進んでいるところがまだ多々あります。それらの故障なりした場合、応急対応なりしなければならないということから修繕料を毎年予算計上しているところでありますが、令和7年度のこの361万5,000円につきまして、具体的な箇所というのはまだ決まっていないところでありますが、毎年相応の修繕が必要になってきておりますので見込み額での計上というところであります。

それからもう一つ、作業手数料についてのご質問でありましたが、作業手数料50万円。これにつきましてはいろり火の里施設のマイデル周辺、こちらの樹木等の伐採が必要になってきたということから、短期間で終わるような作業になるのですが、それらを実施するための予算計上50万円ということになります。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 1番 志田徳久委員。

○1 番（志田徳久委員） 今、企画調整課長の答弁によると、公園費にも作業手数料とありますので、公園整備のために木の伐採等が必要な場合に作業手数料として上げているのか確認したいと思います。

そして、先程私質問を一つ抜かしてしまいましたけれども、65ページの消防費、4目の防災費であります。無線・サイレン保守点検業務委託料は、例年は107万6,000円で2、3年続いているわけですが、今年だけ倍額の233万7,000円となっております。これはシステムが変わったのか、あるいは、三川町の場合、私の理解だと震度4になると携帯が鳴るという意識ですけれども、全国放送で震度3でもこのような対応をとっているところがありますので、ここの確認と上がった要因を伺います。

そして先程出ました中小企業の緊急災害対策の利子であります。三川町の場合は23件とありますけれども、マスコミ報道によると、このときの返済が大変で店を閉めて廃業しているという例が報道されております。三川町の場合、この23件でそういうところ、言葉は悪いのですが、焦げ付き等があるのか伺いたいと思います。

すみません、もう一つ。65ページの9款1項3目の消防施設費で消防ポンプ購入792万円、おそらくこれは普通車の積載車と私は推測しますが、この分団、できれば町内会名もお知らせ願います。

○委員長（鈴木重行委員） 公園費の作業手数料についての質問がございましたが、どちらの款での質問といたしますか。いろり火の里事業の方ではない、公園費として。本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 62ページの公園費の作業手数料についてのご質問でした。こちらにつきましては町の公園、具体的に申しますと袖東公園ですとか対馬公園ですとかそういった箇所に設置してある遊具の点検、その費用をまず一つ計上しております。また、それ以外にパルク赤川にあります移動式のトイレ。こちらのし尿汲み取りの手数料、また袖東公園等のトイレの定期的な清掃、こういった費用も計上させていただいております。また、

公園内の樹木、そういったものの伐採、手入れ等も作業手数料として計上しておりまして、先程ご質問されておりましたいろり火の里施設費、こちらにつきましてはいろり火の里施設の中での樹木の手入れですとかそういった費用を計上しておりますので、公園は公園、いろり火の里はいろり火の里ということで、施設を区切って各々が所要額を計上しているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 2点ご質問がありました。1点目の点検業務委託料の増額要因、それから増額に伴ってその仕様の変更等があるのかどうかにつきましては、齋藤総務課長補佐より説明させます。

2点目の消防ポンプ車等の整備でありますけれども、来年度の予定につきましては、第3分団対馬・桜木の積載車、こちらの整備を予定しているところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 齋藤総務課長補佐。

○説明員（齋藤一哉総務課長補佐） それでは、無線・サイレン保守点検業務委託料の増額内容についてご説明いたします。こちらの増額の内容としましては今年度、防災無線の操作卓を更新しております。今後は、例えばですけれども、消防本部からの火災メールを受けて自動で火災の発生等を放送するようになるのですけれども、その自動で放送を起動させるためのまずネットの使用料、それとソフトの名前で言うと「SpeeCAN RAIDEN」と「@InfoCanal」というアプリのようなものがあるのですが、そちらの使用料がそれぞれ増額になっておりまして約100万円ほど増額になっております。

あと、委員の中で地震等の自動放送等の話が出ましたけれども、地震等での自動放送は現在ございません。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 中小企業緊急災害対策利子補給補助金の中身についてのご質問でございました。先程申し上げましたが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響による事業継続に係る借り入れに対する利子補給事業補助の事業でございます。現在33件の予算を計上してございますが、1件は繰り上げ償還を予定しておるというところでございまして、事業継続が困難による廃業等の情報については現在こちらに入っておらないというところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

○3番（小林茂吉委員） 私の方から2点伺います。ページ数では56ページ、7款商工費、商工総務費、1のこの人件費等について伺います。令和6年度予算額から比較しますと900万円ほど増になります。63%ほどの増というのは非常に大きいなというように思っていて少し目についたところです。この商工総務費のいわゆる職員体制と、それから業務量に何かこの大きな増が見込まれたのかどうか。その説明を一つお願いします。

それから先程来質問が出ております若者定着奨学金の返還事業につきまして、予算説明書の20ページ、一番下段のこの支援基金の額が出ておりますが、現在のところ本町の分としてどのぐらいの余剰金があるのか教えていただきたいというように思います。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目の商工総務費におけます人件費についてのご質問でありました。年度末、これから来年度に向けての異動等も予定されているわけでありましてけれども、予算編成時においてその体制についてそれぞれの職員数を見込みます。当然質問にありました商工の関係する人件費につきましては、現在係長1名、それから職員1名、ふるさと応援推進員等が4名事務方の補助として会計年度任用職員を置いております。そうした職員体制の中で来年度につきましては、予算編成時においては正職3名ということで見込んだところではあります、あくまでこちらについては予算編成時の見込んだ人数でありますので、それからいろいろ内示については、私の権限ではございませんけれども、異動内示の際はまた変更もあり得る。ただ、編成時において見込まれるそれぞれの必要な款項目に人件費を計上したところということでご理解をいただければと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 予算の項目ではございませんが、勤労者福祉対策支援事業の若者定着支援事業の部分の出捐金の内容についてのご質問でございました。この内容につきましては、高橋商工観光係長よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋商工観光係長。

○説明員（高橋朋子商工観光係長） 山形県若者定着支援基金につきまして私の方から答弁させていただきます。若者定着奨学金の返還支援事業ということで実施し始めましてから累計で27名の方が申請しております。そのうち支払い済みの方が8名、県外への就職等の理由によりまして辞退の申し出のあった方が10人、今現在助成の候補対象者が、若者定着が8名、Uターン制度の方が1名ということで現状としてあります。

基金の余剰金につきましてですが、三川町の分につきましては11月27日現在の数字になりますが、581万400円となっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

○3番（小林茂吉委員） 商工総務費の人件費については、まだこれから内示も済んでいないということで流動的な答弁でありましたが、どの課においても一定の職員数は確保されて人件費は計上されてくるだろうというように私は思うんですが、この課だけの、今の説明だと今この課だけの変動性があるというように理解するのか。それともどの課にもまたがってそれが有り得るというように理解されるのか。それを一つ説明をお願いしたいというように思います。

職員の皆さん方は、これまで以上にやはり知識、スキルを得ながら専門化、高度化、そうした業務にとことん立ち向かっているわけでありまして、限られた人員と時間によって最大限の成果を上げようと必死に仕事をされているわけでありまして、まずこの職場の人員体制は予算審議の中で流動的な面がまだあるというようなことは果たしてどうなのかというように私は疑問を持ちます。そうしたことから、やはり職場のこれまで取り組んできた、そうした組織内のパフォーマンスを下げるような、そうした人事配置は避けるべきだというように思いますし、人件費を上げるということは非常に良いことなんですが、その内部のことも

説明できないと私もちょっと理解に苦しみます。

それから、もう一つの若者定着につきまして、確か私は昨年の予算審議の会議録を持ってきましたが、これについて私も少し発言させてもらいました。改めて私が申し上げたことが記載されております。具体的に申し上げますと、この出捐を少し休める考えは持たないのかということをお聞きしたんですね。それで、この令和7年度の予算書の中には休むつもりで計上されてこなかったというように私は理解しています。その質問に対して担当課の方からの答弁は、それを休むか休まないかは県の動向を注視していくということでありました。今年度の山形県の予算の中にこの若者定着につきましては、県が半分、町が半分、支援金を支払うということになっていますので、県の動向はすでに令和6年度同様な金額を予算化されているんです。その動向を注視して今回のこのゼロ回答ということにしたのかどうか。その辺の内部の考え方をお聞きます。

○委員長（鈴木重行委員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それぞれ款項目に必要な職員の人件費というものは計上しているところであります。商工につきましては相対的に他の課、款項目に比べて非常に人数が限られていますので、一人増という数字は非常に大きく見えるところでもあります。ただし、人員配置につきましてはその裁定のできる者からの指示等もあって、それぞれ必要な人員、行政課題に対応できる配置ということでそれぞれの必要な予算を計上しているものであります。

委員から流動的というご質問がありましたが、予算編成からその後にいろいろな行政課題なり、また来年度、急遽編成時にはなかった行政課題に対する体制の整備というものも、これは流動的というよりも緊急的に入ってくる場合もございます。そういった場合も含めてこれから内示、異動が示されるものということでありますので、流動的という言葉もそうでしょうけれども、いろいろな行政課題に対して柔軟に対応できる、そういったところも必要なのではないかということでもあります。人員が実際に何名配置になるかについては、そうした編成時からのいろいろな課題対応等も踏まえてなされるものということで承知しているところであります。

○委員長（鈴木重行委員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問ありました件につきましてですけれども、当然予算作成の段階で県との協議を実施するわけでございますが、その中において、令和6年度の段階では、少し細かい数字まではあれですけれども、今280万円ほど、300万弱ほどの額があったということで、はっきり申し上げて、その時点では令和6年の申し込み状況によっては予算の出捐金の確保の必要性もあろうというように判断をいたしました。ただ、先程申し上げましたとおり令和7年度分につきましては、ある程度の余剰金は確保できているというところ、それと令和6年度の申込者は1名でありました。そして、令和元年からしばらくは5名前後、ある程度の人数の申し込みがあったのですけれども、それ以降は大体1名、多くて2名という状況が続いておりました。その中で令和6年度につきまして、当然申し込みの人数の想定をしながら予算の作成をしたわけでございますけれども、その上で県との調整を図

りながら令和6年度につきましては予算を確保したと。ただし、令和7年度につきましては県の動向、県との協議の末、現在の部分で対応できるであろうということで予算の計上をしなかったという状況でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 進行にご協力をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 以上で第三審査区分の審査を終了します。

○委員長（鈴木重行委員） 暫時休憩します。 （午後 2時01分）

○委員長（鈴木重行委員） 再開します。 （午後 2時20分）

○委員長（鈴木重行委員） 次に、第四審査区分の審査を行います。

第四審査区分として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計について審査を行います。

質疑を許します。

8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） それでは、国民健康保険の予算の方から質問をさせていただきます。

96ページの歳入、3款1項県補助金に関して、区分2のところに特別交付金ということで、説明書きのところ1番のところに保険者努力支援分ということでございます。これについてお聞きをしたいと思います。交付金全体としては被保険者数に応じるもので変わってくるのだと思うのですが、こちらの保険者努力支援制度の評価ですけれども、令和6年と比較して令和7年の評価の状況がどのようになっていたかというところをお聞きしたいです。また、点数の評価がどうだったかというところと、どういった点で三川町は評価されているのか、評価されなかったのかという指標の中で特徴的なものがあれば教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまの保険者努力支援の評価の状況と点数等につきましては、佐藤国保係長よりご答弁申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤国保係長。

○説明員（佐藤由貴子国保係長） 令和7年度の保険者努力支援取り組み評価分の三川町の状況ですが、令和7年度速報値ですが、三川町は686点を獲得しておりまして、県内で8位となっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 8番 佐竹優子委員。

○8番（佐竹優子委員） 速報値のご答弁ありがとうございました。前回評価よりも上がっているということだと思うんですが、この上がった点数に関しては、どの指標を特に評価されたというように見えていますでしょうか。お聞きします。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） こちらにつきましては、特徴的な部分で申し上げますと、がん検診等の受診率、こういったところが本町の場合は評価されているポイントでございます。以上でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 他にございませんか。6番 佐久間千佳委員。

○6 番（佐久間千佳委員） それでは私は2点ほどお伺いしたいと思います。国民健康保険特別会計の方からまずは97ページになります。繰入金の関係でありますけれども、これ当初予算で、一般会計でいいですと42ページ、計上されておりましたが、ここでお聞きしたいと思います。財政安定化支援事業繰入金ということで240万3,000円が計上されております。増額傾向にあるのかなと思ひまして、こちら低所得者割合であったり高齢者割合、病院の病床数に応じての算定が生じるのかなというように思ひますが、この増額要因に関して説明をいただきたいと思ひます。

続きまして、下水道事業の会計の方からお伺いしたいと思います。すみません2点ではなく3点になってしまいます。こちら資料でいいですと、こちらの説明付属書類の方から21ページになります。委託料ということで下段に記載されておりますけれども、公営企業会計支援業務委託料、こちらの増額要因、昨年対比で100万円以上増額しておりますので、増額要因をご説明いただきたいと思ひます。

続いて24ページになりますが、管渠建設費に関する記載ですけれども、事業計画変更業務委託料、また、ストックマネジメント詳細設計業務委託料等ということで2,600万円ほど計上されております。こちらについて、それぞれどのぐらいの予算を想定されているのか。

まずは説明を、また事業内容に関しても説明をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 97ページ、財政安定化支援事業繰入金でございます。こちらにつきましては、地方交付税の基準財政需要額の方にこの算定式の方が掲載されておるのですが、ご指摘の計算どおりに計算いたしまして、前年度の実績、つまり令和7年度の当初予算では令和6年度の実績と同額を見込んで計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 下水道事業会計につきましては2点ご質問を頂戴したところです。1点目の21ページ、総係費の公営企業会計支援業務委託料の増につきましては私の方から、もう1点の資本的支出の管渠建設費、事業計画変更業務委託料及びストックマネジメント詳細設計業務委託料等につきましては、齋藤環境整備係長よりご答弁申し上げます。

1点目の公営企業会計支援業務委託料の増額の要因でございますけれども、こちらにつきましては令和7年度下水道事業会計は令和6年度、今年度より事業実施しておりますけれども、そちらの決算を初めて迎える年になります。したがって、令和6年度におきましては主な業務内容といたしましては、令和7年度の予算編成業務、こちらを主に外注というか支援いただいたような形になるわけですが、令和7年度におきましてはそれに加えて令和6年度の決算事務、決算書の作成業務及び消費税の確定申告、そういった部分のご支援もいただくということで増額になっておるところです。

○委員長（鈴木重行委員） 齋藤環境整備係長。

○説明員（齋藤 哲環境整備係長） ご質問いただきました資本的支出の1款1項2目管渠建

設費の委託料につきまして内訳の方をご説明いたします。最初に、下水道事業計画変更業務委託料としまして800万円の方を計上しております。こちらの内容としましては、現行の事業計画期間が令和8年3月31日となっており、そちらの延長が必要であること。また、農集2処理区の下水道への接続を予定しており、それに伴って令和6年度に全体計画を改定しており、令和7年度はそれを踏まえた事業計画に変更する必要があること。また、令和6年度には内水浸水想定区域図を策定しており、そちらの計画等についても事業計画に反映させる必要があることが今回の策定の理由です。

もう一つのストックマネジメント詳細設計業務委託料につきまして、こちらの計上額は1,800万円となっております。内容としましては、令和6年度にストックマネジメント計画を改定し、マンホールポンプの機器の状況から対応の優先度を決定し、今後5年間における修繕の方向性を決めたところですが、令和7年度はそちらに基づいて改築工事を実際に進めるための実施設計を行う、こちらの予算となっております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 6番 佐久間千佳委員。

○6番（佐久間千佳委員） まず国保の件からですが、昨年同様ということでの答弁ありましたが、すみません、私の確認する限りは昨年よりは増額しているかなと思ひまして、その増額要因、算定に関しては先程の三つの基準はあるのかなというように思ひますけれども、どういった割合が高くなってきて増額しているのか。本町における国の算定の見通しがどのような形で査定されているのかというのを傾向等も踏まえてもし分かれば教えていただきたいというように思ひます。

下水道の方でありますけれども、この委託料に関しましては決算であつたり消費税の確定申告というような説明がありました。かなり事業量に応じてのこういった金額になつていようかと思ひますけれども、この委託に関して職員の負担軽減がどのぐらい図られているのかなというところをお聞きしたいと思ひます。どの程度この業者と申しますか、この委託先をお願いすれば、こういった決算等、消費税の確定申告業務を行つていただけるのか。その業務割合ですね、普段から仕訳等、様々な業務があろうかと思ひますけれども、そういったところがどの程度この委託によって軽減されているのか。単に決算と消費税の確定申告のみなのか。その辺も併せて再度お伺いしたいと思ひます。

ストックマネジメント関係の説明をいただきましたが、今年度の令和6年度の先に行われた臨時会の補正、すみません、今回の補正だったかな。正確な会に関しては今ありませんけれども、補正において1,000万円ほど減額を確か、この似たような監理委託料と申しますか業務委託料に関して減額されておりました。かなり高額なストックマネジメントの設計業務等の委託で1,000万円の減額が出るというのが当初からですね、今の当初予算を算定するにあたって、それだけの減額が見込まれてこの金額を計上されているのか。少し当初予算を作成する上でどの程度の見込みがあつてのこの金額なのか、再度この金額の設定の根拠と申しますか、そちらの方をご説明いただければと思ひます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまのご質問で、先程説明が若干足りなかったようで誤解

を招いてしまったようです。申し訳ございません。まず一つ目の財政安定化支援事業繰入金の金額 240 万 3,000 円というのが今回 3 月補正でさせていただいたわけですが、その補正後の金額と同額という形になりますので、つまりは令和 6 年度の決算見込みと同額の予算を計上したというところでございます。

また、その増額の要因ということでございますが、近年やはり増加傾向にあるわけですが、この制度自体が高齢被保険者 1 人当たりの医療費の格差、それから高齢被保険者の割合などにより算定をされるものでございます。具体的な算出方法につきましては、今年の 7 月の交付税の算出の際に明らかにされますので、単価等につきましても今の時点ではっきりと分かるものはありませんが、おそらく医療費の高騰等の影響もあり、今年度並みの金額は確保できるものだろうということでの同額の計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（鈴木重行委員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 2 点再質問を頂戴しました。まず 1 点目の業務委託による業務量、職員の負担軽減というお話でございましたけれども、前提といたしまして、この支援業務、永続的にこの業務を実施していくつもりはないというところがまず 1 点ございます。あくまでも町職員が自立的に自分たちで今後その会計処理を行っていくための下地づくりという意味合いが非常に強いというように捉えていただければと思います。

日々の業務におきましても当然その会計処理に悩むことが多々ございまして、その際は都度メール、電話等でご助言をいただきながら支援いただいているのが現状です。

また、企業会計におきましては出納閉鎖期間はございませんので、4 月に入りましたら早々に会計を締めて、それから決算処理に向かうわけですが、例えば、令和 6 年度に取得した固定資産、これを今度は固定資産台帳に登録、あるいは減価償却の基礎額の算定等をこれから行っていくわけですが、これにつきましてもシステムを使いながらにはなるわけですが、そのシステムの使い方が正しいのかどうか。これはシステム業者からいろいろ助言をいただきながらですが、それらが果たして適切なのかどうか、そういった部分の検証なども行っていただくということで考えております。

また、先程触れなかったんですが、令和 5 年度、議員の皆さまにもその支援業者から議員研修ということで会を設けていただきましたけれども、恒常的というか年 2 回ほど来年度もその職員に対する研修をこの支援業者から行っていただくことも想定しております。やはり導入当初、導入前からいた職員と、それから新たに異動になってきた職員、それぞれ企業会計に対するその理解度、それらの差異もありますので、そういった部分を埋めるという意味も含めて、そういった研修の中で職員のスキルというか水準を上げて引き上げていくといった部分も目的としてあるということをご理解いただきたいと思います。

また、2 点目の業務委託の 3 月の補正におきまして減額させていただいた部分についてのご質問でございました。基本的な原則的な考え方としてなんですけれども、これも補正の審査の中でお話をさせていただいたお話と重複するんですが、公共事業、公共工事、あるいは設計、業務委託の積算につきましては、すべて基本的には国が示す基準、それらに従っ

て積算を行ってまいります。令和6年度大きな減額に至った要因といたしましては、落札いただいた業者がたまたま庄内管内での業務実績があり、庄内の地の利を知っているというそういったメリットを生かしていただいて、予定価格よりもまず安価に入札いただいたというそういった経緯がございまして、それが来年度、令和7年度におきましても同様なことが起こり得るかというのは、それはもう入札をしてみないと、開札をしてみないと何とも言えないところもございまして、そもそもそれを期待してあらかじめ予定価格を国が定める基準よりもそれを大幅に下回るような形で予定価格を設定するというのは、国庫補助金を受けながらの事業執行としては適切ではないと考えておりますので、あくまでも令和7年度に定める、例えば設計に係る労務費の計上、あるいは諸経費の計上、執行したいというように考えておるところです。

○委員長（鈴木重行委員） 2番 鈴木淳士委員。

○2番（鈴木淳士委員） 私からは1点確認といいたしめようかご提案申し上げたいことがありましての発言をお許しいただきたいと思います。介護保険制度の特別会計でございます。ページでいくと132ページから133ページにわたる地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業に関することではありますが、問題としております、よれちゃ家事業につきまして昨年の一般質問等でもいろいろとご意見を申し上げさせていただいたわけですが、なかなか介護保険制度自体が非常に財政困難になってきた。3年に1回の更新ですけれども、介護保険料もどんどん増額されていくというような状況の中、マスコミ等でも介護保険制度そのものの存続が危ぶまれるというような状況も今後懸念されるという中で、そうしますとお金が絡んでくるといろいろな考え方も出てくるわけでして、一つの意見として可能かどうかというようなことでご検討いただきたいと思います。

そもそもよれちゃ家事業については、従来、町の事業としてのボランティア活動、いわゆるサロン事業とかお茶飲み会、ミニサロン事業、こういった展開を各町内会、それから福祉センターで展開されていたものが、にこにこメイトの皆さんが一生懸命頑張っているということで、それをランクアップしたような形になったと思います。ちょうど介護保険制度そのものもいろいろ見直しが図られて、事業所で実施しているこういったサークル活動、集まり、高齢者に対しての憩いの場の提供事業というものが民間サイドでいろいろな施設で行われているというものを大きくまた区分した形で訪問介護、通所介護というものと日常生活の維持支援策としてのサービス提供を一本化した形で、平成の25、26年ころから制度改正がなされてきたという中で本町のよれちゃ家についても、この新たな介護予防・日常生活支援総合事業に組み込んだ形で事業展開を行っているということなわけです。

これが予算書の財源構成を見ていただくとお分かりになるとおり、132ページに載っている介護予防・日常生活支援総合事業、先程来紹介しているよれちゃ家はこの括りに入るわけですが、事業費2,000万円ほどの事業のうち国からの支出が770万円、それから町からの持ち出しとして1,200万円で購入している。ところが次のページの133ページ、同じ包括的支援事業及び任意事業という並びの中で、地域支援事業という中で似たような内容になるんですが、包括支援になりますとほぼ似たような2,000万円クラスの事業費の財源が、国県は1,200

万円で、町の持ち出しが約 800 万円というようなことで逆転になるわけですから、そもそもが先程申しましたボランティア活動として実施されてきたサロン、お茶飲み会といった包括的支援事業及び任意事業に今のよれちゃ家の事業を移管できないものかというご提案です。

これによって、いわゆる純粋な介護保険料の負担軽減というようなことになって、国・県にその分ご負担をお願いするということになるわけですが、まだ今のところ、それぞれ各市町村単独での介護保険事業の運営ということでもありますので、ぜひ経費の軽減策というようなことでのご検討はいかがなものかということでご提案申し上げたいのですが、ご所見をお伺いできればと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 予算書 132・133 ページにわたってのご質問かと思います。

まずよれちゃ家という事業は 132 ページの介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業に分類されるものでございます。それから 133 ページの包括的支援事業及び任意事業ということで、一般的に任意事業というように我々は分類しているわけですが、総合事業とその任意事業、それぞれ国のまず要綱に定められておりまして、その要綱に従って事業を分類しているところでございます。

対象なんです、総合事業に関しましては要支援者 1、2、それから事業対象者等を対象としまして、主に介護予防の事業を展開しているということで、こちらの方をよれちゃ家ということで、昨年的一般質問の中でもいろいろ討論させていただきましたけれども、本町といたしましては、要支援 1、2、事業対象者等を含めそういった方々の介護予防に資する取り組みということで重点的な取り組みに位置付けて取り組みを展開しています。

一方で、任意事業の方ですが、こちらの方はセンターの運営費、それから社会保障充実分ということで、一般の方を主に対象にした事業ということになります。社会保障の充実分の事業に関しましては分かりやすく言いますと、地域力の育成であったり見守る目の育成であったり、ネットワークの強化であったり地域の支え合いだったり、そういったどなたでも参加できるような事業ということで展開をしております。

ご質問がありましたよれちゃ家を例えば任意事業の方に移行できないかというようなお話でしたが、今の説明のとおり、よれちゃ家に関しましては対象者を絞って活動しているということで、来年度も総合事業の中で展開していくということで位置付けをしているところでございます。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 2 番 鈴木淳士委員。

○2 番（鈴木淳士委員） まさに今ご答弁いただいたとおり、よれちゃ家は誰でも参加できるわけではなくて要支援 1、2 という認定を受けた対象者に限定されるというような説明だったのですが、実際の呼びかけは誰でもどなたでも参加できるから「よれちゃ家」ということで事業を開始していたものというように認識しております。一応はその参加の申し込みの際には要介護の認定が必要かどうかというテストチェック表があって、それに記入してもらっている。それによって判断しているというのは十分認識しているんですけども、一つでもチェックが入ればその対象者ですというほど拡大解釈した形で運営されていた。

これが、今説明にあった任意事業の方が参加者を絞り込まなければならないという逆流でしたらこれは不可能な話ですけども、任意事業はもう誰でも参加できますよと、つまりは健常者であろうとも介護認定１、２を受けている方でも誰でも参加できるということで、間口が広がるわけですね。となれば、当然、今現在のよれちゃ家に参加されている方々も取り込んだ形で任意事業の展開ができるというように解釈できるんですが、その点、制度的に大丈夫という観点であっても敢えて、よれちゃ家については介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けなければならないものかというところで再度ご説明をお願いいたします。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 若干言葉が少し足りないところもありましたので、再度付け足して説明させていただきますが、よれちゃ家の事業に関しましては委員がおっしゃるように誰からでも参加していただきたいという思いもありながら、ルールといたしまして、半分以上の参加者が事業対象者ということで、一般の方も参加はできるんですけども、規則的に国の要綱の中で半分以上の方が事業対象者であることということに位置付けられているため、そういった内容で要件を絞りながら実際の活動を行っているということをご理解いただければと思います。

また、今回第９期ということで介護保険計画がスタートしているわけですけども、第８期では後期高齢者の方々がまだ入り口といいますか７５歳になったばかりということもありまして、まだまだ元気の方々が多かったわけですが、これからの時代、その７５歳以上に到達して、この介護予防のサービスを使う方がどんどん増えていくということが考えられますので、まずそうならないように、この介護予防の取り組みを広く町民の方に声をかけていくということが重要な取り組みということで位置付けて取り組んでいくということで、また、こちらの方もご理解いただければと思っております。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） ３番 小林茂吉委員。

○３番（小林茂吉委員） 私から後期高齢者医療特別会計について伺います。ページ数で言いますと１１３ページ、ここに表がありますが、その中でこの制度そのものは後期高齢者の一人当たりの保険料、それから現役世代一人当たりの後期高齢者支援金という形で保険料が集まっているわけでありまして、平成２０年度のこの制度が導入されて以降、少子高齢化、そうした人口構造の変化によって現役世代のこの負担が非常に伸びているということで、令和６年度４月にこの医療制度の保険料の制度改正が行われたわけでありまして。つまりは後期高齢者の保険料、それから現役世代の支援金、なるだけフラット化にして平準化していこうということで、この伸び率を同等にしていこうということになったわけで、当然後期高齢者の負担分が上がるということに結果的にはなります。そうした場合、本町においてこの上がった分の、いわゆる所得に応じたそうした負担割合をしておりますが、その上がった分をどれほどの被保険者が占めるのか、負担していかなければならないのか。そうした割合を教えてください。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 今回の制度改正に伴いまして高齢者の負担がどの程度増えた

のかということでございました。つまり令和5年度から、現時点で持っているデータとしては令和5年度と令和6年度の決算見込みという規格の中ではあるんですが、その中での例えば保険料率自体が変わっていますので、なかなか単純に所得がどうのこうのというような形で比較というのはできないんですけれども、例えば所得に応じて窓口負担が1割の方、2割の方といらっしゃると思いますので、その方の増減を比べることでの出口ベースにはなるんですが、比較は若干できるのかなというように思います。その辺のデータにつきましては、佐藤国保係長の方よりご答弁を申し上げます。

○委員長（鈴木重行委員） 佐藤国保係長。

○説明員（佐藤由貴子国保係長） 私の方から窓口負担の割合の人数について説明させていただきます。2割負担という区分ができてからなんですけれども、令和7年1月の状況です。1割負担の方が1,157人、2割負担の方が144人、3割負担の方が41人いらっしゃいます。この2割負担の144の方が前の制度でいけば1割負担だったわけなので影響の出ている方なのかなと思います。以上です。

○委員長（鈴木重行委員） 3番 小林茂吉委員。

○3番（小林茂吉委員） かなり、この制度の導入時から比較しますと後期高齢者が1.2倍ほど伸びて、現役世代への支援金の分は1.7倍ほど伸びているところで、バランスをとっていくわけなんですけれども、今の時点では、令和7年度においてはどのくらいの、いわゆる二つ比較した場合にどの位置にいるのか。ざっくり半分にすれば1.4倍ずつというようになりますけれども、今どの程度納めた段階で保険料を算出しているのか分かりますかね。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 後期高齢者医療の保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合の方からの通知に基づいて保険料それから納付金額の方を予算計上している関係でございます。具体的な伸び率等につきましては、ただいま資料を持ち合わせていないのでご説明できないところではありますが、委員ご指摘のとおり、まずは伸び率の平準化は図られているものというように思っているところでございます。

○委員長（鈴木重行委員） 4番 土田市子委員。

○4番（土田市子委員） 129ページ、1款3項2目認定調査等費についてお伺いしたいと思っております。新規に介護認定の申請があるのは大体どのぐらいなのかということと、認定調査を行って認定されてもサービスに繋がらないという件数などがありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 認定調査の状況ということで、令和6年度の状況になります。認定の申請者の状況ですが、新規の申請者が106名、更新の申請者が137名、区分の変更申請が75名、計318名という状況でございます。

サービスの状況等のお話でしたけれども、そちらについては、すみませんが、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○委員長（鈴木重行委員） 4番 土田市子委員。

○4 番（土田市子委員） 実際調査に入る前には窓口での聞き取り調査とかがあるわけですが、その時点で明らかに認定に繋がらないというような感じの事例もあるかと思うんですけども、受け入れ申請の書類が揃えばすべて調査に入るのでしょうかということと、それからその窓口の時点でチェックリストなどを行って、事業対象者としてできるサービスの方に繋がった方がいいのではないかと思います。それは、やみくもに認定調査に入ることによって、それに伴う事務も増えますし、それによって認定審査会の方の費用も増えていくかと思われますので、窓口業務の充実を図って改善に繋がっていったら、更には最後には介護保険料の増額に繋がる部分でもカットできるのではないかと考えておりますけれども、その窓口業務の機能というかチェックの仕方、そういうのを少し手厚く指導に向かった方が、この介護保険料認定調査に対しては軽減に繋がるのではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木重行委員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） まず地域包括支援センターといたしましては、年間 1,300 件から 1,400 件くらいの相談を受けています。その中でも重複して何度もお話を聞いて状況を確認して、その上で調査等に繋がる方、それからその調査に繋がらなくて相談で終わる方等もいらっしゃいます。その中で、まず包括支援センターの中で分類をした上で認定調査の方に頼んでいるという状況ということでご理解をいただければと思います。ただ、やはり土田委員がおっしゃるような状況等も、もしかしたらあるのかもしれませんが、ただ、そこに関しましてはやはり丁寧な対応をして地域住民の方が町民の方が不安にならないように、介護サービスに繋げることも重要なことだと思いますので、ただ過多に繋げるだけではやはり介護保険料のというところも確かに分かりますけれども、やはりこういった時代の中でいろいろな多様な方々がいらっしゃいますので、十分相談に乗りながら調査業務に繋がっていくということで努めてまいりたいと考えております。

○委員長（鈴木重行委員） 進行にご協力をお願いします。

○委員長（鈴木重行委員） 以上で、第四審査区分の審査を終了します。

○委員長（鈴木重行委員） これをもって、令和7年度各会計予算の審査を終了しました。

○委員長（鈴木重行委員） これから、本委員会に付託された議第9号から議第13号まで以上5件を採決します。

この採決は1件ごとにそれぞれ区分して行います。

最初に、議第9号「令和7年度三川町一般会計予算」の件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○委員長（鈴木重行委員） 起立全員であります。したがって、議第9号は原案を可決すべきものと決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 次に、議第10号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○委員長（鈴木重行委員） 起立全員であります。したがって、議第１０号は原案を可決すべきものと決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 次に、議第１１号「令和７年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○委員長（鈴木重行委員） 起立全員であります。したがって、議第１１号は原案を可決すべきものと決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 次に、議第１２号「令和７年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○委員長（鈴木重行委員） 起立全員であります。したがって、議第１２号は原案を可決すべきものと決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 次に、議第１３号「令和７年度三川町下水道事業会計予算」の件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立 ８ 名 不起立 ０ 名）

○委員長（鈴木重行委員） 起立全員であります。したがって、議第１３号は原案を可決すべきものと決定しました。

○委員長（鈴木重行委員） 以上で、本委員会に付託された事件の審査を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 ３時０４分）

三川町議会委員会条例第26条第1項の規定により、
ここに署名する。

令和7年3月17日

三川町予算審査特別委員会委員長